

J.LEAGUE HANDBOOK 2014

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ ○クラブライセンス交付規則 ○クラブライセンス交付規則【運用細則】

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

〒 113-0033 東京都文京区本郷 3-10-15 JFA ハウス 9 階 電話 03(3830)2006 FAX 03(3830)2007

Jリーグ クラブライセンス交付規則

		〔定韓	§集〕·		••••••	3
第	1	章	総		則	
		●第	1条	[趣	旨〕	5
		●第	2条	(AF	C規則と	の関係〕
			3条	[定	義〕	····· 5
		●第	4条	[J]	ーグ クラ	ラブライセンス制度の目的] 5
						定]6
		●第	6条	〔遵守	義務〕…	6
第	2	章	手	•	順	
						と等級]
						度上の制裁〕
		●第	9条	(AF	Cによる	検査] 8
第	3	章	ラ	1.	センス	ス交付機関(ライセンサー)
		●第	10 条	[51	(センサー	-) 8
						- -の組織]······ 8
		●第	12条	[CL	_ A]······	9
		●第	13条	[CL	_ A の権阻	見および義務]9
						10
		●第	15条	(F I	Bの権阻	見および義務]⋯⋯⋯⋯⋯⋯11
		●第	16条	(AE	3]	12
						Sよび義務]······13
第	4	章	ラ	1-	センス	ス申請者
						□請者〕13
						ョ請者の義務]······13
		●第	20条	〔ライ	(センス申	∄請者が準加盟クラブの場合の特則〕【削除】⋯⋯⋯⋯14
第	5	章	ラ	1-	センス	ζ
		●第	21 条	[]=	ライセンス	₹の種類〕・・・・・・・・・14
		●第	22 条	[J=	ライセンス	≾の付与/譲渡]14
		●第	23条	〔ライ	′センスの)有効期間/取消し]・・・・・・・14

第	6	章	ラ	1	セン	ス申請手続(コアプロセス)
			-			(申請)
						(申請書類の審査]16
						: る決定]······16
						·····································
		●第	28 宋	ĹJ-	フイセン	ノス交付の決定〕······17
<u>~</u>	7	並		_	~ <i>h</i>	二寸並廿合。の山坦恣故
寿		부	A	<u></u>	<u>しり</u>	ラブ競技会への出場資格
						5 ブ競技会への出場資格の承認]18
						ラ ブ競技会出場の臨時承認]18
						ノス取消の場合の措置]18
		●第	32条	(A	FCクラ	5 ブ競技会の失格]18
第	8	章	競	技	基準	
		●第	33 条	〔競	凌基準]⋅	19
	_		14			
第	9	章	施	設	基準	
		●第	34 条	〔施	设基準〕 设基準〕	21
		_				
第	10)章	人	、事	体制	ᆌ・組織運営基準
-						<u> </u>
		●弗	30 宋	LΛ÷	事1个刑"	· 組織運営基準]30
h.h.	4	4 *	5-4	- マ 슌	, 	±
弗	ı	早	江	579	基準	<u> </u>
		●笙	36 冬	「法	なま 進し	35
		- 31	00 A	C 724.	120 EE 7	
纮	11	き	8-	十二次	基準	≢
矛	1 4	_무		1 17.	还午	
		●第	37 条	[財	務基準]	38
笋	11	3章	杂	¥	貝	ul
<u>ফ</u>	-	ノ <u>干</u>	<u> </u>	<u>τ</u>		<u></u>
		●第	38 条	[守	秘義務〕	41
		●第	39 条	[言	語)…	41
		●第	40条	[本	交付規則	に定めのない事項]41
						41
						41
		●別	表1〔	(וו)	ーグ ク	ラブライセンス申請から交付までのフロー]42

Jリーグ クラブライセンス交付規則【運用細則】

1.	総	則
	● 1 − 1	〔目 的〕
	● 1 - 2	〔定 義〕45
	● 1 - 3	〔遵守義務〕45
	● 1 − 4	[提出方法および連絡方法]45
	● 1 − 5	[期 限]45
	● 1 − 6	[立証責任/証拠方法]・・・・・・・・・・45
2.	運用細	則
	● 2 − 1	〔競技基準の運用細則〕46
	● 2 - 2	[施設基準の運用細則]50
	● 2 - 3	[人事体制・組織運営基準の運用細則]57
	● 2 4	[法務基準の運用細則]70
	● 2-5	[財務基準の運用細則]73
3.	ライセ	ンス申請フロー
		82
4.	FIB	の審査手続
4.	● 4 - 1	[FIBパネルの組成]95
4 .	● 4 - 1 ● 4 - 2	[FIBパネルの組成]95 [FIB構成員の構成・独立]95
4.	● 4 − 1 ● 4 − 2 ● 4 − 3	[FIBパネルの組成] 95 [FIB構成員の構成・独立] 95 [FIB構成員の忌避] 95
4.	● 4 − 1 ● 4 − 2 ● 4 − 3	[FIBパネルの組成] 95 [FIB構成員の構成・独立] 95 [FIB構成員の忌避] 95 [FIB構成員の補充] 95
4.	● 4 − 1 ● 4 − 2 ● 4 − 3	[FIBパネルの組成] 95 [FIB構成員の構成・独立] 95 [FIB構成員の忌避] 95 [FIB構成員の補充] 95 [審 問] 95
4.	 4 − 1 4 − 2 4 − 3 4 − 4 	[FIBパネルの組成] 95 [FIB構成員の構成・独立] 95 [FIB構成員の忌避] 95 [FIB構成員の補充] 95
4.5.	 4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 	[FIBパネルの組成] 95 [FIB構成員の構成・独立] 95 [FIB構成員の忌避] 95 [FIB構成員の補充] 95 [審 問] 95
	●4-1 ●4-2 ●4-3 ●4-4 ●4-5 ●4-6 ABØ	[FIBパネルの組成] 95 [FIB構成員の構成・独立] 95 [FIB構成員の忌避] 95 [FIB構成員の補充] 95 [審 問] 95 [責問権の放棄] 96 (上訴の申立て) 96
	●4-1 ●4-2 ●4-3 ●4-4 ●4-5 ●4-6 ABØ	[FIBパネルの組成] 95 [FIB構成員の構成・独立] 95 [FIB構成員の認避] 95 [FIB構成員の補充] 95 [審問] 95 [責問権の放棄] 96 (上訴の申立て] 96 [提出部数] 97
	●4-1 ●4-2 ●4-3 ●4-4 ●4-5 ●4-6 ABO ●5-1 ●5-2 ●5-3	[FIBパネルの組成] 95 [FIB構成員の構成・独立] 95 [FIB構成員の認避] 95 [FIB構成員の補充] 95 [審問] 95 [責問権の放棄] 96 (上訴の申立て] 96 [提出部数] 97 [上訴申立ての取下げ] 97
	● 4 − 1 ● 4 − 2 ● 4 − 3 ● 4 − 4 ● 4 − 5 ● 4 − 6 ABO ● 5 − 1 ● 5 − 2 ● 5 − 3 ● 5 − 4	[FIBパネルの組成] 95 [FIB構成員の構成・独立] 95 [FIB構成員の高避] 95 [審 問] 95 [責問権の放棄] 96 (上訴の申立て] 96 [提出部数] 97 [上訴申立ての取下げ] 97 [ABパネルの組成] 97
	●4-1 ●4-2 ●4-3 ●4-4 ●4-5 ●4-6 ABO ●5-1 ●5-2 ●5-3 ●5-4 ●5-5	[FIBパネルの組成] 95 [FIB構成員の構成・独立] 95 [FIB構成員の補充] 95 [審問] 95 [責問権の放棄] 96 (上訴の申立て) 96 [提出部数] 97 [上訴申立ての取下げ] 97 [ABパネルの組成] 97 [AB構成員の構成・独立] 97
	●4-1 ●4-2 ●4-3 ●4-4 ●4-5 ●4-6 ABO ●5-1 ●5-2 ●5-3 ●5-4 ●5-5 ●5-6	[FIBパネルの組成] 95 [FIB構成員の構成・独立] 95 [FIB構成員の忌避] 95 [審問] 95 [責問権の放棄] 96 [上訴の申立て] 96 [提出部数] 97 [上訴申立ての取下げ] 97 [ABパネルの組成] 97 [AB構成員の構成・独立] 97 [AB構成員の忌避] 97
	●4-1 ●4-2 ●4-3 ●4-4 ●4-5 ●4-6 ABO ●5-1 ●5-2 ●5-3 ●5-4 ●5-5 ●5-6	[FIBパネルの組成] 95 [FIB構成員の構成・独立] 95 [FIB構成員の補充] 95 [審問] 95 [責問権の放棄] 96 (上訴の申立て) 96 [提出部数] 97 [上訴申立ての取下げ] 97 [ABペネルの組成] 97 [AB構成員の構成・独立] 97 [AB構成員の忌避] 97 [AB構成員の補充] 97 [AB構成員の補充] 97 [AB構成員の補充] 97
	●4-1 ●4-2 ●4-3 ●4-4 ●4-5 ●4-6 ABO ●5-1 ●5-2 ●5-3 ●5-4 ●5-5 ●5-6	[FIBパネルの組成] 95 [FIB構成員の構成・独立] 95 [FIB構成員の忌避] 95 [審問] 95 [責問権の放棄] 96 [上訴の申立て] 96 [提出部数] 97 [上訴申立ての取下げ] 97 [ABパネルの組成] 97 [AB構成員の構成・独立] 97 [AB構成員の忌避] 97

6.	雑	則
	● 6 − 1	[守秘義務]98
	●6-2	[本運用細則に定めのない事項]98
	● 6 - 3	〔交付規則との優劣〕98
	● 6 - 4	[改 正]99
	● 6−5	[附 則]99
7.	提出書	類集
		1-1】ホームスタジアムに関する確認書
		1-2】ホームスタジアム検査表 101
		1-2】ホームスタジアム検査表 102
		9-1】トレーニング施設調査票(表紙) 103
		9-1】トレーニング施設調査票 104
		9-2】トップチームの練習場に関する確認書 105
		1-1】人事・組織体制基準 会社概要表
		1-2】人事・組織体制基準 担当者一覧表 107
		6] 108
		6] 109
	【書式 P-1	7] 110
	【書式 P-1	· •
	【書式 P-1	
		8行申請】
		├一適正証】
	【書式 L-0	1] 115
	【書式 L-0	•
	【書式 L-0	-
	【書式 L-0	
	【書式 L-0	
	【書式 F-0	-
	【書式 F-0	5] 121



定義集

「AFC」とは、アジアサッカー連盟を意味する。

「AFCクラブ競技会」とは、AFCチャンピオンズリーグ、AFCカップおよびAFCプレジデ ンツカップの総称を意味する。

「AFC規則」とは、AFC Club Licensing Regulations を意味する。

「AFC調査人」とは、本交付規則第9条第1項に定める意味を有する。

「AFCライセンス」とは、本交付規則第2条第1項に定める意味を有する。

「LM」とは、本交付規則第12条第1項に定める意味を有する。

「FIB」とは、本交付規則第 11 条第 1 号イに定める意味を有する。なお、各ライセンス申請又は取消手続の審査との関係において「FIB」というときは、「FIBパネル」を意味する。

「FIBパネル」とは、本交付規則第14条第7項に定める意味を有する。

「AB」とは、本交付規則第11条第1号口に定める意味を有する。なお、各上訴の審査の関係において「AB」というときは、「ABパネル」を意味する。

「ABパネル」とは、本交付規則第16条6項に定める意味を有する。

「CLA」とは、本交付規則第 11 条第 1 項第 2 号に定める意味を有する。

「Jライセンス」とは、本交付規則第1条に定める意味を有する。

「Jリーグクラブライセンス関連規程」とは、本交付規則第5条に定める意味を有する。

「J1クラブライセンス」とは、本交付規則第21条第1項第1号に定める意味を有する。

「J2クラブライセンス」とは、本交付規則第21条第1項第2号に定める意味を有する。

「シーズン」とは、Jリーグ規約第54条に定める開催期間の属する年の2月1日から翌年1月 31日までの期間を意味する。

「ライセンス申請者」とは、Jライセンスを申請するクラブを意味する。

「ライセンシー」とは、Jライセンスを交付されたクラブを意味する。

「ライセンス評価チーム」とは、本交付規則第 12 条第 5 項に定める意味を有する。

「ライセンス・パッケージ」とは、本交付規則第24条第5項に定める意味を有する。

「コアプロセス」とは、本交付規則第25条第1項に定める意味を有する。

「ライセンス基準」とは、本交付規則第7条第1項に定める意味を有する。

「上訴人」とは、上訴申立てを行ったクラブまたはLMを意味する。

序文

Jリーグは、本交付規則を通じ、JFAの理念およびビジョンならびにJリーグの理念および 活動方針を推進し、これらの達成に貢献する。

第1章 総則

第1条 〔趣旨〕

本交付規則は、JFA基本規程第72条第4項およびJリーグ規約第11条に基づき、J1 およびJ2の参加資格である「Jリーグクラブライセンス」(以下「Jライセンス」という。) の要件、申請手続、審査手続その他の必要事項について定めるものである。

第2条 [AFC規則との関係]

- (1) 本交付規則は、AFC規則の定めに従って、Jライセンスのみならず、AFCチャンピオンズリーグの出場資格(以下「AFCライセンス」という。)に関しても必要な事項を定めるものである。この関係において、本交付規則は、AFC規則に規定されるAFCライセンスの各基準およびライセンス交付プロセスにおける必須要件を全て規定する。
- (2) J 1 会員資格に関する基準がAFCライセンスの基準の最低要件より厳格化されまたはAFCライセンスの基準の最低要件に追加されている場合は、当該厳格化または追加された基準は、AFCライセンスに準用されるものとする。

第3条 [定義]

- (1) 次項において定める場合を除き、本交付規則において用いられているAFC規則またはJリーグ規約において定義されている用語は、AFC規則またはJリーグ規約において定義された意味を有するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本交付規則において用いられている各用語は、文脈上明らかに 別異に解することが要求される場合を除き、本交付規則の別紙1に定める意味を有するも のとする。

第4条 [Jリーグクラブライセンス制度の目的]

Jライセンス制度は、AFC規則第1.1項、JFA基本規程第1条およびJリーグ規約第1条に定める目的の実現のほか、以下のことを目的とする。

- ① 日本サッカーのさらなる水準の向上
- ② クラブの経営のさらなる安定化および組織運営体制の充実
- ③ JFAおよびJリーグの諸規程のほか、各種法令、諸規則の遵守
- ④ 安全で充実した機能を備え、サービスの行き届いた観戦環境およびトレーニング環境

の整備

- ⑤ シーズンを通じた国内および国際的な競技会の継続性の維持
- ⑥ 競技会における、財務上のフェアプレーの監視

第5条 [関連規程の制定]

Jリーグは、本交付規則に加え、Jリーグ理事会の決議により、Jライセンスに関連して、以下の各規程、規則および細則からなる「Jリーグクラブライセンス関連規程」を定めることができる。

- ① Jリーグクラブライセンス交付規則 運用細則
- ② Jリーグクラブライセンス事務局規程
- ③ 上記各号のほか、Jリーグが制定する規程

第6条 〔遵守義務〕

- (1) Jリーグ、CLA、FIB、AB、ライセンス申請者およびライセンシーならびにそれらの役職員およびその他の関係者は、JFAおよびJリーグの諸規程のほか、本交付規則、Jリーグクラブライセンス関連規程およびAFC規則ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- (2) ライセンス申請者およびライセンシーは、JライセンスまたはAFCライセンスの申請または取消しに関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) ライセンス申請者およびライセンシーは、J ライセンスまたはAFCライセンスの申請または取消しに関連する手続において、LM、CLA、ライセンス評価チーム、FIBおよびABによる調査または審査に誠実に協力しなければならない。

第2章 手順

第7条 [審査上の基準と等級]

- (1) Jライセンスの交付に関する審査は、以下の5つの基準(以下「ライセンス基準」という。) について行われる。これらの各ライセンス基準は、J1クラブライセンスとJ2クラブライセンスとで求められる内容が異なることがある。
 - ① 競技基準 (第8章)
 - ② 施設基準 (第9章)
 - ③ 人事体制・組織運営基準(第10章)
 - ④ 法務基準(第11章)
 - ⑤ 財務基準 (第12章)
- (2) 前項の各ライセンス基準には以下の3つの等級に分けられ、各等級の定義はそれぞれ以下のとおりとする。

① A 等級

A等級基準はライセンス申請者による達成が必須のものである。ライセンス申請者によるA等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者へのJライセンスの交付拒絶事由を構成するが、当該ライセンス申請者に対して本交付規則第8条に定める制裁は科されない。

② B等級

B等級基準はライセンス申請者による達成が必須のものである。ライセンス申請者によるB等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者へのJライセンスの交付拒絶事由を構成するものではないが、当該ライセンス申請者に対しては本交付規則第8条に定める制裁が科され得る。

③ C等級

C等級基準は、ライセンス申請者による達成が推奨されるものであり、将来において、達成が必須のものと改められる可能性があるものである。ライセンス申請者によるC 等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者に対するJライセンスの交付拒絶事由を構成するものではなく、また、当該ライセンス申請者に対して本交付規則第8条に定める制裁が科されるものでもない。

第8条 [ライセンス制度上の制裁]

- (1) ライセンシーまたはライセンス申請者にB等級基準の未充足があった場合、当該ライセンシーまたはライセンス申請者はFIBまたはABにより以下の制裁(ただし、当該制裁は網羅的なものではない)が科される可能性がある。ライセンシーまたはライセンス申請者は、シーズンの開始前のみならず、シーズン中にも、制裁が科されることがある。
 - ① 戒告
 - ② けん責
 - ③ ライセンス基準を満たすための期限延長
 - ④ 特定の期限までにライセンス基準を満たす義務
 - ⑤ 罰金 (1億円を上限とする)
 - ⑥ 勝点の減点(15点を上限とする)
 - ⑦ 人員の停職
 - ⑧ ライセンサーの然るべき機関への問題報告
 - ⑨ 保証および引受義務
 - ⑪ 補助金/賞金の保留
 - ① より詳細な財務情報の要求
 - ① 無観客試合
 - ③ 収容人数の削減
 - (14) Jライセンスの見直し・取消し
 - (5) Jライセンスの保留
 - ① 移籍契約締結の禁止

- ① 下位ディビジョンへの降格
- (2) ライセンシーまたはライセンス申請者に本交付規則または「Jリーグクラブライセンス関連規程」の違反(虚偽の文書の提出、期限の無視、期限超過の懲罰、ライセンサーに対する非協力的なあらゆる行為を含むがこれらに限られない)があった場合、当該ライセンシーまたはライセンス申請者は、Jリーグ規約の定めに従って制裁を科されることがある。

第9条 [AFCによる検査]

- (1) AFCまたはその指名する機関もしくは代理人(これらを総称して「AFC調査人」という) は、本交付規則およびAFC規則の遵守状況を調査するため、Jリーグに対し抜き打ち検査を行うことができ、Jリーグが本交付規則またはAFC規則に違反していると判断される場合には、その違反行為の性質と重大性に鑑み、JリーグはAFCから制裁を受けることがある。
- (2) AFC調査人は、Jリーグの立ち会いのもと、本交付規則およびAFC規則の遵守状況 を調査するため、ライセンス申請者に対し抜き打ち検査を行うことができ、当該ライセンス申請者が本交付規則またはAFC規則に違反していると判断される場合には、その 違反行為の性質と重大性に鑑み、当該ライセンス申請者はAFCから制裁を受けること がある。
- (3) 前2項の抜き打ち検査との関係においては、本交付規則およびAFC規則の英語版と日本 語版との間に解釈の相違がある場合は、英語版の解釈が優先されるものとする。

第3章 ライセンス交付機関(ライセンサー)

第10条〔ライセンサー〕

- (1) Jリーグは、JFAから日本におけるクラブライセンス制度の制定および運用の委任を受けたことより、日本におけるライセンス交付機関(ライセンサー)となる。
- (2) ライセンサーは、AFC規則第3章および本交付規則に基づき、Jライセンス制度の運営を行い、Jライセンスの交付の決定を行う。

第 11 条 [ライセンサーの組織]

ライセンサーは、以下の機関を設置し、Jライセンスの交付に関する審査を行う。

- ① Jライセンス交付の可否を決定し、第8条に定める各種制裁を科す権限を持つ、以下の2つの意思決定機関。ただし、これらの機関は互いに独立した存在であるものとし、ライセンサーから管理運営上の支援を受けるものとする
 - イ. クラブライセンス交付第一審機関(以下「FIB」という)
 - ロ. クラブライセンス交付上訴機関(以下「ABIという)
- ② クラブライセンス事務局(以下「CLA」という)

第12条 [CLA]

- (1) JリーグはCLAを設置し、CLAにクラブライセンスマネージャー(以下「LM」という) および職員を配置する。
- (2) CLAの職員およびLMはチェアマンが任命し、LMがCLAの長を務める。
- (3) CLAの職員およびその外部アドバイザーの少なくとも1名は、財務の分野において相当の実務経験と知識を有する者とする。
- (4) CLAは以下の業務を行う。
 - ① Jライセンス制度全般の作成、導入およびさらなる発展
 - ② FIBおよびABに対する管理運営上の支援
 - ③ ライセンス申請者に対する援助および助言
 - ④ シーズン中におけるライセンシーの本交付規則およびAFC規則の遵守状況の監視
 - ⑤ AFCおよびAFC加盟各国のクラブライセンス交付部門との連絡および窓口業務
- (5) LMはライセンス申請者に対する審査を円滑かつ効率的に遂行するため、CLAの一部門として公認会計士1名以上を含む「ライセンス評価チーム」を組織し、Jリーグ理事会の承認を経てその構成員を任命することができる。
- (6) CLAの職員(ライセンス評価チームの構成員を含む。)は、Jリーグ規約第26条第1項の準用を受けるほか、ライセンス申請者またはライセンシーと独立した関係になければならず、また、職員自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族がライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならない。
 - ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること
 - ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの株主またはその役職員であること
 - ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのビジネスパートナー(会計監査人を含む。)またはその役職員であること
 - ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのスポンサーまたはその役職員である こと
 - ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること
- (7) CLAの職員(ライセンス評価チームの構成員を含む)が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他Jリーグが制定する規程に定める場合は、当該職員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。
- (8) 上記各項のほか、CLAの運営に関する事項は、Jリーグが制定する「Jリーグクラブライセンス事務局規程」に定めるところによる。

第13条 [CLAの権限および義務]

- (1) LM、CLAおよびライセンス評価チームは、公正な立場で職務を遂行しなければならず、 ライセンス申請者を平等に取り扱わなければならない。
- (2) LM、CLAおよびライセンス評価チームは、各ライセンス申請者によるJライセンスの

申請の評価に関してFIBおよびABを支援するため、それらの完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、当該ライセンス申請者に対してヒアリング調査を実施し、ライセンス申請書類の記載事項について明瞭化を求め、追加資料の提出を求めまたはライセンス申請者の関連施設の現地調査を行い、ライセンス評価報告書を作成するものとする。

- (3) LM、CLAおよびライセンス評価チームは、事前通知なくライセンス申請者またはライセンシーの関連施設に出向いて抜き打ち検査を実施し、Jライセンス交付に関する資料の調査、FIBまたはABが命じたクラブ経営上の是正措置の対応状況の確認、ライセンス申請者またはライセンシーに対するヒアリング調査等を行うことができる。
- (4) ライセンシーに本交付規則の規定の違反があると認められる場合には、CLAがその内容 を調査のうえ、Jリーグ規約に基づいて制裁が科され得る。
- (5) LMおよびその指名するCLAの職員は、FIBおよびABによる「クラブライセンス決定会議」に出席することができ、そこでライセンス交付またはクラブへの制裁に関して意見を述べることができる。ただし、当該人員は議決に加わることはできない。
- (6) CLAはAFC調査人による抜き打ち検査を受けることがあり、検査が行われる場合は、 CLAは検査に協力しなければならない。

第14条[FIB]

- (1) FIB構成員は、CLAの推薦に基づき、Jリーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命する。
- (2) FIB構成員の任期は2年とし、4期まで再選されることができる。
- (3) JリーグまたはJFAの職員はFIBの構成員に任命され得る。
- (4) 前項の規定にかかわらず、Jリーグ理事および監事、JFA理事および監事、JFA評議員、 Jリーグ専門委員会委員、JFA専門委員会委員、CLAの職員(ライセンス評価チーム の構成員を含む)ならびにLMは、FIBの構成員を兼ねることができない。
- (5) FIB構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、FIBおよびJリーグ理事会の議 決を経て、チェアマンがこれを解任することができる。
 - ① 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - ② 職務上の義務違反等、FIBの構成員としてふさわしくない行為があったとき
- (6) FIBの任期途中で補欠または増員によりFIB構成員を選任する場合は、任期終了まで の残存期間における構成員として、Jリーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命する ことができる。
- (7) チェアマンは、各ライセンス申請者毎に、当該ライセンス申請者によるライセンス申請を審査し、かつ第 15 条第 2 項から第 4 項に関する決定を行う会議体としてFIBパネルを組成するものとする。FIBパネルは 1 名の議長及び 2 名以上の審査員からなるものとし、いずれもチェアマンがFIB構成員の中から任命するものとする。ただし、少なくとも 1 名は日本弁護士連合会に登録された弁護士、少なくとも 1 名は日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。
- (8) FIB構成員は、その審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーに対して独立

していなければならず、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、 当該ライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならないものとする。

- ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること
- ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの株主またはその役職員であること
- ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのビジネスパートナー(会計監査人を含む)またはその役職員であること
- ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること
- ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること
- (9) FIB構成員が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他Jリーグが制定する規程に定める場合は、当該FIB構成員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。
- (10) FIBの審査・運営に関する事項は本交付規則に定めるほか、Jリーグが別に制定する規程によるものとする。

第15条[FIBの権限および義務]

- (1) FIB構成員は、公正な立場で職務を遂行しなければならず、FIBに提出されるすべて のJライセンスの申請を平等に取り扱わなければならない。
- (2) FIBパネルは、以下の各号の資料に基づいて、ライセンス申請者に対し、Jライセンス 交付の可否を決定する。当該決定にあたっては、ライセンス評価報告書を参考にすること ができる。
 - ① ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類一式
 - ② 本条第7項にいう審問において顕れた一切の記録
- (3) FIBパネルは、本交付規則に従い、第8条第2項第2号に定めるB等級基準を充足しなかったライセンス申請者に対し、制裁を決定する。
- (4) FIBパネルは、いずれかのライセンシーについて第23条3項各号に定める事由が発生した場合、当該ライセンシーに対し、Jライセンスを取り消すかまたは制裁を科すことができる。
- (5) F I Bパネルは、ライセンス申請者が提出した資料の内容について、ライセンス申請者に対して説明を求め、または資料の再提出や追加資料の提出を求めることができる。
- (6) FIBパネルは、Jライセンス交付の可否を決定するにあたり、ライセンス申請者に対し、 付帯事項としてクラブ経営上の是正措置を通達することができる。
- (7) FIBパネルが、Jライセンスの交付の拒絶またはJライセンスの取消しあるいは制裁を決定する場合には、FIBは、審問期日を指定し、当該ライセンス申請者またはライセンシーに対して弁明の機会を付与しなければならない。また、FIBがJライセンスの交付の拒絶またはJライセンスの取消しあるいは制裁を科す旨の決定を行った場合には、FIBパネルは対象となるライセンス申請者またはライセンシーに対し、ライセンス交付拒絶理由、

取消事中または制裁を科す理中を明記した書面にてその旨を通知しなければならない。

(8) F I Bパネルの各構成員はそれぞれ1個の議決権を有し、F I Bの決定は原則として構成 員の多数決によるものとする。可否同数のときは議長が決する。

第16条 [AB]

- (1) AB構成員は、CLAの推薦に基づき、Jリーグ理事会承認のうえ、チェアマンが任命する。
- (2) AB構成員の任期は2年とし、5期まで再選されることができる。
- (3) Jリーグ理事、監事および職員、JFA理事、監事および職員、JFA評議員、Jリーグ専門委員会委員、JFA専門委員会委員、CLAの職員(ライセンス評価チームの構成員を含む)ならびにLMは、AB構成員を兼ねることができない。
- (4) AB構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、ABおよびJリーグ理事会の議決を 経て、チェアマンがこれを解任することができる。
 - ① 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - ② 職務上の義務違反等、ABの構成員としてふさわしくない行為があったとき
- (5) ABの任期途中で補欠または増員によりAB構成員を選任する場合は、任期終了までの残存期間における構成員として、Jリーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命することができる。
- (6) チェアマンは、各上訴人毎に、当該上訴人による上訴の審査を担当し、かつ第 17 条第 2 項 に関する決定を行う会議体として A B パネルを組成するものとする。 A B パネルは 1 名の 議長及び 2 名以上の審査員からなるものとし、いずれもチェアマンが A B 構成員の中から 任命するものとする。ただし、少なくとも 1 名は日本弁護士連合会に登録された弁護士、 少なくとも 1 名は日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。
- (7) AB構成員は、その審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーに対して独立していなければならず、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、 当該ライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならないものとする。
 - ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること
 - ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの株主またはその役職員であること
 - ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのビジネスパートナー(会計監査人を含む)またはその役職員であること
 - (4) 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること
 - ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること
- (8) AB構成員が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他Jリーグが制定する規程に定める場合は、AB構成員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。
- (9) ABの審査・運営に関する事項は本交付規則に定めるほか、Jリーグが別に制定する規程 によるものとする。

第17条 [ABの権限および義務]

- (2) ABパネルは、FIBの決定に対して不服のある上訴権者が上訴期限までに適法に上訴手続を行った場合に、FIBの決定について審査を行い、FIBの決定を支持するか否かにつき決定を下す。ABパネルは、必要に応じてFIBの決定を破棄し、自ら新たな決定を下すことができる。
- (3) ABパネルの決定は、決定理由を記した書面にて、上訴人に通知されなければならない。
- (4) ABパネルの各構成員はそれぞれ1個の議決権を有するものとし、ABの決定はABパネル構成員の多数決によるものとする。可否同数のときは議長が決する。
- (5) ABパネルの決定は、最終的かつ拘束力のあるものであり、これに対するいかなる不服の 申立ても許されないものとする。ローザンヌのスポーツ仲裁裁判所(CAS)は、AFC の不服申立機関であって、クラブとAFC間の問題についてのみ管轄を有する。

第4章 ライセンス申請者

第 18 条 [ライセンス申請者]

Jライセンスの申請日において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、Jライセンスの申請者(以下「ライセンス申請者」という)となり得る。

- ① J1クラブ
- ② J2クラブ
- ③ 日本フットボールリーグ(JFL)に所属するJリーグ準加盟クラブ

第19条 [ライセンス申請者の義務]

- (1) ライセンス申請者は、国内競技会および国際競技会への参加ならびにライセンス基準の充足について全面的な責任を負うものとする。
- (2) 前項に加え、ライセンス申請者は、以下の各号に定める事項を確保する責任を負うものとする。
 - ① すべての選手が、JFAに登録されており、また、プロ選手の場合には、当該ライセンス申請者との間に書面による選手契約があること
 - ② 契約上または法律上の義務から生じる選手へ支払われるすべての報酬ならびにすべて の入場料収入が当該ライセンス申請者の会計帳簿に記帳されていること
 - ③ 当該ライセンス申請者は、国内および国際競技会に出場する登録選手によって構成されるフットボールチームに対して全面的に責任を負うこと
 - ④ 本交付規則第8章から第12章にそれぞれ記載されている競技、施設、人事体制および 組織運営、法務ならびに財務の基準に関連するライセンス交付義務が履行されている ことの証明に関する必要な全ての情報および/または書面がライセンサーに提供され

ること

⑤ 競技、施設、人事体制および組織運営、法務ならびに財務情報の提示が要求される単 独または複数の報告主体たる事業体に関する情報がライセンサーに提供されること

第20条 [ライセンス申請者が準加盟クラブの場合の特則] 【削除】

第5章 ライセンス

第21条「Jライセンスの種類」

- (1) Jライセンスは、以下の2つのライセンスから構成される。
 - ① J1に参加するための資格であるJ1クラブライセンス
 - ② J2に参加するための資格であるJ2クラブライセンス
- (2) J 1 クラブライセンスはあくまで J 1 に参加するために必要な資格に過ぎず、J 1 クラブライセンスの付与は、当該付与されたクラブが翌シーズンにおいて J 1 に所属することを保証するものではない。当該クラブが翌シーズンにおいて J 1 に所属するためには、J 1 クラブライセンスの付与を受け、かつ、国内競技会の結果に基づき J 1 への出場資格を得なければならない。J 2 クラブライセンスについても同様である。

第22条[Jライセンスの付与/譲渡]

- (1) ライセンス申請者が第8章から第12章に定める各ライセンス基準を充足しているか否かの 判定は、当該ライセンス基準において別段の定めがない限り、ライセンス申請書類の提出 締切日(以下「ライセンス申請締切日」という)を基準日として行う。
- (2) ライセンス申請者が、第8章から第12章に定める各ライセンス基準のうちJ1に関するものであって、A等級のものを全て充足する場合は、J1クラブライセンスが付与されるものとする。ただし、かかる場合であっても、ライセンス申請者がJリーグ準加盟クラブである場合は、J2クラブライセンスが付与されるものとする。
- (3) 前項に定める場合を除き、ライセンス申請者が、第8章から第12章に定める各基準のうち J 2に関するものであって、A等級のものを全て充足する場合は、J 2 クラブライセンス が付与されるものとする。
- (4) ライセンス申請者が、第8章から第12章に定める各基準のうちA等級のものをいずれか1 つでも充足しない場合は、Jライセンスは付与されないものとする。
- (5) AFCライセンスの付与については、第7章の定めに従うものとする。
- (6) ライセンス申請者および/またはライセンシーは、ライセンス申請者たる地位、JライセンスおよびAFCライセンスを第三者に譲渡することができないものとする。

第23条 [ライセンスの有効期間/取消し]

(1) Jライセンスの有効期間は、当該Jライセンスの対象となるシーズンとする。

- (2) Jライセンスは、以下のいずれかの時点において自動的に失効する。
 - ① シーズンが満了したとき
 - ② 当該 J ライセンスの対象となるディビジョンが消滅したとき
- (3) ライセンシーが以下のいずれかに該当する事態となった場合には、当該ライセンシーは、 FIBまたはABの決定により、Jライセンスを取り消されまたは制裁を科され得る。
 - ① 当該ライセンシーが本交付規則に定めるライセンス基準を満たさない状況となり、短期的な回復が見込めなくなった場合
 - ② 当該ライセンシーまたは第三者が当該ライセンシーについて破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立てを行ったとき
 - ③ 当該ライセンシーが解散、合併、会社分割または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議したとき
 - ④ Jリーグ定款に基づきライセンシーが除名処分となったとき

第6章 ライセンス申請手続(コアプロセス)

第 24 条 [ライセンス申請]

- (1) 第 18 条に定められたクラブのみが、Jライセンスの交付を申請することができる。
- (2) Jライセンスの交付の申請は撤回することができない。ただしLMの完全な自由裁量により、LMがライセンス申請日の属する年の8月31日までに書面によって撤回に同意した場合は、この限りではない。
- (3) Jライセンスの申請から交付までの手続きは、本交付規則別表1「Jリーグクラブライセンス交付スケジュール」に従う。
- (4) CLAが別表1の内容を変更する場合は、速やかに第18条に定められたクラブに通知し、 当該クラブにとって不都合が生じないように配慮しなければならない。なお、当該通知を もって、別表1の記載内容は当該通知された内容に置き換えられるものとする。
- (5) CLAは、別表1に従って、Jライセンス申請の案内とライセンス申請書類の一式(以下「ライセンス・パッケージ」と総称する)を、Jライセンス交付の申請を希望するクラブに配付する。
- (6) Jライセンス交付の申請を希望するクラブは、別表1に定める期日までに、所定の要件を満たしたライセンス申請書類を用意し、CLAに提出する。なお、締切を過ぎた申請は一切受け付けないものとする。
- (7) ライセンス申請者がその責に帰すべからざる事情によりライセンス申請書類の提出締切の 延長を希望する場合は、その理由を添えて、原則として提出締切日の3日前までにLMに 締切延長を申請することができる。LMはその完全な自由裁量により、当該理由を審査し、 FIBに報告のうえ、当該申請者に対してクラブライセンス交付スケジュールに影響の出 ない範囲で締切延長を決定することができる。
- (8) CLAはライセンス申請者から提出されたライセンス申請書類に不備がないかを確認し、

ライセンス申請書類の最終締切日から2週間以内に確認結果をライセンス申請者に通知する。LMは、提出されたライセンス申請書類に不備があった場合には、その完全な自由裁量により、ライセンス申請者に当該書類の再提出を求めることができる。

- (9) ライセンス基準の充足に関する立証責任は、ライセンス申請者が負う。
- (10) ライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する期日までに、ライセンス審査料として金30 万円をJリーグに支払うものとし、当該審査料はいかなる理由があっても返却しない。

第25条[ライセンス申請書類の審査]

- (1) ライセンサーは、前条第5項のライセンス・パッケージを配付する日からJライセンスが 交付されたクラブの一覧表をAFCに提出する日まで(当該期間のプロセスを「コアプロ セス」という)の間、すべてのライセンス申請者に対し平等の待遇を確保するものとする。
- (2) CLAおよびライセンス評価チームは、ライセンス申請者から提出されたライセンス申請 書類に基づき審査を行うとともに、それらの完全な自由裁量により、必要と認められる範 囲において、当該ライセンス申請者に対してヒアリングを実施し、ライセンス申請書類の 記載事項について明瞭化を求め、追加資料の提出を求めまたはライセンス申請者の関連施 設の現地調査を行う。なお、CLAから当該ヒアリング調査または現地調査の依頼があっ たときには、ライセンス申請者はこれを拒否してはならない。
- (3) CLAおよび/またはライセンス評価チームは、ライセンス申請者に対する調査結果をライセンス評価報告書にまとめ、FIBに提出する。なお、ライセンス評価報告書には、Jライセンス交付の可否および制裁の必要の有無・内容等、ライセンス申請者に対する所見を盛り込むことができる。
- (4) CLAおよび/またはライセンス評価チームは、ライセンス申請者に対し、申請内容に関する事実関係を明らかにする目的で別途ヒアリング調査を行うことができる。
- (5) ライセンス申請者は、FIBによるライセンス交付決定が下される期間の開始前7日以内に、 CLAに対して、第37条の基準F.05に定める表明書を提出するものとする。
- (6) CLAは、調査終了後、FIBによるクラブライセンス決定会議を開催する。FIBは、 ライセンス申請者に対するJライセンス交付の可否および制裁の有無・内容について決定 する。FIBは、ライセンス申請者に対し、申請内容に関する事実関係を明らかにする目 的で別途とアリング調査を行い、また、追加資料の提出を命じることができる。

第26条 [FIBによる決定]

- (1) FIBは第15条2項から4項までの決定を行う。9月30日までに、当該決定内容および決定理由を明記した書面(以下「FIB決定書」という)が、ライセンス申請者およびLMに送付されるとともに、CLAからJリーグ理事会およびJFA理事会に対して報告される。
- (2) FIBの決定に対しては、以下の者が上訴権を有する。
 - ① Jライセンスの交付拒絶の決定を受けた場合におけるライセンス申請者
 - ② 制裁付きで J ライセンスの交付を受けた場合におけるライセンス申請者

- ③ Jライセンスの剥奪の決定を受けた場合におけるライセンシー
- ④ Jライセンスの交付の決定がなされた場合におけるLM
- (3) 上訴権を有する者は、FIB決定書を受領した日より2週間以内に、CLAに対し、書面により上訴申立てを行うことができる。上訴する者は、当該上訴の申立てと同時に新たな証拠を全て提出するものとし、以後、証拠を追加提出することはできない。
- (4) 上訴権を有する者がライセンス申請者またはライセンシーである場合、それらの責に帰すべからざる理由により上訴申立てに必要な書類の提出締切の延長を希望する場合の対応は、第24条第7項を準用する。上訴期間内に上訴の申立てがなされないときは、上訴期間満了時にFIBの決定が確定する。
- (5) 上訴申立てを受けたCLAは、ABが審査するための上訴審査書を作成し、LM(ライセンス申請者が上訴した場合)またはライセンス申請者(LMが上訴した場合)およびABに送付する。上訴審査書は、FIB決定書ならびに第3項に基づき提出された上訴申立書および証拠を含む。

第27条[上訴]

- (1) 上訴がなされた場合、CLAは、速やかに審問期日を指定し、上訴人に対して通知しなければならない。
- (2) ABは、審問期日において、上訴人に対して、上訴の理由について説明する機会を与える ものとする。
- (3) CLAは、審問期日終了後、ABによるクラブライセンス決定会議を開催する。ABは、ライセンス申請者に対するJライセンス交付の可否、制裁の有無・内容について、上訴申立受理日から30日以内に決定する。なお、ABの決定は、FIBの決定より上訴人に不利益なものであってはならない。ただし、LMとライセンス申請者またはライセンシーの双方が上訴している場合はこの限りでない。
- (4) ABによるクラブライセンス決定会議では、FIBによる決定のみを審査対象とし、審査は、 上訴申立時までにFIBまたはABに提出されたライセンス申請書類(上訴申立書および それと同時に提出された証拠を含む)およびFIB決定書ならびにFIBおよびABの審 問期日において顕れた一切の記録のみに基づいて行われる。
- (5) 上訴の申立てはいつでも取り下げることができる。上訴の申立てを取り下げた場合は、その時点でFIBの決定が確定するものとする。
- (6) ライセンス申請者がABに上訴する場合は、上訴手数料として金10万円をJリーグに支払 うものとし、当該手数料はいかなる理由があっても返却しない。
- (7) ABによる決定結果は、CLAからJリーグ理事会およびJFA理事会に対して報告されるとともに、決定日から7日以内に、ライセンス申請者およびLMに対し、決定結果および決定理由を明記した書面が送付される。

第28条[Jライセンス交付の決定]

CLAはJリーグおよびJFAに対し、ライセンス交付の対象となるシーズンの前年の 10

月31日までに、Jライセンスを交付したクラブの一覧を文書にて通知するとともに、AFC が別途通知する期限内に、Jライセンスが交付されたクラブの一覧表をAFCに提出する。

第7章 AFCクラブ競技会への出場資格

第29条[AFCクラブ競技会への出場資格の承認]

- (1) Jライセンスを交付されたクラブは、国内競技会の結果、AFCクラブ競技会への出場資格を得ることを条件として、AFCライセンスを交付されたものとみなされる。
- (2) 前項の規定に関わらず、当該クラブにAFCライセンスが交付されるか否かに関する最終 決定を行う権利は、AFC規則に基づきAFCに留保される。
- (3) Jライセンスが交付されていないクラブは、AFCクラブ競技会に出場することができない。ただし、第30条にいうAFCクラブ競技会出場の臨時承認の対象クラブはその限りではない。

第30条[AFCクラブ競技会出場の臨時承認]

- (1) Jライセンスを保有していないクラブが、国内競技会の結果によってAFCクラブ競技会への出場資格を得た場合、Jリーグは、JFAを通じ、当該クラブに代わり、AFCに対し、AFCライセンスの臨時適用を申請することができる。
- (2) 前項にいうAFCライセンスの臨時適用の詳細は、AFC規則第4.6項「AFCクラブ競技会出場のためのクラブライセンス制度の臨時適用」によるものとする。

第31条[Jライセンス取消の場合の措置]

- (1) Jリーグは、本交付規則に定める審査の過程でライセンシーのJライセンス取消が予見される状態となった場合には、JFAを通じて、その旨をAFCのライセンス交付部門に通知しなければならない。
- (2) AFCクラブ競技会に出場することが決定していたクラブについてJライセンスが取り消された場合は、当該クラブをAFCクラブ競技会を失格にすることに関する決定は、最終的にAFCによって行われる。

第32条[AFCクラブ競技会の失格]

本交付規則の別段の定めにかかわらず、クラブへの制裁または将来のAFCクラブ競技会からクラブを失格させる権利は、AFCの諸規則に基づきAFCに留保される。

第8章 競技基準

第33条〔競技基準〕

- (1) 競技基準の目的は、以下のとおりである。
 - ① 質の高いアカデミープログラムを構築すること
 - ② アカデミー選手のオフ・ザ・ピッチ教育についても支援・奨励すること
 - ③ アカデミー選手の医療ケアを充実させること
 - ④ ピッチ内外でフェアプレーを遵守すること
- (2) 競技基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則番号	等級	項目およびその内容
番号 S. 01	A	承認されたアカデミープログラム (1) ライセンス申請者は、下記項目を満たした「アカデミー申請書」を提出しなければならない。 ① 育成・普及の理念および方針 ② ライセンス申請者のアカデミー組織図 ③ アカデミーの指導者に関する情報 ④ アカデミーの施設に関する情報 ⑤ ライセンスを申請する日の属する会計年度の前年度の育成・普及部門の決算および当年度の育成・普及部門の予算 ⑥ ライセンスを申請する日の属する会計年度の前年度の育成・普及部門の活動計画 ⑦ 「FIFA競技規則」についての教育プログラムの実績および計画 ⑧ アカデミー選手のための医療面でのサポートに関する説明 ⑨ アカデミーが定めた目的に対する結果と成果を評価するための検討方法およびそのフィードバックプロセスに関する説明 ① アカデミー認定の有効期間
		(2) ライセンス申請者は、以下のプログラムの実施により、サッカーに関する教育以外の補完的教育を行う。 ① ライセンス申請者が、すべてのアカデミー選手が義務教育を受けられることを保証すること

		② ライセンス申請者は、すべてのアカデミー選手がサッカーに 関する教育以外の補完的教育を受けることを妨げないよう保 証すること
S. 02	A	アカデミーチーム (1) ライセンス申請者は、下記のアカデミーチームを保有するか、ライセンス申請者と関連する法人内に置かなければならない。ただし、第3号および第4号に定めるチームについては、当該年齢におけるサッカースクールまたはクリニックで代替することができる。なお、ライセンス申請者は、毎年度、当該アカデミーチームを技術的および金銭的に支援しなければならない。 ① U-18 チーム ② U-15 チーム ③ U-12 チーム ④ U-10 チーム (2) 前項にいうアカデミーチームのうち、U-18 チーム、U-15 チームはJFAにチームおよび所属選手の登録を行っていなければならず、U-12 チームについては、JFAに当立チームの所属選手を登録しなければならない。 (3) 第1項にいうアカデミーチームのうち、U-18 チーム、U-15 チーム、JFAにチーム登録を行ったU-12 チームは、それぞれJFA公認の公式競技会に出場していなければならない。なお、U-10 チームについては当該競技会に出場する義務はないが、選手の競技機会確保のため、ライセンス申請者が地域レベルの大会を実施するようにする。
S. 03	Α	選手の医療面でのケア ライセンス申請者は、トップチームでプレーするすべての選手に対して、Jリーグの定めるメディカルチェックを年に1回受診させなければならない。
S. 04	Α	プロ選手との書面による契約 ライセンス申請者のすべてのプロ選手は、ライセンス申請者と書面 による契約を締結しなければならない。当該契約は「選手の地位およ び移籍に関するFIFA規則」の関連条項に準じ、また、FIFA、 AFC、JFAおよびJリーグから盛り込まれることが指示されてい る、主要な条項がすべて含まれているものとする。

S. 05	A	レフェリングに関する事項と「競技規則」 ライセンス申請者は、JFA審判委員会が説明する、レフェリング およびサッカー競技規則に関するルール講習会(およびレフェリーに 関するイベントやセッション)に、選手、監督、コーチ、強化責任者 が出席したことを証明しなければならない。
S. 06	С	人種的平等の実践 ライセンス申請者は、フットボールにおける人種差別に対処する方 針を定めることができる。
S. 07	С	女子チーム ライセンス申請者は、女子チームを保有するか、あるいはライセンス申請者と関連する法人内に置くことができる。なお、当該女子チームは、公式競技会に参加する義務はなく、当該チームに所属する選手の登録は義務づけられない。当該女子チームにおいて、サッカーの楽しさを提供し、他の女子チームとプレーする経験を得る機会を与えるために適切なイベント(スクール、クリニック、ミニトーナメント、地域レベルでのユース集会、等)を開催することが望ましい。

第9章 施設基準

第34条[施設基準]

- (1) 施設基準の目的は、以下のとおりである。
 - ① ライセンス申請者が各競技会を開催可能な、安全で快適なスタジアムを有すること
 - ② ライセンス申請者が所属選手の技術的スキルの向上に役立つ、適切なトレーニング施設を有すること
- (2) 施設基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
I. 01	Α	公認スタジアム
		(1) ライセンス申請者は、AFCクラブ競技会およびJリーグ公式試
		合の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を
		満たすスタジアムを確保しなければならない。

	T	
		 ① ライセンス申請者がスタジアムを所有していること ② ライセンス申請者と使用するスタジアムの所有者(複数ある場合はそれぞれのスタジアムの所有者)との間で、AFCクラブ競技会のホームゲーム(ライセンス申請者が出場資格を得た場合)およびJリーグ公式試合においてスタジアムを使用できることが、書面にて合意されていること。なお、Jリーグ公式試合におけるスタジアムの使用とは、ホームゲーム数の80%以上を当該スタジアムで開催することを指す (2) 前項のスタジアムは、日本国内にあって、JFAおよびJリーグに公認されており、Jリーグ規約に定める要件を満たしていなければならない。ただし、当該スタジアムがAFCクラブ競技会の会場として使用可能か否かを決める権限はAFCが留保する。
I. 02	A	スタジアムの認可 (1) スタジアムは、国内の法律や地域の条例による安全性と避難計画に関する規定を満たし、認可を受けて建設されたものでなければならない。 (2) ライセンス申請者は、地元警察、消防等の公的機関と密接に協力し、以下の項目についてその内容を定めなければならない。 ① スタジアム構造の安全性についての状態および改善方法② 管轄権を有する当局の安全・治安に関する規則との適合性を宣言する旨の表示 ③ スタジアム全体の収容人数(個々の座席、および合計人数)④ 安全および治安についての戦略。この戦略には、チケット発行・販売システム、観客の中から特定の個人や集団を選別する方法やふるい分けの方法、隔離すべき事態が起こった場合の計画、群衆を分散させるための計画、医療サービス、火事や停電等の緊急事態が発生した場合の対策など、試合の運営について全般的に網羅されていること (3) スタジアム認可書は、当該書類の提出日から2年以内に発行されたものでなければならない。
I. 03	А	スタジアム:入場可能数 (1) スタジアムは、Jリーグ規約に定める算定方法により、以下の人数が入場可能でなければならない。 ① J1クラブ主管公式試合:15,000人以上

		② J 2 クラブ主管公式試合: 10,000 人以上 (2) 当該スタジアムが前項第 2 号のみを充足する場合には、J 1 クラ
		ブライセンスは交付されないものとする。
I. 04	A	スタジアム: 運営本部室および警察・消防司令室 (1) スタジアムには、地元警察、消防等の公的機関と協議のうえ、スタジアム内をすべてコントロールできる運営本部室、および警察・消防司令室が備えられなければならない。 (2) 前項にいう運営本部室、警察・消防司令室は、それぞれ以下の機能を満たすものであり、かつ、当該機能を満たすに十分な広さと設備を整えなければならない。 ① 運営本部室 イ. 試合運営を統括できること(記録室、場内放送室、大型映像装置操作室関連を含む) ロ. 警備員、係員、ボランティアスタッフ等の自主警備による場内外コントロールを統括できること ハ. チケットコントロールができること 一. 交通アクセスのコントロールができること ホ. 天候等、試合運営に関する情報を集約できること ② 警察・消防司令室 イ. 警察・消防司令室 イ. 警察・消防司令室 イ. 警察・消防司令室 の、緊急部隊、緊急車両の発動が指示できること (3) 運営本部室と警察・消防司令室は、常に連携できるようにしなければならない。
1. 05	A	スタジアム:観客エリア スタジアム内の各スタンドは、異なるセクターに分離することがで きるようにしなければならない。
1.06	A	スタジアム:医務室・救護室 (1) スタジアムには、医療援助を必要とする観客、関係者等を手当てするため、以下の機能を満たすに十分な広さ、設備を整えた医務室および救護室が備えられなければならない。ただし、救護室は仮設であってもよい。 ① 医務室は、場内外の医事運営を統括できること ② 救護室は、主として場内の観客を対象とした応急措置ができること

		(2) 医務室と救護室は、常に連携できるようにしなければならない。
1.07	A	スタジアム:安全性 (1) スタジアムは国内法令に基づき、安全性が確保されたものでなければならない。 (2) ライセンス申請者はスタジアム所有者と協力のうえ、スタジアムが次の各号の内容を満たすよう努めなければならない。 ① スタジアムおよびスタンドのすべての部分は、安全基準に準拠していること ② 観客エリア内のすべての一般用通路および階段を、明るい色で塗装すること(例:黄色)。なお、観客エリアから競技エリアへ移動するためのゲート、およびスタジアムの外へ移動するための出口となるすべての扉やゲートについても含まれる ③ クラブは、すべての一般用通路や通路、階段、扉、ゲート等に、観客の動線の流れを妨げる可能性のある障害物が置かれていないことを確認すること、また、その確認手順を定めること ② スタジアム内のすべての出口およびゲート、および観客エリアから競技エリアへ移動するためのすべてのゲートは、観客側から見て外側に開くように設置し、観客がスタジアム内にいる間は施錠しないでおくこと ⑤ 扉やゲートは、常に不正使用がないように警備する係員が付き、緊急避難時には緊急の避難経路として確保すること ⑥ 不法侵入や不法占拠を防ぐために、扉やゲートは、その内側にいる人が簡単にかつ素早く施錠できるようにしておくこと。ただし、いかなる場合においても、観客がスタジアム内にいる間は、これらの扉やゲートを施錠してはならない ⑦ スタジアムには避雷針を設置すること ⑥ クラブ、および警察・消防司令が、十分に強力で信頼性の高い場内放送システムあるいは大型映像装置を使用して、スタジアム内外にいる観客との連絡に対応できること
I. 08	Α	スタジアム:承認された避難計画 ライセンス申請者は、緊急時にスタジアム内のすべての人が避難で きる内容であると地元の警察や消防に承認された避難計画を、当該警 察、消防の協力のもとに定めなければならない。

I. 09 Α トレーニング施設 (1) ライセンス申請者は、年間を通じてトレーニングに利用できる以 下の施設を有していなければならない。 ① 常時使用できる天然芝もしくは人工芝のピッチ1面および屋 内トレーニング施設 ② クラブハウス ③ メディカルルーム (2) ライセンス申請者は、前項各号の施設について、以下のいずれか の条件を満たしていなければならない。 ① ライセンス申請者が所有していること ② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者(複 数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設 の所有者)との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該 施設を利用可能であることが書面にて合意されていること (3) ライセンス申請者は、年間を通じてライセンス申請者専用のもし В くはライセンス申請者が優先的に利用できる以下のトレーニング 施設を有していなければならない。 ① クラブハウスに隣接した常時使用できるフルサイズの天然芝 ピッチ1面 ② 前号のピッチを観覧できるエリア。ただし、一般客およびメ ディアそれぞれのために設けられているものとする ③ 以下の設備を備えたクラブハウス イ、トレーニングジム ロ、トップチーム専用の更衣室(トップチームの選手全員が使 用可能な数のロッカー、8基程度のシャワー、トイレを備 えていること) ハ. ビジターチーム用の更衣室 二. メディカルケアスペース(マッサージ台2台、ベッド、担 架、AED、冷蔵庫、製氷機を備えていること) ホ、トップチームの選手、コーチ、チームスタッフ全員が収容 可能なミーティングルーム(映像再生装置が使用可能であ ること) へ、メディアからの取材に対応するスペース ト、メディアが作業できるスペース(へ、のスペースとは別で あること) チ、駐車場(クラブ関係者、メディア、一般利用者それぞれの

ために用意されていること)

- (4) ライセンス申請者は、前項各号の施設について、以下のいずれか の条件を満たしていなければならない。
 - ① ライセンス申請者が所有していること
 - ② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者(複数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設の所有者)との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該施設を利用可能であることが書面にて合意されていること

С

- (5) 第1項または第3項にかかわらず、ライセンス申請者は、年間を 通じてライセンス申請者専用のもしくはライセンス申請者が優先 的に利用できる以下のトレーニング施設を有していることが望ま しい。
 - ① クラブハウスに隣接した常時使用できるフルサイズの天然芝 ピッチ1面および人工芝ピッチ1面。なお、ピッチサイドに クラブスポンサーの広告が掲出可能なスペースを設けること
 - ② 前号のピッチそれぞれについて設けられた観覧エリア。ただし、一般客およびメディアそれぞれのために設けられているものとする
 - ③ フットサルまたはビーチサッカー用のコート (第1号のピッチとは別のものであること)
 - ④ 室内または屋根付きのピッチ1面(第1号のピッチとは別のものであること)
 - ⑤ 以下の設備を備えたクラブハウス
 - イ、トップチーム専用のトレーニングジム
 - ロ. プールおよびジェットバス
 - ハ. トップチーム専用の更衣室(トップチームの選手全員が使用可能な数のロッカー、8 基程度のシャワー、トイレを備えていること)
 - 二. ビジターチーム用の更衣室
 - ホ、女子チーム用の更衣室
 - へ. 審判用の更衣室(4人以上のロッカー、シャワー、トイレ を備えていること)
 - ト. 女子審判用の更衣室(4人以上のロッカー、シャワー、トイレを備えていること)
 - チ. メディカルケアスペース (マッサージ台2台、ベッド、担架、AED、冷蔵庫、製氷機、X線撮影装置を備えていること)

	:	リ. トップチームの選手、コーチ、チームスタッフ全員が収容 可能なミーティングルーム(映像再生装置が使用可能であ ること)
		ヌ、監督室およびコーチングスタッフ室
		ル. 女子チーム監督室およびコーチングスタッフ室
		ア・メナデーム監督主のよびコーテングスタック <u>全</u> ヲ・トップチーム選手用のラウンジ
		ワ. 厨房設備のあるチーム用の食堂
		カ、メディアからの取材に対応するスペース(複数のインタ
		ビューに同時に対応可能であること)
		ヨ・メディアが作業できるスペース(カ・のスペースとは別の
		ものであり、無線 LAN が使用できること)
		ターランドリーおよび乾燥室
		レ、エキップメントルーム
		ソー一般客用のラウンジ
		ツ. トロフィー、表彰物等の展示スペース
		ネ・グッズショップ
		ナ・駐車場(クラブ関係者、メディア、一般利用者それぞれの
		ために用意されていること)
		⑥ トップチーム選手寮
		(6) ライセンス申請者は、前項各号の施設について、以下のいずれか
		の条件を満たすことが望ましい。
		① ライセンス申請者が所有していること
1		② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者(複
		数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設
		の所有者)との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該
		施設を利用可能であることが書面にて合意されていること
I. 10	Α	アカデミーのトレーニング施設
		(1) ライセンス申請者は、年間を通じてアカデミーのトレーニングに
		利用できる以下の施設を有していなければならない。
		① 常時使用できる天然芝もしくは人工芝のピッチ1面および屋
		内トレーニング施設
		② クラブハウス
		③ メディカルルーム
		(2) ライセンス申請者は、前項各号の施設について、以下のいずれか
		の条件を満たしていなければならない。
		① ライセンス申請者が所有していること
		ショー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィ

	-	
		② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者(複数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設の所有者)との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該施設を利用可能であることが書面にて合意されていること
I. 11	В	スタジアム:基本原則 (1) スタジアムには、以下の各号の情報を含む、試合運営に関する基本原則を定め、観客が読むことができるように表示されなければならない。 ① 入場する権利に関する事項 ② 試合の中止または延期に関する事項 ③ 禁止事項、自粛事項 ④ 座席に関するルール ⑤ スタジアムから退場処分となる行為 ⑥ 緊急避難経路
I. 12	В	スタジアム:衛生施設 (1) スタンドには、どの席からもアクセス可能な場所に、男女別のトイレ設備を十分に備え、かつ、車椅子席の近くには、多目的トイレを備えなければならない。 (2) トイレは、明るく、清潔で、衛生的でなければならず、試合中もその状態を保たなければならない。 (3) スタジアムは、1,000名の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5台、男性用小便器8台を備えなければならない。
	С	(4) 前項にかかわらず、Jリーグでは、1,000名の男性観客に対し、 少なくとも洋式トイレ3室、男性用小便器15台および洗面台6台、 また、1,000名の女性観客に対し、少なくとも洋式トイレ28室、 洗面台14台を備え、5,000人の観客に対して多目的トイレ1室 を備えることが望ましい。
I. 13	В	スタジアム:屋根 (1) スタジアムの屋根は、観客席の3分の1以上が覆われていなけれ ばならない。
	С	(2) 前項にかかわらず、スタジアムの屋根は、すべての観客席を覆う

		ことが望ましい。
I. 14	С	スタジアム:案内サインと動線 (1) スタジアム内外の案内看板は、Jリーグで定めた、国際的に理解可能なピクトグラフ(絵文字的言語)で表記することが望ましい。 (2) スタジアムの案内サインは、できるだけ高い位置に、日本語・英語の両方で表記し、夜間でも視認できるようにすることが望ましい。 (3) 前項に加え、スタジアムには、視覚障がい者のための案内サインを設置することが望ましい。 (4) スタジアムへの動線およびスタジアム周辺、そしてスタジアム内には、異なるセクターへ誘導するための、明確な案内サインを設置することが望ましい。 (5) 試合のチケットには、座席の位置が明確に確認できるように表示されていることが望ましい。また、チケットに印刷されている情報は、スタジアム内外に設置されている案内サインと関連付けられるものであることが望ましい。 (6) チケットの半券には、入場後に観客を誘導する情報が含まれていることが望ましい。 (7) 試合のチケットは席種別に色分けされていることが望ましい。 (8) 入場者を誘導するために、スタジアムの壁には案内図を表示することが望ましい。
I. 15	С	スタジアム:車椅子席 (1) スタジアムには、車椅子の入場者の付添人用の椅子を備えることが望ましい。 (2) スタジアムには車椅子用のスロープを確保することが望ましい。 (3) 車椅子席は、観戦の際の安全が確保される場所にあることが望ましい。 (4) 車椅子席は、ホームとビジターに分けて設置することが望ましい。 (5) 車椅子席は、雨に濡れることなく、前列の観客により視野を妨げられない場所にあることが望ましい。

第10章 人事体制・組織運営基準

第 35 条 [人事体制·組織運営基準]

- (1) 人事体制・組織運営基準の目的は、以下のとおりである。
 - ① ライセンス申請者がプロフェッショナルな方法で運営管理されること
 - ② ライセンス申請者が、一定のノウハウおよび経験、スキルを有するスペシャリストを 有すること
 - ③ トップチームおよびその他のチームの選手が、資格を有するコーチによるトレーニングを受け、必要な医療スタッフによりサポートされること
- (2) 人事体制・組織運営基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則番号	等級	項目およびその内容
P. 01	A	クラブ事務局 ライセンス申請者は、以下の各号の情報を記した書式を提出しなければならない。 ① 事務所の所在地(複数ある場合はすべて記載する) ② 当該事務所の所有、賃貸の区分 ③ 役員・社員・従業員の一覧 ④ 事務所の問い合わせ先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス
P. 02	А	代表取締役 ライセンス申請者には、適用法令に従って適切に選任された代表取 締役または代表理事がいなければならない。
P. 03	A	財務担当(ファイナンスオフィサー) ライセンス申請者は、経理・財務を担当する常勤の取締役を置き、かつ、以下のいずれかに該当する者を財務担当(ファイナンスオフィサー)として置かなければならない。 ① 会計参与 ただし会計参与を財務担当とする場合は、会計参与との連絡担当となる常勤の財務担当社員を置くこと ② 常勤の経理・財務担当で、課長職以上の者で、以下のいずれかの資格を有する者

1		
		イ. 公認会計士または税理士
		ロ. 経理・財務分野において3年以上の実務経験を有し、Jリー
		グから発行される「財務担当適正証」を有する者
P. 04	Α	運営担当(オペレーションオフィサー)
		ライセンス申請者は、試合運営に関する事項について責任を有す
		る常勤の運営担当として、以下のいずれかに該当する者を置かなけ
		ればならない。
		① Jリーグが特定する試合運営に関する課程に参加し、その課
		程を終了した者
		② 最低1年の実務経験を有し、Jリーグから発行される「運営
		担当適正証」を有する者
P. 05	Α	セキュリティ担当(セキュリティオフィサー)
		ライセンス申請者は、安全および治安に関する事項について責任を
		有するセキュリティ担当(セキュリティオフィサー)として、以下の
		いずれかに該当する者を置かなければならない。
		① 国内法令による、警察官あるいは警備員としての証明を有す
		る者
		② 所定の課程の履修に基づいて国家が認めている機関が発行す
		る、安全と保安についての免許を有する者
		③ Jリーグが特定する、安全と保安に関する課程に参加し、か
		つ、最低1年の実務経験を有し、Jリーグから発行される「セ
		キュリティ担当適正証」を有する者
P. 06	Α	広報担当(メディアオフィサー)
		ライセンス申請者は、メディアに関する事項について責任を有する
		常勤の広報担当(メディアオフィサー)として、以下のいずれかに該
		当する者を置かなければならない。
		① Jリーグが特定するメディア関連業務に関する課程に参加
		し、その課程を終了した者
		② 最低1年の実務経験を有し、Jリーグから発行される「広報
		担当適正証」を有する者
P. 07	Α	マーケティング担当
		ライセンス申請者は、マーケティングに関する事項について責任を
		有するマーケティング担当として、以下のいずれかに該当する者を置

		かなければならない。ただし、マーケティング担当は、ライセンス申請者の常勤の従業員、あるいは、ライセンス申請者との契約に基づいて常駐している、外部企業に属する者とする。 ① Jリーグが特定するマーケティングに関する課程に参加し、その課程を終了した者 ② 最低1年の実務経験を有し、Jリーグから発行される「マーケティング担当適正証」を有する者
P. 08	A	医師 (メディカルドクター) (1) ライセンス申請者は、トップチームへの医療面でのサポートおよびアドバイス、ならびにドーピング防止方針について責任を有する医師を1名以上置かなければならない。当該医師は、試合およびトレーニング中の医療面のサポートを確実に行うものとする。 (2) 前項にいう医師は、日本国医師免許を保有しているものとし、ライセンス申請者は、前項にいう医師のなかから、チームの医療面における責任者を任命し、Jリーグに届け出るものとする。
P. 09	A	理学療法士 ライセンス申請者は、医師をサポートし、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するメディカルスタッフを置き、Jリーグに届け出なければならない。なお、メディカルスタッフは、医療に関わる以下のいずれかの国家資格等を保有しているものとする。 ① 理学療法士 ② 柔道整復師 ③ あん摩マッサージ指圧師 ④ はり師 ⑤ きゅう師 ⑥ 公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー
P. 10	Α	トップチーム監督 ライセンス申請者は、以下のいずれかの条件を満たす者をトップ チームの監督 (ヘッドコーチ) に置かなければならない。なお、当該 監督はJFAに登録されていなければならず、ライセンス申請者にお ける決裁手続きを経たうえで任命されなければならない。 ① JFAの定める有効な「S級」指導者資格またはそれに相当 するとJFAが認定した指導者としての実績

	T	
		② AFC「プロ」資格
		③ UEFA「プロ」資格
P. 11	A	トップチームのアシスタントコーチ ライセンス申請者は、以下のいずれかの条件を満たす者を1名以上、 トップチームのコーチに置かなければならない。なお、当該コーチは JFAに登録されていなければならず、ライセンス申請者における決 裁手続きを経たうえで任命されなければならない。 ① JFAの定める有効な「A級」指導者資格またはそれに相当 するとJFAが認定した指導者としての実績 ② AFC「A級」資格 ③ UEFA「A級」資格
P. 12	A	アカデミーダイレクター ライセンス申請者は、以下のいずれかの条件を満たし、かつ、国内外の登録チームでの3年以上の指導経験がある者をアカデミーダイレクター(育成責任者)に置かなければならない。なお、当該アカデミーダイレクターはJFAに登録されていなければならず、ライセンス申請者における決裁手続きを経たうえで任命されなければならない。 ① JFAの定める有効な「A級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績 ② AFC「A級」資格 ③ UEFA「A級」資格
P. 13	A	アカデミーチーム監督 ライセンス申請者は、第33条 S.02 に定める各カテゴリーのアカデミーチームに、以下のいずれかの条件を満たす専任の監督を任命しなければならない。なお、当該監督はJFAに登録されていなければならず、ライセンス申請者における決裁手続きを経たうえで任命されなければならない。 ① JFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績 ② AFC「B級」資格 ③ UEFA「B級」資格
P. 14	Α	アカデミーチームコーチ ライセンス申請者は、第 33 条 S. 02 に定める各カテゴリーのアカデ

		ミーチームに、以下のいずれかの条件を満たすコーチをそれぞれ1名以上置かなければならない。なお、当該コーチはJFAに登録されていなければならず、ライセンス申請者における決裁手続きを経たうえで任命されなければならない。 ① JFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績 ② AFC「B級」資格 ③ UEFA「B級」資格
P. 15	A	安全・警備組織:警備員 (1) ライセンス申請者は、警備員を雇用するか、または外部の警備会社に警備業務を委託することで、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保しなければならない。 (2) 前項の内容を証するため、ライセンス申請者は以下のいずれかの条件を満たさなければならない。 ① 警備員を雇用すること ② 警備員を提供するスタジアム所有者と書面による契約を締結すること ③ 警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結すること (3) ライセンス申請者は、ホームゲームの際、適切な資格を有している警備員を配置させなければならない。
P. 16	Α	権利と義務 本条 P. 02 から P. 15 までに記された人員の職務上の権利および義務 は、書面により定義されなければならない。
P. 17	A	ライセンス申請書類提出後の変更通知義務 ライセンス申請書類をJリーグに提出後、基準 P.01 から P.15 に関して、すでに提出済みの情報に変更がある場合は、当該変更の発生日から10 日以内にその詳細を文書にてJリーグに通知しなければならない。
P. 18	A	ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務 (1) 本条 P. 02 から P. 14 に規定される人員について、シーズン途中に、 ライセンス申請者の支配の及ばない事由(病気、事故等)に起因 して欠員が出た場合、ライセンス申請者は当該人員をただちに補 充しなければならない。ただし、補充された人員が、当該人員の

	属する職務に相当する基準を満たさない場合は、当該人員の任期 はライセンス交付シーズンの末日までとする。
(2)	本条 P. 02 から P. 14 に規定される人員について、ライセンス申請者の決定(任期途中での解任、解雇等)に起因して欠員を生じさ
(3)	せる場合には、ライセンス申請者は、当該欠員の属する職務に相 当する基準を満たす人員をただちに補充しなければならない。 ライセンス申請者は、前2項に定める人員交代につき、交代を決
	定した日から7日以内に、文書にてJリーグに通知しなければならない。

第11章 法務基準

第36条〔法務基準〕

(1) 法務基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則番号	等級	項目およびその内容
L. 01	A	AFCクラブ競技会出場への宣誓書 ライセンス申請者は、以下の内容を遵守する旨の宣誓書を提出しなければならない。ただし当該宣誓書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。 ① FIFA、AFCおよび国内協会、ならびに国内リーグの、規約、規定、規則および決定が法的拘束力のあるものであることを認めること ② 国際的な次元の紛争、とりわけFIFAまたはAFCが関与している紛争について、CAS(スポーツ仲裁裁判所)の専属的管轄を認めること ③ FIFAおよびAFC規約に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること ④ JFAに公認されている競技会で競技すること
		⑤ AFCに公認されている競技会に出場すること(ただし、親善試合には関係しない)

		⑥ Jリーグクラブライセンス交付規則の条項および条件に従
		い、かつ遵守することを約束すること
		⑦ 提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること
1		⑧ クラブライセンスの交付主体であるJリーグおよびJFAに
1		対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、上訴手続の
		際には、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体
		に情報を求める権限を与えること
		⑨ AFCが評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内
		レベルにおけるスポットチェック(抜き打ち検査)を実施す
		る権利を留保していることを認めること
		⑩ AFCが国内レベルにおける抜き打ち検査の手順の実施を
		怠った場合、FIFAが評価プロセスおよび意思決定を評価
		するための国内レベルにおける抜き打ち検査を実施する権利
		を留保していることを認めること
		⑪ 定められた期限内に、ライセンス申請書類を提出した後に発
		生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または
		状況および事後的事象について、Jリーグに通知すること
L. 02	A	クラブの登記情報
		ライセンス申請者は以下の文書を提出しなければならない。
	:	① ライセンス申請者の定款原本の写し
		② ライセンス申請者の登記簿謄本(Jリーグへの提出期限より
		3か月前以内に発行されたものであること)
L. 03	Α	他クラブの経営等への関与の禁止
		ライセンス申請者は、クラブの経営、管理運営および/または競技
		活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下
		の各号のいずれにも該当しないことを宣誓する旨の文書を提出しなけ
		ればならない。ただし当該宣誓書は、Jリーグへの提出期限3か月前
		以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。
		① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券または株式を、
		重大な影響を与えうる割合で保有するかまたは取引すること
		② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主の議決権の過半
		数を有すること
		③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営およ
		び監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権
		利を有していること

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		 ④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主であり、かつ、そのクラブのその他の株主と締結した契約に従って、当該クラブの株主議決権の過半数を単独で有していること ⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動に何らかの地位において関与していること ⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動に何らかの地位において関与していること ① 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動について何らかの権原を有していること
L. 04	A	クラブ内の懲戒手続き ライセンス申請者は、国内法令ならびにFIFA、AFCおよび国 内協会の規約、規程および規則に適合した、法的に有効な懲戒規則、 あるいはそれに類する文書を提出しなければならない。
L. 05	С	選手と社員のための行動規範 ライセンス申請者は、国内法令ならびにFIFA、AFCおよび国 内協会の規約、規程および規則に適合した、選手およびオフィシャル のための法的に有効な行動規範を提出することが推奨される。
L. 06	С	顧問弁護士(リーガルオフィサー) ライセンス申請者は、常勤・非常勤を問わず、ライセンス申請者の 活動における法務事項について責任を有する顧問弁護士を置くことが 推奨される。

第12章 財務基準

第37条[財務基準]

- (1) 財務基準の目的は以下のとおりとする。
 - ① クラブの経済的および財務的能力を向上させること
 - ② クラブの透明性と信頼性を高めること
 - ③ 債権者保護を重視すること
 - ④ シーズンを通じた国内競技会および国際競技会の継続性を保護すること
 - ⑤ 国内競技会および国際競技会における財務面でのフェアプレーを監視すること
- (2) ライセンス申請者が何らかの連結対象となる会社を有しており、当該ライセンス申請者が 支配会社である場合には、個別財務諸表のほか、連結財務諸表をライセンサーに提出しな ければならない。
- (3) ライセンス申請者の関連当事者との取引は、日本国の会計基準に基づいて会社法に定める計算書類に注記されるか、別添資料を作成してライセンサーに提出されなければならない。
- (4) 財務基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則番号	等級	項目およびその内容
F. 01	A	 年次財務諸表(監査済み) (1) ライセンス申請者は、AFCおよびライセンサーの指示に基づき、ライセンス申請者の有する法人格に対する国内法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該財務諸表は監査法人または公認会計士の監査を受けたものとし、ライセンサーの求めに応じ、決算の詳細はライセンサーに開示されなければならない。 (2) ライセンス申請者は、前項の資料に基づき、ライセンスを申請した日の属するシーズンの翌シーズンのライセンス交付について審査されるものとする。ただし、ライセンス申請者が、前項にいう会計監査人から監査報告書において否定的意見が付されたかまたは意見不表明となった場合には、審査に及ばないものとする。
F. 02	С	中間財務諸表(監査済み) ライセンス申請者は、中間期の財務諸表を追加で提出することがで きる。

F. 03	A	選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金の皆無ライセンス申請者は、ライセンスが交付されるシーズンの前年の12月31日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金がないことを証明する書式を提出しなければならない。ただし、ライセンスが交付されるシーズンの3月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、あるいは管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。
F. 04	A	従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の皆無 ライセンス申請者は、ライセンスが交付されるシーズンの前年の 12月31日の時点で、現在および過去の従業員(「選手の地位および 移籍に関するFIFA規則」に従ったすべてのプロ選手、および第35 条のP.02からP.14までに示す人員を含む)との間の、契約上の、 および法律上の義務に関して、従業員および社会保険当局および税 務当局に対する期限経過未払金がないことを証明する書式を提出し なければならない。ただし、翌年の3月31日までに完全に和解した 場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管 轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場 合を除く。
F. 05	A	ライセンス交付の決定に先立つ表明書 (1) FIBによってライセンス交付の決定が下される期間の開始前7日以内に、ライセンス申請者はライセンサーに対し、当該申請者がライセンス交付文書を提出した日が属する事業年度の前年度の末日以降、ライセンス申請者の財務状況に(好影響か悪影響かを問わず)影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象または状況が生じたか否かを表明する書式を提出しなければならない。 (2) 前項に関わらず、ライセンス申請者の財務状況に(好影響か悪影響かを問わず)影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象が発生した場合には、ライセンス申請者は当該事象の詳細を説明する書式を直ちに提出しなければならない。
F. 06	A	予算および予算実績、財務状況の見通し (1) ライセンス申請者は、ライセンス申請締切日が属するライセンス 申請者の事業年度の年次の損益予算を科目ごとの明細とともに、

F. 07	A	その前事業年度の末日までに提出しなければならない。なお、当該損益予算は、取締役会または理事会(取締役会設置会社でない場合は株主総会)で承認されたものとする。 (2) ライセンス申請者は、Jリーグが指定する期日までに、ライセンスが交付されるシーズンを含む決算期におけるライセンス申請者の予算実績および財務状況の見通しを説明する資料を提出し、その資料に基づいてCLAの調査を受けなければならない。CLAはこの調査により、当該決算期において、当該申請者の経営の継続が困難であるか否かを審査するものとする。 ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務 (1) ライセンスの交付を受けた後、ライセンス交付の対象となるシーズンにおいて、クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事が発生した場合、発生した日から14日以内に、ライセンシーはライセンサーに対し、その出来事の内容、およびライセンシーの事業に与える影響を説明した書式を提出しなければならない。 (2) ライセンサーは、前項の書式を、ライセンス交付の対象となるシーズンの翌シーズンにおけるライセンス交付の評価資料に加えることができる。
F. 08	Α	財務状況の見通しの修正義務 ライセンス申請者が財務状況の見通しの説明に対する違反行為を
		行った場合、ライセンス申請者はライセンサーの指示に従い、財務状
		況の見通しを修正し、過去 6 か月以上の財務状況資料を合わせて提出
		しなければならない。

第13章 雜則

第38条〔守秘義務〕

Jリーグ、CLA、ライセンス評価チーム、FIB、ABの関係者は、本交付規則およびJリーグクラブライセンス関連規程に定める場合を除き、Jライセンス申請手続きの過程でライセンス申請者から提出された資料および当該資料に記載されたライセンス申請者の非公開の情報を、当該ライセンス申請者の事前の同意なくして第三者に開示してはならない。ただし、JFAに開示する場合および第9条に定めるAFCによる検査の場合を除く。

第39条〔言語〕

本交付規則は日本語版と英語版をもって作成される。第9条第3項に定める場合を除き、日本語版を正文とし、日本語版と英語版との間で解釈に相違がある場合、日本語版による解釈が優先するものとする。

第40条 [本交付規則に定めのない事項]

- (1) 本規則に規定されていない事項については、Jリーグ理事会がこれを決定する。
- (2) 前項の定めに関わらず、本規則に規定されていない事項のうちAFCクラブ競技会への出場に関連する事項に関しては、AFC規則に基づきAFCが決定を下すことがある。この場合、AFCの決定がJリーグの決定に優先する。
- (3) AFCが本交付規則およびAFC規則に関連する事項につき、別途Jリーグに対して指示 を行った場合には、Jリーグは指示の内容に合わせて必要な措置を講じる。

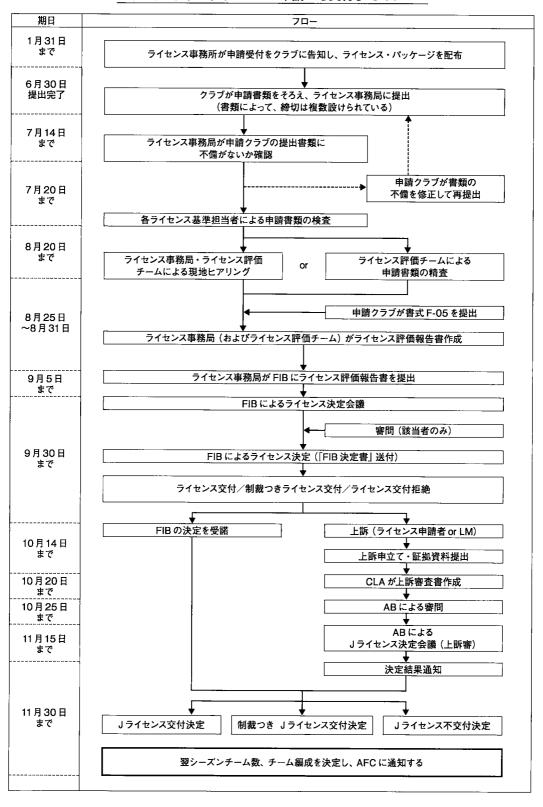
第41条〔改正〕

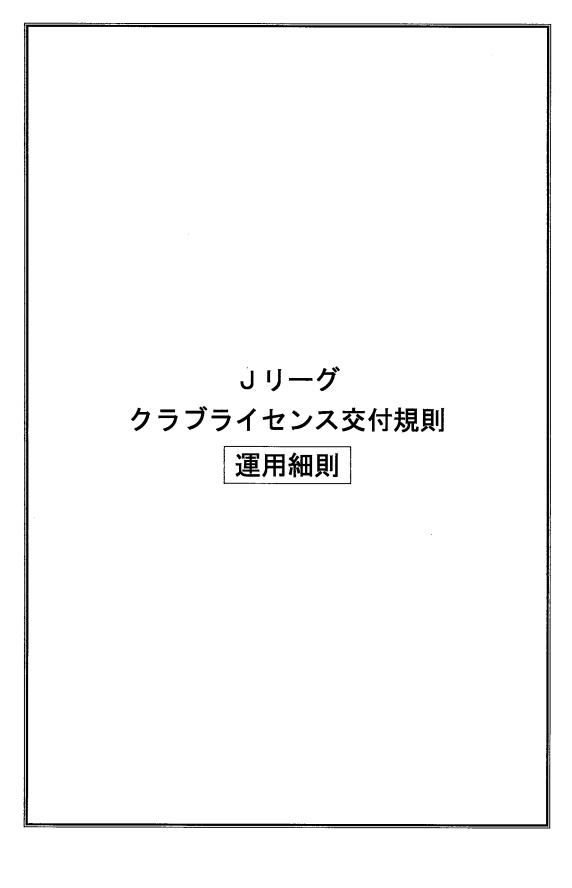
本交付規則の改正は、Jリーグ理事会の発議に基づくJリーグ総会の議決を経て、AFCに本交付規則の改正に関する承認を得て、これを行う。

第 42 条 [附則]

本交付規則は2012(平成24)年2月1日から施行する。

Jリーグ クラブライセンス 申請から交付までのフロー





1. 総則

1-1[目的]

本運用細則は、Jリーグクラブライセンス交付規則(以下「交付規則」という。)第5条の 定めに基づき、Jライセンスの審査基準、審査手続および申請フローについて定めるもので ある。

1-2 [定義]

本運用細則において用いられているものの別段定義されていない各用語は、文脈上明らかに別異に解することが要求される場合を除き、交付規則に定める意味を有するものとする。

1-3 [遵守義務]

- (1) Jリーグ、CLA、FIB、AB、ライセンス申請者およびライセンシーならびにその役職員およびその他の関係者は、本運用細則を遵守する義務を負う。
- (2) ライセンス申請者およびライセンシーは、Jライセンスの申請または取消しに関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) ライセンス申請者およびライセンシーは、Jライセンスの申請または取消しに関連する手続において、LM、CLA、ライセンス評価チーム、FIBおよびABによる調査または審査に誠実に協力しなければならない。

1-4 [提出方法および連絡方法]

- (1) 本運用細則に基づき、ライセンス申請者またはライセンシーが CLAに対してライセンス申請書類その他の書類を提出する場合の方法は、原則として書留郵便、宅配便(追跡調査が可能なものに限る) または手交のいずれかによるものとする。
- (2) 本運用細則に基づき、LMおよびCLAがライセンス申請者またはライセンシーに対して 連絡を行う場合の方法は、原則として書留郵便、宅配便(追跡調査が可能なものに限る)、 電子メール、FAX、または手交による文書の交付のいずれかによるものとする。

1-5 [期限]

本運用細則において定められた期限が営業日(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に基づき休日とされる日以外の日をいう)以外の日であるときは、期限は翌営業日に伸長されるものとする。

1-6〔立証責任/証拠方法〕

- (1) ライセンス基準の充足に関する立証責任は、ライセンス申請者またはライセンシーが負う。
- (2) ライセンス基準の充足に関する証拠方法は、原則として文書とする。

2. 運用細則

2-1 [競技基準の運用細則]

交付規則第33条に定める競技基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準番号	手級	項目と運用細則
S. 01	A	承認されたアカデミープログラム 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者が書式 S-01「アカデミー申請書」をJリーグに提出する。なお、Jクラブであるライセンス申請者は、当該書式の提出によって、Jリーグのアカデミー認定の申請を兼ねる。 (2) 提出期限は原則として 6 月 30 日とする。ただしライセンサーが別の提出期限を定めた場合は、その提出期限に従う。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) C L A は、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 (1) Jリーグは、前条の審査に合格したライセンス申請者がJリーグ準加盟クラブである場合も同様に、前条の審査に基づいて基準の充足の可否について判定を行うが、当該クラブに対してはアカデミー認定は行わない。 (2) 以下のいずれかに該当する場合は、基準 S.01 を満たさないものとする。 ① 提出書類を期限までに提出せず、CLA からの提出指示に従わないとき

		② 提出書類の内容が虚偽であったとき
		③ 前条の審査に合格しなかったとき
		4. 本基準におけるその他の遵守事項および注意事項
		基準 S. 01(1)®に定める「アカデミー選手のための医療面のサポー
		ト」については、トップチーム選手に対するメディカルチェックと
		同じ内容のサポートを実施することが望ましい。
S. 02	Α	アカデミーチーム
		1. 提出書類と期限
		基準 S. 01 と同じ提出書類、期限とする。
		2. 審査
		基準 S. 01 の審査に包含する。
		3. 判定
		基準 S. 01 の判定に包含する。
		4. 本基準におけるその他の遵守事項および注意事項
		AFCクラブライセンス交付規則における基準 S. 02 が定める
		ユースチームの分類と、交付規則 S.02 において定めるアカデミー
		チームとの対照はそれぞれ以下のとおりとする。
		① 15歳から21歳までの年齢層を対象としたユースチーム:交
		付規則にいう U-18 チーム
		② 10歳から14歳までの年齢層を対象としたユースチーム:交
		付規則にいう U-15 チーム、U-12 チーム
		③ 10歳未満を対象としたチーム:交付規則にいうU-10チーム
		またはそれに代替するサッカースクールおよびクリニック
S. 03	Α	選手の医療面でのケア
		1. 提出書類と期限
		(1) ライセンス申請者は、Jリーグ試合実施要項第 21 条の定めに
		基づく「Jリーグメディカルチェック報告書」につき、対象選
		手全員分をJリーグに提出する。
		(2) 前項に定める書式の提出日は、Jリーグ試合実施要項 21 条に
		基づき、CLAが別途定める。
		2. 審査
		CLAは、当該ライセンス申請者が、登録した選手全員分のJリー
		グメディカルチェック報告書を提出したか否かを確認する。
		3. 判定
		(1) ライセンス申請者が、登録選手全員分のJリーグメディカル
	ļ	

チェック報告書を提出した場合は、基準 S. 03 を満たすものと する。 (2) 以下のいずれかに該当する場合は、基準 S. 03 を満たさないも のとする。 ① Jリーグメディカルチェック報告書を期限までに提出せず、 CLAからの提出指示に従わないとき ② 選手がメディカルチェックを受けていないにもかかわらず、 受けたものとして虚偽のメディカルチェック報告書を提出し た場合 4. 基準 S.03 におけるその他の遵守事項および注意事項 メディカルチェックを受診していない選手は、Jリーグ規約第 100条の定めに基づくJリーグへの登録を行うことができない。 S. 04 プロ選手との書面による契約 Α 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、登録選手との選手契約書および当該契約 書に付帯する覚書すべて(以下「契約関係書類」という)の写 しを、登録選手全員分提出する。 (2) 前項の書類の提出期日は、CLAが別途定める。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 契約関係書類は期限までに選手全員分提出されたか ② 契約関係書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記 入されているか ③ 契約関係書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を 常に確認できる状態にあるか ④ 契約関係書類に、基準 S. 04 に定める内容が盛り込まれてい るか 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準 S. 04 を満たさないものとする。 ① 契約関係書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに契約関係書類を提出せず、かつ、CLAから の提出指示に従わなかったとき ③ 契約関係書類が、基準 S. 04 の定める内容を満たしておらず、 Jリーグからの度重なる注意にも従わなかったとき 4. 基準 S. 04 に関するその他の遵守事項および注意事項

		 (1) Jリーグ規約第92条に基づき、Jクラブは選手と締結したすべての契約書の写しをCLAに提出しなければならない。 (2) ライセンス申請者自らが選手契約書に付帯する覚書あるいはJFAおよびJリーグが統一書式として定めたものではない形式の選手契約書(いわゆる「非統一選手契約書」と呼ばれる契約書)を作成する場合は、交付規則に定める内容を当該書式に盛り込むよう、十分注意すること。
S. 05	A	レフェリングに関する事項と「競技規則」 1. 提出書類と期限 (1) Jクラブであるライセンス申請者は、Jリーグが主催し、JFA 審判委員会が説明する、レフェリングおよびサッカー競技規 則に関する「ルール講習会」に出席した者のリストを提出し、 当該ライセンス申請者に所属する選手、監督、コーチ、強化 責任者が出席したことを証明する。 (2) 準加盟クラブであるライセンス申請者は、日本フットボール リーグ(以下「JFL」という)が主催し、JFA審判委員会が 説明する、レフェリングおよび競技規則に関する「ルール講習 会」に出席した者のリストを提出し、当該ライセンス申請者に 所属する選手、監督、コーチ、強化責任者が出席したことを証 明する。 (3) Jクラブに所属する新人選手については、シーズン開幕前に実 施される「Jリーグ新人研修会」で行われるルールテストに合 格する。 (4) 第1項および第2項に関しては、提出期限を6月30日とする。 前項に関してはライセンス申請者からの提出物はない。 2. 審査 審査は以下の点について行われる。 (1) 「ルール講習会」の出席者リストが期限までに提出されたかど うか (2) 「ルール講習会」においては、講習会当日にJリーグ(前条第 2項に該当する場合はJFL)または講師が出席者を確認のう
		え、ライセンス申請者が出席者リストを作成したかどうか (3)「Jリーグ新人研修会」におけるルールテストの合否 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準 S.05を満たさないものとする。

		 ① 「ルール講習会」に出席した者のリストの内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに「ルール講習会」に出席した者のリストを提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき ③ ルールテストに合格しなかった者がいるとき
S. 06	С	人種的平等の実践 ライセンス申請者は、基準 S. 06 に該当する書類や資料等がある場合は、随時 C L A に提出できる。
S. 07	С	女子チーム ライセンス申請者は、基準 S. 07 に該当する事例をまとめた書類や 資料等がある場合は、随時 C L A に提出できる。

2-2 [施設基準の運用細則]

交付規則第34条に定める施設基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準番号	等級	項目と運用細則
I. 01	A	公認スタジアム 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は以下の書類を提出する。 ① Jリーグ公式試合で使用するホームスタジアムおよびホームスタジアム扱いするスタジアムの「ホームスタジアム確認書」(書式 I-01-1)に、施設所有者およびライセンス申請者の押印がなされているもの ② 提出日から3か月前以内に作成された「ホームスタジアム検査表」(書式 I-01-2) (2) 前項の書類の提出期限は、ともに6月30日とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類は期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか

③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に 確認できる状態にあるか ④ 提出書類の内容に基づき、審査対象となったスタジアムが J リーグ規約第29条第2項、同第4項、同第6項、第30条、 第32条, 第35条 (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出 された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者 はこれを拒むことができない。 3. 判定 以下のいずれかに該当する場合は、基準 1.01 を満たさないものと する。 ① 提出書類を期限までに提出せず、CLAからの提出指示に従 わないとき ② 提出書類の内容に虚偽があったとき ③ 提出書類に基づく審査の結果、審査対象となったスタジアム がJリーグ規約に定める要件を満たさないため、Jリーグ公 式戦を開催することができないとき。ただし、Jリーグ理事 会の承認を得た場合は、この限りではない。 4. 基準 1.01 に関するその他の遵守事項および注意事項 基準 I.01 の審査対象となったホームスタジアムがAFCチャンピ オンズリーグの試合会場として使用できるか否かを決定する権限は、 AFCが留保する。 I. 02 Α スタジアムの認可 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、基準 I.01 に対する提出書類のほか、ライ センス申請者が作成したスタジアムの警備計画書を提出する。 (2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類は期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入さ れているか ③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングにより、基準 1.02 に示す要件を満たしていると J リーグが十分に評価で きるかどうか ④ 提出書類の記載内容は虚偽でないか

		(2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定以下のいずれかに該当する場合は、基準 I.02 を満たさないものとする。 ① 提出書類を期限までに提出せず、CLAからの提出指示に従わないとき ② 提出書類の内容に虚偽があったとき ③ 提出書類の特査および関係者等へのヒアリングの結果、基準 I.02 に示す要件を満たしていないことが明らかである場合
I. 03	Α	スタジアム:入場可能数 1. 提出書類と期限 基準 I. 01 と同じ提出書類および期限とする。 2. 審査 基準 I. 01 の審査に包含する。 3. 判定 基準 I. 01 の判定に包含する。
I. 04	А	スタジアム:運営本部室および警察・消防司令室 1. 提出書類と期限 基準 I. 01 と同じ提出書類および期限とする。 2. 審査 基準 I. 01 の審査に包含する。 3. 判定 基準 I. 01 の判定に包含する。
1.05	Α	スタジアム:観客エリア 1. 提出書類と期限 基準 I.01 と同じ提出書類、期限とする。 2. 審査 基準 I.01 の審査に包含する。 3. 判定 基準 I.01 の判定に包含する。
I. 06	А	スタジアム:医務室、救護室

	1	1
		 1. 提出書類と期限
		基準 I. 01 と同じ提出書類、期限とする。
		2. 審査
		基準 I.01 の審査に包含する。
		3. 判定
		基準 I.01 の判定に包含する。
1.07	А	スタジアム:安全性
		1. 提出書類と期限
		基準 I.02 と同じ提出書類、期限とする。
		2. 審査
		基準 I.02 の審査に包含する。
		3. 判定
		基準 I.02の判定に包含する。
1.08	Α	スタジアム:承認された避難計画
		1. 提出書類と期限
		基準 I. 02 と同じ提出書類、期限とする。
		2. 審査
		基準 I.02 の審査に包含する。
		3. 判定
		基準 I. 02 の判定に包含する。
I. 09	Α	トレーニング施設
		1. 提出書類と期限
		(1) ライセンス申請者は以下の書類を提出する。
		① 書式 I-09-1
		② 基準 I.09 (2) の記載内容を満たすことを明らかにする資料
,		または書式 I-09-2
		(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。
		2. 審査
		(1) 審査は以下の点について行われる。
		① 提出書類は期限までに提出されたか
		② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入さ
		れているか
		③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングにより、基準
		I.09 に示す要件を満たしているとJリーグが十分に評価で

きるかどうか ④ 提出書類の記載内容は虚偽でないか (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出 された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者 はこれを拒むことができない。 3. 判定 以下のいずれかに該当する場合は、基準 1.09 を満たさないものと する。 ① 提出書類を期限までに提出せず、CLAからの提出指示に従 わないとき ② 提出書類の内容に虚偽があったとき ③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングの結果、基準 1.09 に示す要件を満たしていないことが明らかである場合 4. 基準 1.09 に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) 基準 I.09 にいうトレーニング施設のピッチには、夜間照明が 設置されていることが望ましい。 (2) 基準 I.09 にいう「屋内トレーニング施設」とは、屋内のピッ チまたはクラブハウス内、スポーツ施設内等に設置されたト レーニングルームなど、屋内で何らかのトレーニング活動がで きる環境があることを指す。 (3) 基準 1,09 にいう「メディカルルーム」とは、ドクター、トレー ナー等による選手へのメディカルケアが可能なスペースと器具 を有する部屋のことを指す。 I. 10 Α アカデミーのトレーニング施設 1. 提出書類 (1) 基準 S. 01 の提出書類をもとに審査を行うため、基準 I. 10 のた めに個別に提出する書類はない。 (2) 前項にかかわらず、CLAからライセンス申請者に対して指示 があった場合は、ライセンス申請者は以下の資料を提出する。 ① ライセンス申請者が施設を所有する場合は、各施設の所有を 証明し、施設の詳細を明示した書式 ② ライセンス申請者が施設を所有せず、賃借している場合は、 使用する各施設の所有者との契約書またはそれに準ずる書式 (使用に関する覚書もしくは施設の保有者発行の使用許可書 等)および施設の詳細を明示した書式 (3) 前2項に定める書類の提出期限は、基準S.01に対する提出書

		類と同一の日とする。 2. 審査
		2. 番宣 審査は基準 S. 01 の審査に包含されるものとし、同基準にいう「ア
		カデミー認定」をもって、本基準を満たすものとする。
		3. 判定
		以下のいずれかに該当する場合は、基準 I. 10 を満たさないものと
		する。
		① 提出書類を期限までに提出せず、CLAからの提出指示に従 わないとき
		② 提出書類の内容に虚偽があったとき
		③ 基準 S. 01 にいうアカデミー認定が行われなかったとき(ラ
		イセンス申請者が準加盟クラブの場合は、基準 S. 01 に定める要件を満たさなかったとき)
		4. 基準 I.10 に関するその他の遵守事項および注意事項
		4. 墨辛 I. 10 に関するての他の歴刊事項のよび注意事項 (1) 基準 I. 10 にいうトレーニング施設には、夜間練習が可能なよ
		う、照明が設置されたピッチが設けられていなければならない。
		(2) 基準 I. 10 にいう「屋内トレーニング施設」とは、屋内のピッ
		チまたはクラブハウス内、スポーツ施設内等に設置されたト
		レーニングルームなど、屋内で何らかのトレーニング活動がで
		きる環境があることを指す。
		(3) 基準 I. 10 にいう「メディカルルーム」とは、ドクター、トレー
		ナー等による選手へのメディカルケアが可能な機材を有する屋
		内の部屋またはスペースのことを指す。
I. 11	В	スタジアム:基本原則
		1. 提出書類と期限
		基準 I. 01 と同じ提出書類、期限とする。
		2. 審査
		基準 I.01 の審査に包含する。
		3. 判定
		基準 I. 01 の判定に包含する。
I. 12	в.с	スタジアム:衛生施設
		1. 提出書類と期限
		基準 I.01 と同じ提出書類、期限とする。
		2. 審査
		基準 I.01 の審査に包含する。

3. 判定

- (1) 判定は基準 I.01 の判定に包含する。ただし、基準 I.12 (3) および I.12 (4) においては、審査対象であるスタジアムの客席数を母数とし、この母数が男女比同数から構成されているものとして、洋式トイレおよび男性用小便器の数を計算する (母数が奇数の場合は、余った 1 名を男女いずれかに任意に寄せるものとする)。
- (2) 前項に関わらず、基準 I.12 (3) においては、以下のとおり例 外を設ける。
 - ① 審査対象であるスタジアムの客席数の 60% (小数点以下を切り上げる)を母数とし、この母数が男女比同数から構成されているものとして、洋式トイレおよび男性用小便器の数を計算する (母数が奇数の場合は、余った 1 名を男女いずれかに任意に寄せるものとする)
 - ② 前号による計算の結果、基準 I.12 (3) または (4) の基準 を充足することとなる場合には、当該基準の未充足に対する 制裁は科さないものとする
- (3) 前項に関わらず、審査対象であるスタジアムの改修着工または 新しいスタジアムの建設着工が確定し、工事の完了によって基 準 I.12 (3) を充足する目途が立っている場合には、当該基準 の未充足に対する制裁は科さないものとする。
- 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項

本基準の審査に関わらず、ライセンス申請者およびスタジアム所有者は基準 I.12(4)の充足に近づくよう、衛生施設数の増加に最大限の努力を行うとともに、トイレ全体数に占める洋式トイレの割合を少なくとも半数以上にするようにしなければならない。

I. 13 B · C

スタジアム:屋根

1. 提出書類と期限

基準 I.01 と同じ提出書類、期限とする。

2. 審査

基準 1.01 の審査に包含する。

3. 判定

基準 1.01 の判定に包含する。

4. 基準 I.13 に関するその他の遵守事項および注意事項

基準 I.13 の定めに関わらず、スタジアムの改修または新設工事を 行う場合は、ライセンス申請者、スタジアム所有者(または施工主)、

		Jリーグの三者は、観客席のすべてを屋根で覆うことができるよう、 工費や工法、工程等について協同して最大限の検討を行い、その実現 に向けた最大限の努力を行うものとする。
I. 14	С	スタジアム:案内サインと動線 ライセンス申請者は、基準 I.14 に該当する書類や資料等がある場合は、随時 CLAに提出できる。
I. 15	С	スタジアム:車椅子席 ライセンス申請者は、基準 I.15 に該当する書類や資料等がある場合は、随時 C L A に提出できる。

2-3 [人事体制・組織運営基準の運用細則]

交付規則第35条に定める人事体制・組織運営基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準番号	等級	項目と運用細則
P. 01	A	 クラブ事務局 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、以下の書類をすべて提出する。 ① 書式 P-01-1 および書式 P-01-2 ② ライセンス申請者の役員・社員・従業員一覧表(書式自由) ③ ライセンス申請者の組織図(書式自由) (2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。

		3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準 P. 01 は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L A からの提出指示 に従わなかったとき
P. 02	A	代表取締役 1. 提出書類と期限 基準P.01 および基準L.02 の提出書類をもとに審査を行うため、本 基準のために個別に提出する書類はない。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準P.02は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき
P. 03	A	財務担当 (ファイナンスオフィサー) 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、基準 P.01 に対する提出書類のほか、以下のいずれかの書類を提出する。 ① 公認会計士または税理士の資格を証明するものの写し ② CLAが発行する「財務担当適正証」 (2) 前項に定める書類の提出期限は 6 月 30 日とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。

① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入さ れているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に 確認できる状態にあるか (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出 された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者 はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準 P.03 は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指 示に従わなかったとき 4. 基準 P.03 に関するその他の遵守事項および注意事項 「財務担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当 者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略歴を記した資 料を添えてCLAに提出し、CLAより「財務担当適正証」の発行 を受ける。 P. 04 Α 運営担当 (オペレーションオフィサー) 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、基準 P. 01 に対する提出書類のほか、C LAが発行する「運営担当適正証」を提出する。 (2) 前項の「運営担当適正証」の提出期限は6月30日とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入さ れているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に 確認できる状態にあるか (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出 された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者 はこれを拒むことができない。

ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は

3. 判定

満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指 示に従わなかったとき 4. 基準 P. 04 に関するその他の遵守事項および注意事項 (1)「運営担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担 当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略歴を記 した資料を添えてCLAに提出し、CLAより「運営担当適正 証」の発行を受ける。ただし、基準 P.04 の①に該当する者は、 Jリーグが定める試合運営に関する課程を修了したことを証す る、Jリーグ発行の課程修了証を「担当者適正証発行申請」と あわせて提出する。 (2) 基準 P.04 の①にいう「試合運営に関する課程」の実施時期は、 原則として1月または2月(シーズン開幕前)とする。 (3) 実務経験とは、クラブの運営担当(正)もしくは運営担当(副) として、1年以上の実務を経験していることを指す。 (4) 運営担当 (オペレーションオフィサー) は、基準 P. 05 のセキュ リティ担当と兼務できる。 P. 05 Α セキュリティ担当(セキュリティオフィサー) 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、基準 P. 01 に対する提出書類のほか、以 下のいずれかの書類を提出する。 ① 日本において法的に有効な、警察官あるいは警備員としての 身分証明書の写し ② 所定の課程の履修に基づいて国家が認める機関が発行する、 安全と保安についての免許 ③ CLAが発行する「セキュリティ担当適正証」 (2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入さ れているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に 確認できる状態にあるか (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出

された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者 はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は 満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指 示に従わなかったとき 4. 基準 P.05 に関するその他の遵守事項および注意事項 (1)「セキュリティ担当適正証」の発行を希望するライセンス申請 者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者 の略歴を記した資料およびJリーグが定める安全と保安に関 する課程を修了したことを証する、CLA発行の課程修了証 をCLAに提出し、CLAより「運営担当適正証」の発行を 受ける。 (2) 基準 P. 05 にいう「安全と保安に関する課程」の実施時期は、 原則として1月または2月(シーズン開幕前)とする。 (3) 実務経験とは、クラブのセキュリティ担当として、1年以上の 実務を経験していることを指す。 (4) セキュリティオフィサーは、基準 P. 04 の運営担当 (オペレー ションオフィサー)と兼務できる。 P. 06 Α 広報担当(メディアオフィサー) 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、基準 P.01 に対する提出書類のほか、J リーグが発行する「広報担当適正証」を提出する。 (2) 前項にいう「広報担当適正証」の提出期限は6月30日とする。 2. 審杳 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入さ れているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に 確認できる状態にあるか (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出 された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者 はこれを拒むことができない。

3. 判定

ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は 満たさないものとする。

- ① 提出書類の内容が虚偽であったとき
- ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき
- 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項
 - (1)「広報担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略歴を記した資料を添えてCLAに提出し、CLAより「広報担当適正証」の発行を受ける。ただし、基準P.06の①に該当する者は、Jリーグが定めるメディア関連業務に関する課程を修了したことを証する、CLA発行の課程修了証を「担当者適正証発行申請」とあわせて提出する。
 - (2) 基準 P. 06 にいう「メディア関連業務に関する課程」の実施時期は、原則として 1 月または 2 月(シーズン開幕前)とする。
 - (3) 実務経験とは、クラブの広報担当(正)もしくは広報担当(副)として、1年以上の実務を経験していることを指す。

P. 07 A マーケティング担当

- 1. 提出書類と期限
 - (1) ライセンス申請者は、基準 P. 01 に対する提出書類のほか、C L A が発行する「マーケティング担当適正証」を提出する。
 - (2) 前項にいう「マーケティング担当適正証」の提出期限は6月30日とする。

2. 審査

- (1) 審査は以下の点について行われる。
 - ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか
 - ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか
 - ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に 確認できる状態にあるか
- (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出 された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者 はこれを拒むことができない。

3. 判定

ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は

62

満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指 示に従わなかったとき 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 (1)「マーケティング担当適正証」の発行を希望するライセンス申 請者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当 者の略歴を記した資料を添えてCLAに提出し、CLAより 「マーケティング担当適正証」の発行を受ける。ただし、基準 P. 07 の①に該当する者は、Jリーグが定めるマーケティング に関する課程を修了したことを証する、CLA発行の課程修了 証を「担当者適正証発行申請」をあわせて提出する。 (2) 基準 P. 07 にいう「マーケティング関連業務に関する課程」の 実施時期は、原則として1月または2月(シーズン開幕前)と する。 (3) 実務経験とは、クラブまたは企業において、以下のいずれかの 業務(関連する業務を含む)を1年以上経験していることを指 す。 ① ブランド価値の向上 ② スポンサーや商業パートナーとの取引関係管理 ③ 地元テレビ局、メディア媒体との関係構築・管理 ④ 営業管理 ⑤ マーチャンダイジング管理 ⑥ 顧客関係管理 ⑦ イベント管理 ⑧ スタジアムに関係する商業活動の管理 P. 08 Α 医師(メディカルドクター) 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、以下の書類をすべて提出する。 ① 日本国医師免許の写し ② ライセンス申請者と当該医師との雇用契約書あるいはそれに 準ずる書類の写し (2) 前項に定める書類の提出期限は、CLAが別途定める。 2. 審査

(1) 審査は以下の点について行われる。

① 提出書類はすべて期限までに提出されたか

② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入さ れているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に 確認できる状態にあるか (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出 された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者 はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は 満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に 従わなかったとき 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 Jリーグ規約第52条の定めにより、Jクラブは、すべての試合に ドクターを同行させなければならない。 P. 09 Α 理学療法士 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、以下の書類をすべて提出する。 ① 基準 P.09 ①から⑥までに該当する資格の資格認定証の写し ② ライセンス申請者と当該メディカルスタッフとの雇用契約書 あるいはそれに準ずる書類の写し (2) 前項に定める書類の提出期限は、CLAが別途定める。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入さ れているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に 確認できる状態にあるか (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出 された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者 はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は 満たさないものとする。

		① 提出書類の内容が虚偽であったとき
		② 期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に 従わなかったとき
		1に4ノはがってことで
P. 10	Α	トップチーム監督
		1. 提出書類と期限
		JリーグがJFAに対し、有資格者であるかを照会するため、ライ
		センス申請者からCLAに提出するものはない。
		2. 審査
		(1) 本基準では、当該監督が基準 P. 10 の内容を満たす指導者資格
		保有者である否かを審査する。
		(2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出
		された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者
		はこれを拒むことができない。
		3. 判定
		当該監督が有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさ
		ないものとする。
P. 11	Α	トップチームのアシスタントコーチ
		1. 提出書類と期限
		JリーグがJFAに対し、有資格者であるかを照会するため、ライ
		センス申請者からCLAに提出するものはない。
		2. 審査
		(1) 本基準では、当該コーチが基準 P.11 の内容を満たす指導者資
		格保有者である否かを審査する。
		(2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出
		された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者
		はこれを拒むことができない。
		3. 判定
		当該コーチが有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満た
		さないものとする。
P. 12	Α	アカデミーダイレクター
		1. 提出書類と期限
		JリーグがJFAに対し、有資格者であるかを照会するため、ライ
		センス申請者からCLAに提出するものはない。

		 (1) 本基準では、当該アカデミーダイレクターが基準 P. 12 の内容を満たす指導者資格保有者である否かを審査する。 (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定当該アカデミーダイレクターが有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。
P. 13	Α	アカデミーチーム監督 1. 提出書類と期限
P. 14	Α	アカデミーチームコーチ 1. 提出書類と期限 JリーグがJFAに対し、有資格者であるかを照会するため、ライセンス申請者からCLAに提出するものはない。 2. 審査 (1) 本基準では、当該コーチが基準P.14の内容を満たす指導者資格保有者である否かを審査する。 (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 当該コーチが有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。

D 45	Τ .	
P. 15	Α	安全・警備組織:警備員
		1. 提出書類と期限
		(1) ライセンス申請者は、基準 P. 15(2)の要件を満たすことを示す、
		ライセンス申請者と当該警備員または警備会社あるいはスタジ
		アム所有者との契約書、またはそれに類する書類の写しを提出
		する。
		(2) 前項に定める書類の提出期限は、6月30日とする。
		2. 審査
		(1) 審査は以下の点について行われる。
		① 提出書類はすべて期限までに提出されたか
		② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入さ
		れているか
		③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に
		確認できる状態にあるか
		(2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出
		された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者
		はこれを拒むことができない。
		3. 判定
		ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は
		満たさないものとする。
		① 提出書類の内容が虚偽であったとき
		② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指
	*	示に従わなかったとき
		J. J. J. L. L.
P. 16	Α	権利と義務
		1. 提出書類と期限
		(1) ライセンス申請者は、基準 S. 04 および基準 L. 04 に対する提出
		書類のほか、基準 P. 02 から基準 P. 14 に該当する者とライセン
		ス申請者が別途契約書およびそれに付帯する覚書を交わしてい
		る場合は、それらの書式の写しを提出する。
		(2) 前項の書類の提出期限は、CLAが別途定める。
		2. 審査
		(1) 審査は以下の点について行われる。
		① 提出書類はすべて期限までに提出されたか
		② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入さ
		れているか
		③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に
	L	○ №日日ススマンロロサル「コテロヤククル間でありが、あた、(V具間で用に

確認できる状態にあるか

(2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出 された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者 はこれを拒むことができない。

3. 判定

ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は 満たさないものとする。

- ① 提出書類の内容が虚偽であったとき
- ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき
- 4. 基準 P. 16 に対するその他の遵守事項および注意事項
 - (1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてJライセンスの交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類の内容または人員、契約内容に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。
 - (2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を記した書式(書式 P-16)を提出すれば足りるものとする。

P. 17 | A

ライセンス申請文書提出後の変更通知義務

1. 提出書類と期限

各基準に定める書類の提出締切日から、Jライセンス交付決定日までの間に、基準 P. 17 に該当する変更があった場合には、書式 P-17 に必要事項を記入して C L A に提出する。当該変更がない場合には、書式の提出の必要はない。

2. 審査

- (1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。
 - ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか
 - ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか
 - ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか
- (2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から 提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申 請者はこれを拒むことができない。

3. 判定

ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は 満たさないものとする。

① 提出書類の内容が虚偽であったとき

- ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき
- 4. 基準 P. 17 に関するその他の遵守事項および注意事項
 - (1) Jリーグは、ライセンス申請者から提出された書類の内容を検査し、変更後の内容がJライセンスの交付に影響があると判断される場合には、当該ライセンス申請者に通知のうえ、その旨をFIBに報告する。
 - (2) FIBは前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対する Jライセンス交付に与える影響を審議し、当該ライセンス申請 者のJライセンス交付に対する判定を行うことができる。

P. 18 A ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務

1. 提出書類と期限

ライセンス申請者は、基準 P. 18 に該当する変更があった場合には、 書式 P-18 に必要事項を記入して C L A に提出する。

2. 審查

- (1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。
 - ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか
 - ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか
 - ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に 確認できる状態にあるか
- (2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。

3. 判定

ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は 満たさないものとする。

- ① 提出書類の内容が虚偽であったとき
- ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき
- 4. 基準 P.18 に関するその他の遵守事項および注意事項
 - (1) Jリーグは、ライセンス申請者から提出された書類の内容を検査し、変更後の内容がライセンス交付シーズンに対するJライセンス判定に影響があると判断される場合には、当該ライセンス申請者に通知のうえ、その旨をFIBに報告する。

1	
	(2) FIBは前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対す
	るJライセンス判定に与える影響を審議し、当該ライセンス
	申請者のJライセンスの取り消しに関する判定を行うことが
	できる。

2-4 [法務基準の運用細則]

交付規則第36条に定める法務基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準番号	等級	項目と運用細則
L. 01	A	AFCクラブ競技会出場への宣誓書 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は書式 L-01 を C L A に提出する。 (2) 提出期限は 6月30日とする。 2. 審査 (1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。 ① 提出書類は期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がないか (2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。 ① 書式 L-01 を 期限までに提出せず、 C L A からの提出指示に従わないとき ② ライセンス申請者が書式 L-01 を提出したものの、 J ライセンスが交付される前に書式 L-01 に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき
L. 02	Α	クラブの登記情報 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は基準 L. 02 および書式 L-01 に定める文書 類を C L A に提出する。 (2) 提出期限は 6月 30 日とする。

		2. 審査
		(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。
		① 提出書類はすべて期限までに提出されたか
	i	② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入さ
		れているか
		③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に
		確認できる状態にあるか
,		(2)Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提
		出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請
	,	者はこれを拒むことができない。
		3. 判定
		ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は
		満たさないものとする。
		① 提出書類の内容が虚偽であったとき
		② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指
		示に従わなかったとき
		4. 基準 L. 02 に対するその他の遵守事項および注意事項
		(1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてJライセンスの交付を
		申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類に変
		更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。
		(2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を記した書式(書
		式 L-02)を提出すれば足りるものとする。
L. 03	Α	他クラブの経営等への関与の禁止
2.00		1. 提出書類と期限
		基準 L.01 と同じ提出書類および期限とする。
		2. 審査
		3. 判定
		基準 L. 01 の判定に包含する。
L. 04	A	クラブ内の懲戒手続き
L. 04		1. 提出書類と期限
		(1) ライセンス申請者は、以下の文書類をすべて提出する。
		① ライセンス申請者の就業規則の原本の写し
1		② ライセンス申請者の選手との選手契約書およびそれに付帯す
		る覚書の写し
	<u> </u>	*************************************

- ③ 基準 P. 02 から基準 P. 14 に該当する者とライセンス申請者が 別途契約書およびそれに付帯する覚書を交わしている場合 は、それらの書式の写し
- (2) 前項に定める書類の提出期限はすべて6月30日とする。

2. 審查

- (1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。
 - ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか
 - ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか
 - ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか
- (2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。

3. 判定

ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は 満たさないものとする。

- ① 提出書類の内容が虚偽であったとき
- ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき
- 4. 基準 L.04 に関するその他の遵守事項および注意事項
 - (1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてJライセンスの交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類の内容または人員、契約内容に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。
 - (2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を記した書式(書式 L-04) を提出すれば足りるものとする。
 - (3) ライセンス申請者の就業規則には、社員がJFAおよびJリー グの諸規程を遵守する旨の条項を盛り込むようにすることが望 ましい。また、ライセンス申請者の取締役・監査役は、その役 職の範囲にかかわらず、当該条項に従うことにつき、本人の書 面による承諾を得ることが望ましい。

L. 05 C 選手と社員のための行動規範

ライセンス申請者は、基準 L. 05 に該当する書類や資料等がある場合は、随時 C L A に提出できる。

72

L. 06	С	顧問弁護士(リーガルオフィサー)
		ライセンス申請者は、基準 L. 06 に該当する書類や資料等がある場
		合は、随時CLAに提出できる。

2-5 [財務基準の運用細則]

交付規則第37条に定める財務基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

F. 01 A 年次財務諸表(監査済み) 1. 提出書類	基準番号
(1) 基準F.01に基づき、ライセンスを申請する日の属する事業年度の前年度における以下の書式すべてをCLAに提出する。 ① 日本国の会社法施行規則および会社計算規則に定める、以下の書類一式 イ・事業報告 ロ・附属明細書(事業報告関係) ハ・計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変助計算書、個別注配表) ニ・附属明細書(計算書類関係) ② 監査法人、または公認会計士による監査報告書 ③ 法人税確定申告書一式。ただし、以下の書式のうち、ライセンス申請者が作成し、税務当局に提出したものはすべてCLAに提出する イ・別表一から別表二十関係の書式および特別償却の付表ロ・勘定科目内駅明細書 ④ 消費税および地方消費税の申告書およびそれに添付する付表2 ⑤ 都道府県民税・事業税確定申告書(第六号様式)一式。ただし、第六号様式別表一から別表十四までのうち、ライセンス申請者が作成し、税務当局に提出したものをすべてCLAに提出する ⑥ 法人市民税(区市町村民税)確定申告書(第二十号様式) ⑦ 固定資産減価償却内訳表 (A4 サイズで書式自由とし、資産ごとの取得価額、期首帳簿価額、減価償却費、期末帳簿価額	F. 01

が分かるものとする)

- ⑧ 前年度の損益実績表(Jリーグ指定書式)
- ⑨ 前年度末日現在の株主一覧表または正会員一覧表
- ⑩ 前年度末日現在の残高試算表(貸借対照表、損益計算書の両方を提出。月次推移表形式での提出が望ましい)
- (2) 前項に定める書類の提出期限は、ライセンス申請者が定款で定める事業年度の最終日から90日以内とする。

2. 審査

Jリーグは、以下のとおり審査を行う。

- ① 年次財務諸表一式の提出を受けたCLAが、提出物がすべて そろっているかを確認し、ライセンス申請者の前期損益およ び前期末現在の純資産額を調査する
- ② CLAとライセンス評価チームが年次財務諸表一式の内容について検討と分析を行い、現地ヒアリング調査を行うライセンス申請者を選定する。財務状態が良好で会計の正確性もあり、現地ヒアリングを行う必要がないと判断されるライセンス申請者に対しては、CLAがその旨を連絡する
- ③ CLAおよびライセンス評価チームがライセンス申請者に対し、ヒアリング調査を行う。ヒアリング調査は経営状況、会計管理に関する調査のほか、交付規則に定める各基準全般についても行う
- ④ ライセンス申請者が交付規則および本運用細則に定める条件 を満たしていない場合は、CLAおよびライセンス評価チームは現地ヒアリングにおいてその条件を満たしていないこと を確認のうえ、その内容についてクラブに説明を行う
- ⑤ CLAおよびライセンス評価チームは現地ヒアリングにおいて、ライセンス申請者がJライセンスの交付を受けるにあたって経営上の改善努力が必要と認められる場合は、その場で当該項目について助言することができる

3. 判定

- (1) ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準 F.01 は満たさないものとする。
 - ① 提出書類の内容が虚偽であったとき
 - ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき
- (2) 提出された財務諸表に基づいて審査を行い、以下のいずれかに 該当する場合は基準 F.01 を満たさないものとする。

	ı	
		① 3期連続で当期純損失を計上した場合。ただし、判定は 2012年度決算より開始し、それ以前の年度は判定対象としない
		② ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現
		在、純資産の金額がマイナスである(債務超過である)場合。 ただし判定は 2014年度決算より開始し、それ以前の年度は
		判定対象としない
		③ Jリーグからの指摘に基づき、過年度の決算の修正が必要と
		なった場合において、過年度の決算を修正した結果、前2号
		に示す事態となった場合
		4. 基準 F. 01 に関するその他の遵守事項および注意事項
		(1) 基準 F. 01 にいう「公認会計士または監査法人の監査」とは、
		以下のいずれかにあてはまるものとする。
		① ライセンス申請者が会計監査人を設置し、会計監査人による
		法定監査を受けること
		② 会計監査人設置会社でないライセンス申請者が、公認会計士
		または監査法人と任意で契約を締結し、決算時会計監査を受
		け、それらの報告書の提出を受けること
		③ 連結親会社をもつライセンス申請者が、当該親会社の会計監
		査人から連結子会社監査を受け、当該親会社に対する、当該 会計監査人による連結財務諸表の監査報告書の提出を受ける
		云町監査人による建和財務語表の監査報音音の提出を受ける こと
		(2) 前条第2項の定めにかかわらず、ライセンス申請者がJリーグ
		準加盟クラブである場合には、交付規則第 20 条の規定が 2012
		年度より適用される。
F. 02	С	中間財務諸表(監査済み)
		ライセンス申請者は、基準 F. 02 に該当する書類や資料等がある場
		合は、随時CLAに提出できる。
F. 03	А	選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期
		限経過未払金の皆無
		1. 提出書類と期限
		書式 L-01 を提出書類として適用する。
		2. 審査
		(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。
		① 書式 L-01 は期限までに提出されたか

		◎ 事式 01 0司件中南户本写 25 4 1 · · ·						
		② 書式 L-01 の記載内容に遺漏がないか						
		(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提						
		出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス						
		者はこれを拒むことができない。						
		3. 判定						
		以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。						
		① 書式 L-01 を期限までに提出せず、CLAからの提出指示に						
		従わないとき						
		② ライセンス申請者が書式 L-01 を提出したものの、J ライセ						
		ンスが交付される前に書式 L-01 に記載された内容に対する						
		違反行為を行っていたことが明らかとなったとき						
		4. 基準 F.03 に対するその他の遵守事項および注意事項						
		ライセンス申請者は、移籍補償金(および連帯貢献金)、トレーニ						
		ング費用、トレーニングコンペンセーション等、選手移籍に関して発						
		生する費用の支払いにつき、遺漏なく手続きを行わなければならない。						
		なお、トレーニング費用等の支払いが免除される場合は、トラブル防						
		止のため、その記録を書面で残すようにしなければならない。						
F. 04								
Γ. 04	A	従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の皆無						
		1. 提出書類と期限						
		書式 L-01 を提出書類として適用する。						
		2. 審査						
		(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。						
		① 書式 L-01 は期限までに提出されたか						
		② 書式 L-01 の記載内容に遺漏がないか						
		(2)Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提 						
		出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請						
		者はこれを拒むことができない。						
		3. 判定						
		以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。						
		① 書式 L-01 を期限までに提出せず、CLAからの提出指示に						
		従わないとき						
		② ライセンス申請者が書式 L-01 を提出したものの、Jライセ						
		ンスが交付される前に書式 L-01 に記載された内容に対する						
		違反行為を行っていたことが明らかとなったとき						
		4. 基準 F. 04 に関するその他の遵守事項および注意事項						
		(1) ライセンス申請者が税務調査を受けた結果、修正申告、重加算						

税の納付が必要になった場合は、基準 F. 04 にいう「未払金」 の対象外とする。

(2) ライセンス申請者が賃金未払いにともなう訴えを起こされた場合は、CLAおよびFIBがその訴えの内容を別途検討し、Jライセンス交付判定の判断材料に加えるかどうかを決定する。

F. 05 A

ライセンス交付の決定に先立つ表明書

- 1. 提出書類と期限
 - (1) ライセンス申請者は書式 F-05 をCLAに提出する。
 - (2) 提出期限はJリーグが別途指定する。

2. 審査

- (1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。
 - ① 書式 F-05 は期限までに提出されたか
 - ② 書式 F-05 の記載内容に遺漏がないか
- (2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。

3. 判定

以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。

- ① 書式 F-05 を期限までに提出せず、CLAからの提出指示に 従わないとき
- ② 一度書式 F-05 を提出したライセンス申請者が、Jライセンスが交付される前に書式 F-05 の記載内容に対する違反行為を行ったとき
- 4. 基準 F.05 に関するその他の遵守事項および注意事項

基準 F. 05 にいう「ライセンス申請者の財務状況に(好影響か悪影響かを問わず)影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象」の例は、原則として以下のとおりとする。ただし、以下の各号にかかわらず、ライセンス申請者は、ライセンス申請者の財務状況に影響を及ぼす出来事があった場合には、影響の大小にかかわらず C L A にその内容を報告し、基準 F. 05 の適用について相談するようにしなければならない。

- ① 好影響を及ぼし得るような事象
 - イ. 増資等の資本政策により、資本の状況が好転する場合 (J リーグ規約第24条に定める手続きが別途必要となる)
 - 口、高額の増収要因の発生
 - ハ、高額の費用削減効果が見込める計画の立案や、当該事象の

r- ·		
		発生
		② 悪影響を及ぼし得るような事象
		イ. 自然災害および事件、事故により、クラブの所有資産、賃
		借物件が物理的な被害を受けたとき。ただし、当該被害の
		状況が甚大で、基準 F. 05 に定める書式の提出期限までに
		書式を提出することが難しい場合は、LMは提出期限につ
		いて配慮する
		ロ. 契約金額が 1,000 万円以上のスポンサーまたは売上先が倒
		産した場合、もしくは売上金の入金期限から3ヶ月を超え
		ても入金がない場合
		ハ. 株主構成や取締役の構成に重大な変化が発生する場合
		③ 前各号のほか、LMがライセンス申請者に対し書式の提出を
		 指示した事項
	-	
F. 06	Α	│ │ 予算および予算実績、財務状況の見通し
		1. 提出書類
		(1) 基準 F. 06 (1) については、ライセンスを申請する日の属する
		事業年度の前年度の末日までに以下の書類を提出する。ただし、
		LMが締切日を別途指定した場合には、この限りではない。
		① ライセンス申請者の、ライセンスを申請する日の属する事業
		年度の予算書で、当該予算の科目ごとの明細が添えられてい
		るもの(ライセンス申請者が独自に使用している書式でよい)
		② 前号の予算書の内容を、Jリーグ指定フォーマットに転記し
		たもの
		(2) 基準 F.06(2) については、以下の書類を提出する。提出期限
		は6月30日とする。
		① 4月30日現在の当期資金繰り予測表(借入等、必要な資金
		調達に関する説明を含む)
		② 4月30日現在の、ライセンス申請者の当期の経営状況に関
		する資料。ただし書式は自由とし、以下の内容が含まれてい
		るものとする
		イ. 当期の営業収入予算につき、4月30日現在の達成状況お
		よびその要因が把握できるもの
		口. 当期の営業費用予算につき、4月30日現在の達成状況お
		よぴその要因が把握できるもの
		ハ.当期の営業収入予算
		③ 当期の業績に関する対策(業績改善に向け、すでに講じた、

あるいは今後講じる対策の内容を詳細に記載すること)

2. 審査

Jリーグは、以下のとおり審査を行う。

- (1) 書類の提出を受けたCLAが、提出物がすべてそろっているかを確認する。
- (2) CLA (ライセンス評価チームを含む)が提出書類をもとに、 ライセンス申請者の経営の安定性に関し、ライセンス申請日の 属する事業年度中または翌事業年度中において資金不足に陥る 可能性または経営の継続が困難となる可能性ついて総合的な検 討と分析を行う。このとき、基準 F. 01 に対する提出書類を基 準 F. 06 に対する審査資料として加えることができる。

3. 判定

ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は 満たさないものとする。

- ① 提出書類の内容が虚偽であったとき
- ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき
- ③ 審査において、再三の注意にもかかわらず、FIBまたはCLAの指示に従わず、審査に協力しなかったとき
- ④ 審査の結果、 ライセンス申請日の属する事業年度または翌 事業年度において、資金不足に陥る可能性または経営の継続 が困難となる可能性が高いと判断される場合
- ⑤ 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況がすでに基準 F. 01 に対する運用細則の内容を充足する内容でないと判断される 場合
- 4. 基準 F.06 に関するその他の遵守事項および注意事項

CLAはヒアリング調査において、ライセンス申請者がJライセンスの交付を受けるにあたって経営上の改善努力が必要と認められる場合は、その場で当該項目について助言することができる。

F. 07 A ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務

1. 提出書類と期限

ライセンス申請者は、基準 F. 07 に定められた期日までに、書式 F-07 を C L A に提出する。

2. 審査

- (1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。
 - ① 書式 F-07 は期限までに提出されたか

79

② 書式 F-07 の記載内容に遺漏がないか

(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。

3. 判定

以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。

- ① 書式 F-07 を期限までに提出せず、CLAからの提出指示に 従わないとき
- ② ライセンス申請者が書式 F-07 を提出したものの、Jライセンスが交付される前に書式 F-07 に記載された内容に対する 違反行為を行っていたことが明らかとなったとき
- 4. 基準 F.07 に関するその他の遵守事項および注意事項
 - (1) 基準 F. 07 にいう「クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事」の詳細は、基準 F. 05 の運用細則に準じる。
 - (2) CLAおよびライセンス評価チームは、書式 F-07 の内容に基づき、必要に応じてライセンス申請者に対するヒアリング調査を行い、調査の結果、ライセンス交付シーズンに対するJライセンス判定に影響があると判断される場合には、その内容をFIBに報告する。
 - (3) FIBは前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対するJライセンス判定に与える影響を審議し、当該ライセンス申請者のJライセンスの取り消しに関する判定を行うことができる。

F. 08 A 財務状況の見通しの修正義務

1. 提出書類と期限

- (1) Jリーグは、基準 F. 06 に基づいて行われるヒアリングの結果、本来記載または報告すべき内容が基準 F. 06 に基づいて提出される資料から欠落していたと判断した場合には、CLAがライセンス申請者にその内容を具体的に通知し、ライセンス申請者は F. 06 に定める資料の再提出を行う。
- (2) 前項にいう資料再提出の締切は、LMが個別に決定する。

2. 審査

基準 F.06 と同様の審査を行う。

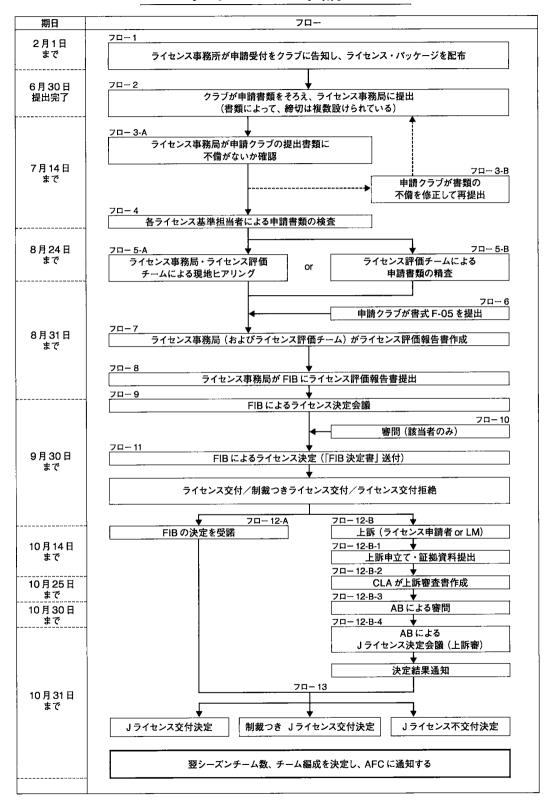
3. 判定

ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は 満たさないものとする。

80

- ① 提出書類の内容が虚偽であったとき
- ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき
- ③ 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況が基準 F.01 の運 用細則を充足する内容でないと判断される場合

3. ライセンス申請フロー



- (1) LMは、1月1日から1月31日までの間に、Jライセンスの交付申請受付の開始を、Jライセンス交付申請を希望するクラブに通知する。
- (2) LMは、前項の通知と合わせ、Jライセンスの交付申請に必要となるライセンス申請書類一式(以下「ライセンス・パッケージ」という)をクラブに送付する。
- (3) Jライセンス交付申請を行う予定のクラブのうち、2月1日になってもライセンス・パッケージが届かなかったクラブは、CLAに連絡のうえ、ライセンス・パッケージの送付を受ける。ただし、ライセンス・パッケージの到着が遅れた場合であっても、ライセンス交付申請にかかる提出書類の提出期限は変更されない。

フロー2

- (1) J ライセンスの交付を申請するクラブは、交付規則および本運用細則に記載された提出期限までに、交付規則および本運用細則に定められた作成方法に従ってライセンス申請書類を作成し、CLAに提出する。
- (2) ライセンス申請書類は本運用細則1-4に定められた方法により提出する。
- (3) 交付規則および本運用細則に定められた申請書類の提出期限は厳守しなければならない。提出期限内にライセンス申請書類を提出しなかったクラブは、原則としてJライセンスの交付を申請しなかったものとみなされる。
- (4) ライセンス申請者の責めに帰すべからざる事情により、ライセンス申請書類を提出期限内に 提出できない場合は、交付規則第24条第7項の定めに従い、ライセンス申請書類の提出締め 切りの延長を申請することができる。

フロー3-A

- (1) CLAは、ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類を受領したときには、受領した 旨をライセンス申請者に連絡する。
- (2) ライセンス申請書類を受領したCLAは、ライセンス申請書類の内容を検査し、受領から2 週間以内に書類に不備があるかどうかを確認する。
- (3) ライセンス申請書類に不備がある場合には、LMがライセンス申請者に不備の内容を通知したうえで、期限を決めてライセンス申請書類の明瞭化を求め、または再提出を指示することができる。当該ライセンス申請者はフロー 3-Bに進み、ライセンス申請書類に不備がなかったライセンス申請者はフロー4に進む。なお、フロー4に進むライセンス申請者に対しては、LMは特にその旨を連絡する必要はない。
- (4) ライセンス申請書類に不備が多すぎるなど、ライセンス申請者がライセンス申請書類の作成 および提出にあたり十分な注意を払ったとCLAが評価できないような場合には、LMは、 その完全な自由裁量により、当該ライセンス申請者に対し事情聴取を行ったうえで、ライセ ンス申請書類を再提出させる機会を与えないことができる。

フロー3 - B

- (1) ライセンス申請書類の不備をLMに指摘されたライセンス申請者は、定められた期限までに ライセンス申請書類の内容を明瞭化し、あるいは申請書類の不備を修正してCLAに再提出 する。期限までにLMからの提出指示に従わなかった場合は、原則として明瞭化する前、あ るいは修正前の資料がライセンス申請書類として扱われる。
- (2) 不備を修正して再提出したライセンス申請書類に不備があってはならない。再提出したライセンス申請書類に不備がある場合には、原則としてそのままライセンス申請書類として扱われる。
- (3) ライセンス申請書類が再提出された場合は、原則として再提出された方を正として扱う。

フロー4

- (1) フロー3においてライセンス申請書類が整ったことを確認したのち、CLAがライセンス申請書類に基づき審査を開始する。
- (2) CLAは交付規則および本運用細則に定める審査方法に従って審査を行い、その結果をまとめたうえで必要に応じライセンス評価チームに報告し、ライセンス交付審査上の論点を共有する。

フロー5 - A

- (1) CLAはライセンス申請者に対しヒアリング調査を行う。なお、CLAは当該調査をライセンス評価チームに委任することができる。
- (2) LMは当該ライセンス申請者に対し、CLAまたはライセンス評価チームが調査を実施する 旨を事前に通知しなければならず、当該ライセンス申請者は調査を拒絶してはならない。
- (3) CLAまたはライセンス評価チームは、前項のヒアリング調査を、原則として8月20日までに、 対象としたすべてのライセンス申請者について完了させる。
- (4) ヒアリング調査はLMがライセンス評価チームメンバーのなかから3名程度の班を編成して 行う。また、LMは、交付規則に定める各ライセンス基準に精通する者をCLAのなかから 指名し、班に加えることができる。
- (5) ライセンス評価チームは基本的に、交付規則のうち「財務基準」について、提出書類をもとに詳細な分析および調査を行う。ただし、ライセンス評価チームは、交付規則のうち「財務 基準」以外のライセンス基準についてもヒアリング調査を行うことができる。
- (6) ライセンス評価チームによるヒアリング調査は、交付規則および本運用細則に沿って責任を持って行われなければならず、ライセンス申請者すべてを公平に扱わなければならない。
- (7) ヒアリング調査の結果、ライセンス申請者の経営の進捗状況いかんによってJライセンスが 交付されなくなるおそれがあり、当該ライセンス申請者がJライセンスの交付を目指すうえ で努力を要すると判断される場合には、ライセンス評価チームは当該事象を「ライセンス評 価報告書」によってLMに報告する。
- (8) 前項においてライセンス評価チームから報告を受けたLMは、報告に基づいて当該ライセンス申請者に対し、文書にて経営上の是正通知を出すか否かを決定する。当該文書には、Jラ

イセンスの交付を目指すうえで努力が必要である点とその根拠を明示する。

(9) 前2項にかかわらず、ライセンス評価チームはライセンス申請者に対し、クラブ経営に関して助言を行うことができる。

フロー5-B

- (1) CLAはライセンス申請者の経営状況を把握するためのヒアリング調査に代えて、ライセンス申請者の提出書類に基づく分析、調査をライセンス評価チームに委任することができる。
- (2) CLAまたはライセンス評価チームは、前項にいう調査を、原則として8月20日までに、対象としたすべてのライセンス申請者について完了させる。
- (3) 提出書類に基づく調査は、LMがライセンス評価チームメンバーのなかから3名程度の班を 編成して行う。また、LMは、交付規則に定める各ライセンス基準に精通する者をCLAの なかから指名し、班に加えることができる。
- (4) ライセンス評価チームは基本的に、交付規則のうち「財務基準」について、提出書類をもとに詳細な分析および調査を行う。ただし、ライセンス評価チームは、交付規則のうち「財務 基準」以外のライセンス基準についても調査を行うことができる。
- (5) 提出書類に基づく調査の結果、ライセンス申請者に対し、フロー 5-A に定めるヒアリング調査を行う必要があるとライセンス評価チームが判断した場合は、ライセンス評価チームはヒアリング調査が必要な理由をLMに説明し、LMの承認を得たうえで、フロー 5-A に審査を移行する。
- (6) ヒアリング調査の結果、ライセンス申請者の経営の進捗状況いかんによってJライセンスが 交付されなくなるおそれがあり、当該ライセンス申請者がJライセンスの交付を目指すうえ で努力を要すると判断される場合には、ライセンス評価チームは当該事象を「ライセンス評価報告書」によってLMに報告する。
- (7) 前項においてライセンス評価チームから報告を受けたLMは、報告に基づいて当該ライセンス申請者に対し、文書にて経営上の是正通知を出すか否かを決定する。当該文書には、Jライセンスの交付を目指すうえで努力が必要である点とその根拠を明示する。
- (8) 前2項にかかわらず、ライセンス評価チームはライセンス申請者に対し、クラブ経営に関して助言を行うことができる。

フロー6

- (1) ライセンス申請者は、8月25日から31日の間に書式F-05をCLAに提出する。ただし、交付規則第37条の基準F.05に該当する事象が発生した場合には、書式F-05に当該事象の具体的内容を記入のうえ、最終締め切り日を待たずにただちにCLAに提出しなければならない。
- (2) CLAは、ライセンス申請者から提出された書式 F-05 の内容を検査する。CLAは交付規則 の財務基準に対するライセンス申請書類およびフロー 5 における調査結果と、書式 F-05 の記載内容とを合わせ、以下の項目について検討する。
 - ① ライセンス申請者の財務状況が、ライセンス申請書類提出時点に比べ、Jライセンス交付 判定に影響を及ぼす程度に変化しているか

- ② 交付規則 F.05 に該当するとして書式 F-05 に記載された事象は、偶発的なものか否か、またその事象はライセンス申請者に短期的または中長期的な影響を及ぼすか否か
- ③ その他、ライセンス申請書類提出時点と比較しての、ライセンス申請者の財務状況の変化
- (3) CLAは、前項の検討の結果をまとめ、その内容をフロー7にいう「ライセンス評価報告書」 に盛り込み、FIBに提出する。

フローフ

- (1) フロー4からフロー6までの調査を経て、ライセンス評価チームおよびCLAは共同して「ライセンス評価報告書」を作成する。当該ライセンス評価報告書の責任者はCLAとし、ライセンス評価チームはライセンス評価報告書の起案その他について全面的に協力する。
- (2) 前項にいうライセンス評価報告書は、すべてのライセンス申請者について作成する。
- (3) ライセンス評価報告書は以下の項目から構成される。
 - ① ライセンス申請者に対し、Jライセンスを交付することが適当か否か
 - ② 制裁を科すことが適当か否か、適当な場合は推奨する制裁の内容
 - ③ 前2号の結論についての具体的かつ詳細な理由
- (4) 前項の内容に加え、ライセンス報告書には、必要に応じ、以下の項目を含むことができる。
 - ① 交付規則第8章から第12章に定める各ライセンス基準のそれぞれに対する評価
 - ② 交付規則第8章から第12章に定める各ライセンス基準に対する到達の度合い
 - ③ ライセンス申請者の財務状況、および近い将来に対する財務状況予測に対する評価、所見 および注意事項
 - ④ ライセンス評価チームによる調査所見
 - ⑤ その他、ライセンス申請者の経営状況に対する今後の注意点
- (5) ライセンス申請者は、CLAに対して、ライセンス評価報告書の写しを交付することを請求 することができ、かかる場合、CLAは直ちにライセンス評価報告書の写しを交付する。

フロー8

- (1) CLAは、ライセンス評価報告書を、可及的速やかに、ただし遅くとも9月5日までにFIBに提出のうえ、FIBにおけるJライセンス決定会議の日時を決定し、FIBに文書にて通知する。
- (2) FIBにおけるJライセンス決定会議は、チェアマンが招集する。

フロー9

- (1) FIBにおけるクラブライセンス決定会議を開催する。開催日は原則として9月1日から9月26日までの間に設定されるものとする。
- (2) FIBはクラブライセンス決定会議において、以下の各項目について決定する。
 - ① ライセンス申請者にJライセンスを交付するか否か
 - ② 「B」等級を充足しなかったライセンス申請者に対し、Jライセンスの交付に付帯して制裁 を科するか、また、科す場合にはその内容

- ③ Jライセンスの交付に付帯して、ライセンス申請者に是正指導を通知する場合は、その指導内容
- (3) クラブライセンス決定会議において判定の根拠として用いられる資料は以下の通りとする。
 - ① ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類
 - ② 審問が開かれたときは、審問期日に顕れた一切の記録
 - ③ その他、FIBがJライセンス交付判定に必要と判断した資料
- (4) CLAは、必要に応じ、クラブライセンス決定会議に出席し、ライセンス申請者に対する所見を述べることができる。
- (5) FIBは、必要と判断される場合には、文書にて通知のうえ、CLA職員立ち会いのもと、 ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類の内容について、当該申請者から直接説明 を受けることができる。

FIBがJライセンスの交付の拒絶または制裁を科すことを決定する場合は、FIBは、当該ライセンス申請者に対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。FIBは、LMおよびライセンス申請者に対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。

フロー11

- (1) ライセンス決定会議の結果、FIBはライセンス申請者に対し、以下のいずれかの決定を出し、 当該ライセンス申請者に内示したうえ、交付規則第26条第1項に基づき、9月30日までに文 書(「FIB決定書」)にて通知する。FIBは、Jライセンスの交付に合わせて是正指導を 行うことができる。
 - ① Jライセンスを交付する
 - ② Jライセンスを交付し、あわせて「B」等級未充足に対する制裁を科す
 - ③ Jライセンスの交付を拒絶する
- (2) F I B決定書を受領したライセンス申請者は、FIB 決定書の発信日から 2 週間以内に以下のいずれかを選択する。
 - FIBの決定を応諾する (フロー 12-A に進む)
 - ② ABに上訴する (フロー12-B-1に進む)
- (3) ライセンス申請者に対してJライセンスを交付する旨のFIBの決定に不服がある場合は、LMは、FIB決定書の発信日から2週間以内にABに上訴することができる(フロー12-B-1に進む)。

フロー12-A

(1) FIBの決定を応諾するライセンス申請者は、FIB決定書の発信日から2週間以内にその旨を 文書にてCLAに通知する。LMが上訴していない限り、当該文書がCLAに送達された時 点で、FIBの決定が確定する。

- (2) 前項の文書をCLAに送付したライセンス申請者は、当該文書を撤回することができない。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、ライセンス申請者がFIB決定書の発信日から2週間後以内に上 訴の申立てを行わなかった場合は、LMが上訴していない限り、FIBの決定が確定する。

フロー12-B-1

- (1) 上訴を決定したライセンス申請者またはLMは、「上訴申立書」およびそれと同時に提出する 証拠書類を、FIB決定書の発信日から2週間以内にCLAに提出する。上訴人がライセンス申 請者の場合は、上訴申立日から2週間以内に上訴手数料10万円をJリーグに支払う。
- (2) CLAは、前項にいう上訴申立書を、受領後ただちにABに提出のうえ、ABにおけるJライセンス上訴審の審問期日を決定し、上訴人に文書にて通知する。
- (3) ABは、審問期日において、上訴人に対して、上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (4) CLAの職員は、審問に出席し、ABの求めに応じて上訴人に対する所見を述べることができる。

フロー12-B-2

上訴申立書提出を受けて、CLAはABが審査するための上訴審査書を作成し、10月25日までにLM(ライセンス申請者が上訴した場合)またはライセンス申請者(LMが上訴した場合)およびABにFIB決定書、上訴申立書および上訴申立時に提出された追加証拠とともに送付する。

フロー12-B-3

CLAは、ABにおける審問期日を指定し、上訴人に対して通知する。審問期日は10月30日までに開催されるものとし、審問期日においては、ABは、上訴人に対して上訴理由について説明する機会を与えるものとする。

7 D - 12 - B - 4

- (1) ABによるクラブライセンス決定会議を開催する。開催日は10月1日から10月31日までの間に設定されるものし、交付規則第27条第3項に従い、10月31日までに当該上訴審の結論(ABによる決定)が出されるものとする。
- (2) ABにおいて決定の根拠として用いられる資料は以下の通りとする。
 - ① FIB決定書
 - ② 上訴申立時までに上訴人からFIBまたはABに提出されたライセンス申請書類(上訴申立書およびそれと同時に提出された証拠書類を含む)
 - ③ FIBおよびABの審問期日において顕れた一切の記録
 - ④ その他、FIBでの判定に用いられた資料
- (3) CLAは、必要に応じ、クラブライセンス決定会議に出席し、所見を述べることができる。
- (4) ABは、クラブライセンス決定会議において、以下のいずれかの決定を行い、10月31日までに上訴人に文書(「AB決定書」)で通知する。

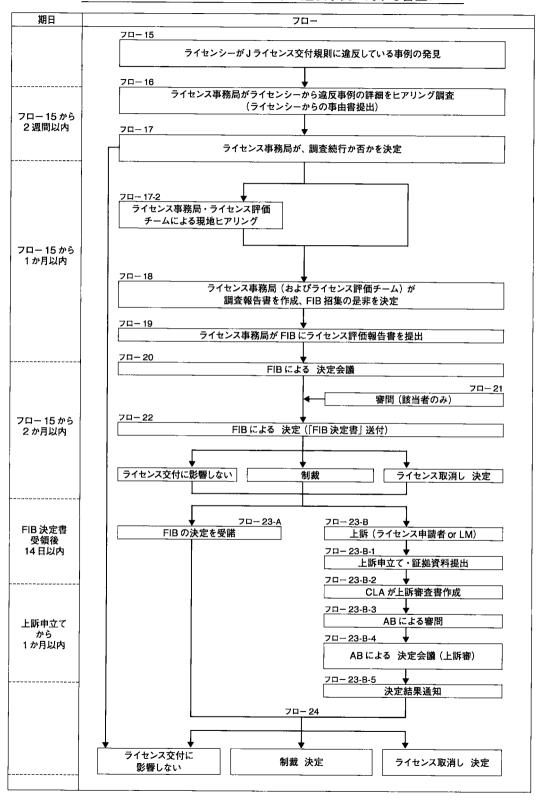
- ① FIBの決定を支持する
- ② FIBの決定を破棄し、新たな決定を出す

- (1) FIBがライセンス申請者に対しFIB決定書を発送し、またはABがライセンス申請者に対しAB決定書を発送する。当該決定書は、FIB決定書は9月30日まで、AB決定書は10月31日までに発送する。
- (2) FIB決定書またはAB決定書に付帯して是正指導が行われた場合、当該指導を受領したライセンス申請者は、CLAが別途定める期日までに、是正指導に対する回答を文書にてCLAに送付する。
- (3) FIBまたはABの決定により、Jライセンスの交付が受けられないこととなったライセンス申請者がJクラブである場合は、Jリーグ定款第10条の定めにより、FIB通知書またはAB通知書を受領した日の属する年の12月31日をもって、Jリーグの正会員資格を失う。
- (4) FIBまたはABの決定により、制裁を受けることとなったライセンス申請者は、決定内容に従い処分を受ける。

フロー14

CLAは、Jライセンス交付が決定したクラブをJリーグ理事会に報告のうえ、JFAを通じて原則として10月31日までにAFCに通知する。

Jリーグ クラブライセンス 交付中の違反事例に対する審査フロー



ライセンシーが、交付規則第23条第3項各号のいずれかに該当する事態となっていることが明らかになった場合、CLAは当該事態を調査のうえ、FIBに決定を求めることができる。

フロー16

- (1) CLAはライセンシーに対し、当該事態の詳細につきヒアリング調査を行う。ヒアリング調査に代えて、ライセンシーに事由書の提出を求めることができる。
- (2) CLAは前項にいうライセンシーへのヒアリング調査を、ライセンス評価チームに委任することができる。

フロー17

フロー 16 の調査の後、CLAが当該ライセンシーに対する調査を続行するか否かにつき、原則として以下のとおり決定する。

- ① 調査の結果、当該ライセンシーがライセンス基準に抵触せず、Jライセンスの保有に影響がないと判断される場合には、ライセンシーにその旨を文書にて通知する。
- ② 調査の結果、当該ライセンシーがライセンス基準に抵触するかそのおそれがあり、Jライセンスの保有継続に影響を及ぼすと判断される場合には、ライセンシーにその旨を文書にて通知のうえ、FIBに決定を求めるための調査を続行する(フロー 17-2 に進む)。

フロー17-2

- (1) CLAはライセンシーに対してヒアリング調査を行い、当該ライセンシーに対するJライセンス交付継続の影響について調査する。なお、CLAは当該ヒアリング調査をライセンス評価チームに委任することができる。LMは当該ライセンシーに対し、CLAまたはライセンス評価チームが調査を実施する旨を通知しなければならず、当該ライセンシーはヒアリング調査を拒絶してはならない。
- (2) CLAまたはライセンス評価チームは、前項にいうヒアリング調査を、フロー 15 にいう事態が明らかになった日から起算して 1 か月以内に完了させる。
- (3) ヒアリング調査はCLAおよびライセンス評価チーム構成員のなかからLMが指名したものが行う。
- (4) CLAまたはライセンス評価チームによるヒアリング調査は、交付規則および本運用細則に 基づき、責任を持って行われなければならない。

フロー18

- (1) フロー 16 およびフロー 17-2 による調査を経て、ライセンス評価チームおよびCLAが共同でライセンシーの調査報告書を作成する。当該報告書の責任者はCLAとし、ライセンス評価チームは調査報告書の起案に関わるなど、全面的に協力する。
- (2) 前項にいう調査報告書は、フロー 15 にいう該当事態が明らかになった日から起算して 1 か月以内に作成する。

- (3) CLAの調査報告書には以下の内容が含まれる。
 - ① 当該ライセンシーが J ライセンスを保有し続けることが適切か否か
 - ② 当該ライセンシーに対して制裁を科すことが適切か否か、適切である場合にはその推奨する制裁の内容
 - ③ 前2号の結論についての具体的かつ詳細な理由
 - ④ ライセンス評価チームによる調査所見
- (4) CLAは、ライセンシーが調査報告書の交付を希望した場合には、ただちにその写しを送付する。ライセンシーは、調査報告書の内容をライセンシー以外の第三者には一切開示してはならない。

- (1) CLAは、フロー 18 における調査報告書を、フロー 15 にいう事態が明らかになった日から 1 か月以内にFIBに提出のうえ、FIBにおける決定会議の日時を決定し、FIBに文書にて通知する。
- (2) FIBにおける判定会議は、チェアマンが招集する。

フロー20

- (1) FIBにおける決定会議を開催する。当該決定会議はフロー15にいう該当事態が明らかになった日から起算して2か月以内に完了するものとする。
- (2) FIBは決定会議において、以下の各項目について判定を行う。
 - ① ライセンシーが J ライセンスを保有し続けることの是非
 - ② 適当である場合には、ライセンシーに対して適用する制裁の内容
 - ③ Jライセンスの交付に付帯してライセンシーに是正指導を通知する場合は、その指導内容
- (3) 決定会議において判定の根拠として用いられる資料は以下の通りとする。
 - ① ライセンシーが提出した事由書
 - ② フロー 18 における調査報告書
 - ③ Jライセンス交付手続きにおいて提出された一切の資料
 - ④ 審問が開かれたときは、審問期日に顕れた一切の記録
 - ⑤ その他、FIBが判定に必要と判断した資料
- (4) CLAの職員は、FIBの求めに応じ、決定会議に出席し、ライセンシーに対する所見を述べることができる。

フロー21

FIBがJライセンスの取消しまたは制裁を科すことを決定する場合は、FIBは、当該ライセンス申請者に対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。FIBは、LMおよびライセンス申請者に対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。

- (1) FIBによる決定会議の結果、FIBはライセンシーに対し、以下のいずれかの決定を出し、フロー 15 にいう事態が明らかになった日から 2 か月以内にクラブに文書(「FIB決定書」)にて通知する。
 - ① Jライセンスの保有に問題はない、またはJライセンスの保有に問題はないが、付帯して 是正指導を行う (フロー 22-A)
 - ② Jライセンスの保有を認めるが、別途制裁を科す (フロー 22-B)
 - ③ Jライセンスの交付を取り消す (フロー 22-C)
- (2) FIB決定書を受領したライセンス申請者は、受領日から 14 日以内に以下のいずれかを選択する。
 - FIBの決定を応諾する (フロー 23-A に進む)
 - ② ABに上訴する (フロー 23-B に進む)
- (3) Jライセンスの保有を認める旨のFIBの決定に不服がある場合は、LMは、FIB決定書を受領した日から14日以内にABに上訴することができる(フロー 23-Bに進む)。

フロー23-A

- (1) FIBの決定を応諾するライセンシーは、FIB決定書の受領日から14日以内にその旨を文書にてCLAに通知する。LMが上訴していない限り、当該文書がCLAに送達された時点で、FIBの決定が確定する。
- (2) 前項の文書をCLAに送付したライセンス申請者は、当該文書を撤回することができない。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、ライセンシーまたはLMがFIB決定書の受領日より14日以内に上訴の申立てを行わなかった場合は、LMが上訴していない限り、FIBの決定が確定する。

フロー23-B-1

- (1) 上訴を決定したライセンシーまたはLMは、「上訴申立書」およびそれと同時に提出する証拠 書類を、FIB決定書の受領日から14日以内にまでにCLAに提出する。上訴人がライセン シーの場合は、上訴申立日から2週間以内に上訴手数料10万円をJリーグに支払う。
- (2) CLAは、前項にいう上訴申立書を、受領後ただちにABに提出のうえ、ABにおけるJライセンス上訴審の審問期日を決定し、上訴人に文書にて通知する。
- (3) ABは、審問期日において、上訴人に対して、上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (4) CLAの職員は、審問に出席し、ABの求めに応じて上訴人に対する所見を述べることができる。

71-23-B-2

上訴申立書の提出を受けて、CLAはABが審査するための上訴審査書を作成し、上訴申立て日から7日以内にLM(ライセンシーが上訴した場合)またはライセンシー(LMが上訴した場合)およびABにFIB決定書、上訴申立書および上訴申立時に提出された追加証拠とともに送

付する。

7D-23-B-3

CLAは、ABにおける審問期日を指定し、上訴人に対して通知する。審問期日は上訴申立書の提出日から3週間以内に開催されるものとし、審問期日においては、ABは、上訴人に対して上訴理由について説明する機会を与えるものとする。

70-23-B-4

- (1) ABによる決定会議を開催する。開催日は上訴申立て日から1か月以内に設定されるものとする。
- (2) ABにおいて決定の根拠として用いられる資料は以下の通りとする。
 - ① FIB決定書
 - ② 上訴申立時までに上訴人から FIBまたは ABに提出されたライセンス申請書類 (上訴申立書およびそれと同時に提出された証拠書類を含む)
 - ③ FIBおよびABの審問期日において顕れた一切の記録
 - ④ その他、FIBでの判定に用いられた資料

7**1**-23-**B**-5

ABは、決定会議において、以下のいずれかの決定を行い、決定日から1週間以内に上訴人に 文書(「AB決定書」)で通知する。

- ① FIBの決定を支持する
- ② FIBの決定を破棄し、新たな決定を出す

フロー24

- (1) FIBがライセンシーに対しFIB決定書を発送し、またはABがライセンス申請者に対し AB決定書を発送する。当該決定書は、決定が行われた日から1週間以内に発送する。
- (2) FIBまたはABより是正指導が行われた場合、当該指導を受領したライセンシーは、CL Aが別途定める期日までに、是正指導に対する回答を文書にてCLAに送付する。
- (3) FIBまたはABの決定により、Jライセンスの交付が取り消されることなったライセンシーは、Jリーグ定款第10条の定めにより、FIB通知書またはAB通知書を受領した日の属する年のシーズン終了をもって、Jリーグの正会員資格を失う。
- (4) FIBまたはABの決定により、制裁を受けることとなったライセンス申請者は、決定内容に従い処分を受ける。

4. FIBの審査手続

4-1 [FIBパネルの組成]

- (1) チェアマンは、各ライセンス申請者の審査を担当するFIBパネルの議長および構成員を選任するものとする。FIBパネルは1名の議長および2名以上の構成員から構成されるものとし、うち少なくとも1名は日本弁護士連合会に登録された弁護士、少なくとも1名は日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。
- (2) チェアマンは、前項に基づき審査を担当するFIBパネルの議長および構成員を選任したときは、LMおよび当該審査に服するライセンス申請者に書面で通知するものとする。

4-2 [FIB構成員の構成・独立]

- (1) FIB構成員は、公正かつ独立でなければならない。
- (2) FIBパネルに選任された者は、審査を担当するライセンス申請者との関係において、自己 の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実 (交付規則第14条に定める事実 を含む) がある場合には、速やかにライセンサーに書面により通知するものとする。
- (3) FIB構成員は、審査手続の進行中、審査を担当するライセンス申請者との関係において、 自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実(交付規則第14条に定める 事実を含む)が発生した場合には、速やかにライセンサーおよびライセンス申請者に書面に より通知するものとする。

4-3 [FIB構成員の忌避]

- (1) ライセンス申請者またはLMは、FIB構成員の公正性または独立性を疑うに足りる相当な 理由があるときは、そのFIB構成員を忌避することができる。
- (2) ライセンス申請者またはLMは、FIB構成員の選任通知を受領した日または前項に定める 事由のあることを知った日から2週間を経過する日までに、忌避の理由を記載した申立書を ライセンサーに提出するものとする。
- (3) 前項の申立てがあった場合は、ライセンサーは、遅滞なく、当該申立書の写しをFIBおよび相手方当事者に送付し、これらの者の意見を聴いたうえで、忌避の当否について決定するものとする。
- (4) ライセンサーが忌避の申立てについて相当と決定した場合、ライセンサーは直ちに、新たな FIB構成員を選任する。

4-4 [FIB構成員の補充]

FIB構成員が辞任、死亡その他の理由により審査を継続できないときは、ライセンサーは、 遅滞なく新たなFIB構成員を選任する。

4-5 [審問]

(1) FIBが、Jライセンスの交付の拒絶またはJライセンスの取消しあるいは制裁を科すこと

を決定する場合は、FIBは、当該ライセンス申請者またはライセンシーに対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。

- (2) FIBは、LMおよびライセンス申請者またはライセンシーに対して、審問期日の少なくと も1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。
- (3) 審問には、当該ライセンス申請者またはライセンシーのほか、LMおよびCLAが立ち会 うものとする。ただし、いずれかの当事者が欠席した場合であっても審問は開かれるもの とする。
- (4) 審問は、FIBの議長の指揮の下に行う。FIBは、充足しないおそれがあるとFIBが考えるライセンス基準に関して、ライセンス申請者またはライセンシーに対して、主張および 立証の機会を付与するものとする。
- (5) ライセンス申請者およびライセンシーは、審問期日においては、日本弁護士連合会に登録された弁護士によって代表され得る。かかる場合、ライセンス申請者およびライセンシーは、 当該弁護士への委任を証する委任状をFIBに提出する。

4-6 [青間権の放棄]

ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMが、FIBの審査手続に関する違背を知りまたは知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。

5. ABの審査手続

5-1 [上訴の申立て]

- (1) ライセンス申請者もしくはライセンシーまたはLMが、FIBの決定を不服として上訴するときは、所定の期限までに以下の各事項を記載した上訴申立書および追加証拠をABに提出するものとする。
 - ① 上訴人の名称および住所
 - ② 代理人を定める場合、その氏名および住所
 - ③ 上訴の趣旨
 - ④ 上訴の理由および証明方法
- (2) ライセンス申請者もしくはライセンシーまたはLMが代理人によって上訴申立てを行う場合には、代理人は、上訴申立書および追加証拠とともに委任状をABに提出するものとする。
- (3) ライセンス申請者またはライセンシーが本条に基づき上訴の申立てを行ったときは、上訴手数料として金10万円を、申立ての日から2週間以内にライセンサーが別途指定する銀行口座に送金しなければならない。送金手数料はライセンス申請者またはライセンシーの負担とする。

5-2 [提出部数]

上訴申立書および追加証拠の提出部数は4部とする。

5-3 [上訴申立ての取下げ]

- (1) 上訴の申立てはいつでも取り下げることができる。
- (2) 上訴を取り下げた時点でFIBの決定が確定するものとする。

5-4 [ABパネルの組成]

チェアマンは、上訴がなされたときは、直ちに当該上訴の審査を担当するABパネルの議長及び構成員を選任するものとする。ABパネルは1名の議長及び2名以上の構成員から構成されるものとし、うち少なくとも1名は日本弁護士連合会に登録された弁護士、少なくとも1名は日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。

5-5 [AB構成員の構成・独立]

- (1) AB構成員は、公正かつ独立でなければならない。
- (2) ABパネルに選任された者は、審査を担当するライセンス申請者との関係において、自己の 公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実(交付規則第16条に定める事実を 含む)がある場合には、速やかにライセンサーに書面により通知するものとする。
- (3) AB構成員は、審査手続の進行中、審査を担当するライセンス申請者との関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実(交付規則第16条に定める事実を含む)が発生した場合には、速やかにライセンサーおよびライセンス申請者に書面により通知するものとする。

5-6 [AB構成員の忌避]

- (1) ライセンス申請者またはLMは、AB構成員の公正性または独立性を疑うに足りる相当な理由があるときは、そのAB構成員を忌避することができる。
- (2) ライセンス申請者またはLMは、AB構成員の選任通知を受領した日または前項に定める事由のあることを知った日から5日間を経過する日までに、忌避の理由を記載した申立書をライセンサーに提出するものとする。
- (3) 前項の申立てがあった場合は、ライセンサーは、遅滞なく、当該申立書の写しをABおよび 相手方当事者に送付し、これらの者の意見を聴いたうえで、忌避の当否について決定するも のとする。

5-7 [AB構成員の補充]

AB構成員が辞任、死亡その他の理由により審査を継続できないときは、ライセンサーは、遅滞なく新たなAB構成員を選任する。

5-8 (審問)

- (1) ABは、LMおよびライセンス申請者またはライセンシーに対して、審問期日の少なくとも1 週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。
- (2) 審問には、当該ライセンス申請者またはライセンシーのほか、LMおよびCLAが立ち会うものとする。ただし、いずれかの当事者が欠席した場合であっても審問は開かれるものとする。
- (3) 審問は、ABの議長の指揮の下に行う。ABは、上訴理由に関して、上訴人に対して、主張 および立証の機会を付与するものとする。
- (4) ライセンス申請者およびライセンシーは、審問期日においては、日本弁護士連合会に登録された弁護士によって代表され得る。かかる場合、ライセンス申請者およびライセンシーは、 当該弁護士への委任を証する委任状をFIBに提出する。

5-9 [責問権の放棄]

ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMが、ABの審査手続に関する違背を知りまたは知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。

6. 雑則

6-1 [守秘義務]

Jリーグ、CLA、ライセンス調査チーム、FIB、ABの関係者は、Jライセンス申請手続きの過程でライセンス申請者から提出された資料を、ライセンス申請者からの同意なくしていっさい第三者に開示してはならない。ただし、JFAに開示する場合および交付規則第7条に定めるAFCによる抜き打ち検査により、AFCから資料類の開示を求められた場合は、この限りではない。

6-2 [本運用細則に定めのない事項]

- (1) 本運用細則に規定されていない事項については、Jリーグ理事会がこれを決定する。
- (2) AFCクラブ競技会への出場に関連する事項に関しては、前項にかかわらず、交付規則また は本運用細則に規定されていない事項についてAFCが決定を下すことがある。この場合、 Jリーグの決定にAFCの決定が優先する。
- (3) AFCが交付規則およびAFC規則に関連する事項につき、別途指示書や通達等の手段で Jリーグに対して指示を行った場合には、Jリーグは指示の内容に合わせて必要な措置を 講じる。

6-3 [交付規則との優劣]

- (1) 交付規則の定めと本運用細則の定めが矛盾または抵触する場合は、交付規則の定めが優先する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、交付規則第7条に定めるJライセンス審査上の基準と等級を充足

しているか否かの判定については、本運用細則2. に定めるところに従う。

6-4 [改正]

本運用細則の改正は、実行委員会および理事会の承認により、これを行う。

6-5 [附則]

本運用細則は2012 (平成24) 年2月21日から施行する。

ホームスタジアムに関する確認書

		(以下「施設	と所有者」という)と	(以下]	ライセンス
申請者」	<u>という)</u> は、	•	(以下「当スタジアム」とし	<u>ハう)</u> におけ	・るJリーグ
公式戦お	よびAFC?	クラブ競技会	ミ (AFCチャンピオンズリーグ、	AFCカッ	プ、AFC
プレジデ	ンツカップの	の総称をいう))の開催につき、以下のとおりて	であることを	確認いたし
ます。					
			5言		
1. 当ス	タジアムは、	、ライセンス	、申請者のホームタウンにあり、F	日本の国内法	令に基づく
安全	基準を満た	しています。			
2. 当ス	タジアムは、	Jリーグ規	l約第 29 条、30 条 1 項、32 条、3	5条1項の規	定に基づく
JIJ	一グ公式試行	合実施のため	の施設的要件を満たしています。		
3. 当ス	タジアムは、	、ライセンス	は申請者のホームスタジアムとして	て、Jリーグ	ブ規約第 40
条第	2項の規定	である、Jリ	リーグディビジョン1またはディ t	ごジョン2公	対戦のホー
ムゲ	ームの 80%	以上の実施が	が可能です。		
4. 当ス	タジアムで	は、AFCク	[,] ラブ競技会のホームゲームを実励	をすることが	「可能です。
					以上
	年	月 日			
			施設所有者		
					印
			ライセンス申請者		
					印
【リリーク	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	T			
提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM	
			□ 実施する		
			□ 実施しない		

_			ホームスタジアム検査表		t en fer	n trains					
	5	タジアム名		7 🛱	<u>回野の別の注意基準</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	所有者皆理会社		┧┕	・・・・でルをプリックし、遠が紋の中から回台をし設めてさい							
_	1	12:01	************************************	<u> </u>	_	設備	रूप्यो व (व	建 野			
	13	報可能數※ 報客章	数数数			(2) 春村更衣宣	TOTAL TRANSPORTER TO THE TOTAL TRANSPORTER TOTAL TRANSPORTER TO THE TOT				
1	1 -		### DEDICATE DEDIC	000	1 2	(2)每刊处改立	num nah				
2 5 5 7 4	建筑	-	展表でか 展表でか スカイ 収度 東京データ記		競技	(3)質肉 ウォーム アップエリア	サーム港 ORE 銀〇m×銀〇m 銀〇m×銀〇m 銀〇m×銀〇m ある場合のか記入 の	9~9 10위 0근논			
1 2		VIPE	## (10 mm / 10 mm /		進	2023/17 日本利用	### ### ### ### ### ### ### ### #######	タータ監督 のこと			
想		マッチコミッショナ・ (食・アセッサー)		**		(4) マッチ・コーディネーショ ン・モーティング宣	マーブル 俊子 電車 エアコン 原等を定む 電視が	タータ型材 のこと			
١		記者車	野野 C2 製造 実現 実現 一			<u> </u>	第四日 フェルグ 共産出席 同日 日本				
l	F	204	1京、産売、塩産付きの京吉 (東京 古のよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\dashv \vdash$		(5)ドーピングコントロー ル質	テーブル 南子 電車 エアコン 高田が住屋	アータ取付 のごと			
l	31	■根	かれてい の意 かはでは、 の意 メイン 位置 パック 位置 ゴーム事の 位第 ゴーム事(4)。 位置	-	\vdash		電話	_			
L	43	105 寸法 105	# 学校学園製造の会社	ゴ I			우나는 0음 프로프-로 0음 FAX 및 경영· 0 기년				
1	١,	平1	定の管理会社(定の管理会社長を展開記入して(だだい)	11		(1)運営本部室	文本のフェン・技術的 東京日刊 り合 penses 0会 東京日本 り合 東京日本 り合 オープル 大子 教育 エアコン 東京日本	テータ監付 のこと			
	1	, <u>[</u> *i	T TOTAL CONTROLS	⊒II.			単四 基理ペン ADSB 対け				
	7	予備エリア	フィールドウイズ ピンテキ王を予報 ピンテキ王を予報 Om=Om=して任意本語と入 エリア)	_		(2)記憶窟	世界では第 OAE ターブル 株子 電道 エアコン 20日 日本	テータ集件 のごと			
١	2:	1-n	第60.0-12 中立	EM		(K) ALMAN	APPLE MELTI-SHIES (SELTI-SHIEDARESEEDLYCEEU)	IA.Z			
l	ŀ		- ADDROCK ON THE CONTRACT PRINT OF THE CONTRACT OF THE CONTRAC) (d			数量の有 境労 対策可数数 0人居 広会 0dd 数 テーブル 共子 電気 エアコン				
l	3.3	ゴールネット	2000000000000000000000000000000000000	IJ۱.	l	(3) 場内放送室	金数 元本元章	9~ 910년 00년			
١,	. [チームベンチ	製工対象 (2) スタン形式大いよの信息 特のこと		2		型の開閉 典別は様 特計 (単和・エン・基金の) 東京方を記述してのたい)				
	١.	,	ペンチの屋積		田 蓮		京皇の第 立き (元) 電荷	タータ放射 のごと			
F	9			20M 5	#	(4)大型映像操作室	製造 「19年二ター 加速インター 具数記載 特計	ರ್ಜ -			
Ι.	` -		ベンナの銀行 コンコース をめの立ち	- {;	スペー	(5) 警察-用助司令宣蒙拉斯	程度 単原を記入して(だかい 広か Oct CCD人数 OA用 エアコン サーブル	9 22. 022.			
l	5.5	場内放送システム	多な時ンステムの名前		`		型型 「V4ミター (株別) 原数回線 対計 (400×10×10×10×10×10×10×10×10×10×10×10×10×1				
l		スコアポード(大型装	- 1986年	1		(6) 泛各室	正き Ord 製売機 医原 O会				
l	ŀ		2.776~60世後期 - 2.775~75年の、ビア、大田を設定で乗れていていまたアムの東区 1.9792.同行を展覧しているスタフアムのみは下に二回前下去い	-11			ウーブル 男子 電車 エアコン 実際電車 事業 電点 1745.9- 200.00 A製工業 向計	のごと			
	7.	時計(45分計)	現計の世 5分~約分の商の 事業データ のこと 日大衆の可能分配 マルルロコンドラ のこと	2017			# 原列している計画者 (回転している事業を表示してCEAV) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本				
	8.	メンバー掲示板	最大表現可能分配。 デルル (日本の) (日	1011			スクラの程度 スクラの位置 シーの度 4ラスを定 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
L	9.	掲提ポールまたは	トン ボール 0本 四面場所 名前記念 マウン 0本 口面場所 名前記念 マステード		L		場所 電流を記入して代定い				
l	II	1. お鉢繁・スペース おける共通項	277, NO. 2 2002 2 - 100 S 2 - 100 S	MACON INC.	圆	(1)VP受付	1 1 1 1	(무-9일() OCŁ			
l	Ī		PREMA STATES STATED STATED	71	E	(2) Vぴラウンジ		タータ連行 のごと			
١			10-75-10 0.45 0.45 0.45 0.45 0.45 0.45 0.45 0.4	- []		(1)メディア受付		(アータ は 代 のこと			
l			5-477-00 CMS CMS CMS CMS	Ш			7-7a ## 99 17732 ###\$#	(7- 2회사 이건는			
l			HALV COS COS COS COS	Ш		(2)配者열	2000年2012	೧೭೬			
l			1704-1	Ш	١.		2000年末 根地でいる経費を 国際のでいる場合の利用を発送して企業が 200人後 0人間 在き 0ct 2007 (2007)				
l		(1)チーム更る	7,7-7-9 TEST OF OF OF OF	***	4	(3)カメラマン(フォト グラファー・TVク ルー)室	テーブル 弟子 管理 エアコン 祭事所管室 事故 製工 7945-9- 9-88 発電 発電公路 発針	(テータ間分 のごと			
1	II	ľ	9-70		7		1/10-1-11 単元している独立名 (日本でいる金合のお面をを記して公理い) 近さ (本) マーヤマンス (本) 記者本体 (本)				
1	盤	1	91.00 OII OII OII	Ш	31		0.74 07 08 7777	Eタータ型付 のこと			
	盤・スペース	雄	273>	Ш		(4)配着会是篮	(1925年) 世界している国立名 (単版LT)・4条合のお国立名を記述して(でだい)	350			
1	۱ ا	ai l	1023 1V4E-5-	Ш			日本の エアコン 管理				
-			AMEN .			(5) モックスゾーン	ste del	ドアータを送 付のこと			
		-	384 53EA 53EB	$\dashv \mid$		(8)プラッシュインタ ピュー・ポジション	DEON R				
			D-70—20 OASP QASP	-							
			シャワー章 0第 0番								
		(2)書判更衣】	トイレ 実施を表 の基 (2基)								
1			7-76								
1	- [97								

ホームスタジアム検査表								
スタジアム名					1 🖺		する図書を記述してください	
所有者					┧┕╴	・・・ ゼルをクリックし、選択	尺肢の中から回答をご選択下さい	
	F	設備	1279B	(2)	i –	10/2	7177億	俊寺
Г	Г		大田本 1 com 毎日① 母目② 毎日 ① 毎日 毎日 ②	-	11		記念 照明 塩水のイル	M-7
1			100 100		H	2.入場待復スペース	*-ム期 (加田 7ウ24局 (加田	
ı			金の毎収		Ш		(27)→ (アナットの) (22)	
			当年口		H		7-16 7-14 7-15 7-1C 7-10 7-16 7-17 7-14	ĺ
			サーブル				20	
	Į	(1) 実況放送室 (テレビ、ラジオ)	272	₩7-78 N		3 入場ゲート	E8	事業サータ語: のごと
		(702.394)	### 011 010 010 E11 012	"	!		2000年 単元を記してくだだい	62EE
			表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表		H		(A)出稿所	
			7VE=9-					
			高速インターネット		Ш	4.飲食業内所	電点 CEE 電子 CEE	-
1	1		AMEN	1		9.48 日 泉 円 所 の「各 独 由・スペースに おける兵 過 項 自 : 重 用 質 所	ターブル 妻子 電道 エアユン 原用が電波	写真データ数点 のごと
			(対策の有象	-	H		をは アペニター ・・・・・ 共和日報 特計	L
			SMR H CM 多原① 多原② 多原② 多原④ 多原⑥	1	11	1	対象 投資数 新設 行政 Moderate おは の 1 日本 Moderate の 1	
	5		E.S. Ont Ond Ded Cost Ond	1	Н	5.教護室 の16額度・スペースに		事業ゲータ数点 のごと
	.		MAO MAO MAO MAO MAO MAO MAO	1	Ш	の「各独立・スペースに おける共通項目2億用証券	ヤーブル 妻子 雑盛 エアユン 最級知識家	oc.e
ш	開		9-72	1	П		NES THE-9- 20079- ANIEM 時代	
1	4	(2)中観スタッフ技室	#7 1732	1	"		門 日本 第2 年13	
章			18:16 CES CES CES CES		数数		要集集 の雑様 希外(エンロース) の業務 C配用 (配用 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
スペー			(株) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1		用設備	おける兵運攻員」展別管所	テーブル 装手 電道 エアコン 成帯が電車	
7					"		TVE_ラー 2007/20 内型の20 対計	
			高度インターネット 角質可能		Ш	7.噴煙スポット		田田ケータを送 付のごと
			100		Ш		電が 位置 大口馬 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	
1		(3)テレビ中間カメラ 設備スペース	パン中角 の数 配集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		Ш	8 1-12	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
1			#1 - A - A - A - A - A - A - A - A - A -	専属ゲータを送 付のごと	Н	ļ	/197 02 02 02 02 02 02 02 02 02 02 02 02 02	
			50:49 0h But	_	Ш	▶ 毎日的トイレ	ゴール版(H) 0基 0基 0基 0基 0室	
		(4)テレビニュース関連 ENGカメラ設置スペース	PER OF ER	質質データを送 作のごと		塩外のトイレ	ゴール器(A) Q基 Q基 Q基 Q基 Q重 Q重 メイン メイン	
		(5) 伝送用機材等	スペースの容額			9.コンコース	ンコース パック の変数 パック の表面 1-AE(0) (55)の コームE(0)	
Ι.		設置スペース	双维克·4				3-AE(A) 3-	
1		(6)ケーブル投催			H	10.公衆電話	会教 0合 年級 の変化を記入してださい 東京 50世間 ペン パック 3ール県のフラール県以上	
1		スペース BMBOUR			11	1:1	対象を で	
			型語物 REM *2 1広告者復比'ッテの戸画り 広会者並に'ッテの距差2		П	飲 飲食売店	・	
		(1)ピッチ周り	スペース 着夜〜ゴールライン Q ₀ 着枝〜タナデライン Q ₀ 合 東京油 1 新期に改変した場。表面して付され、			食股	世市家以外の飲食 ケーブル、カウンター 様内	
	看板関					**		
	邁	(2)電源確保	第念管板 操作権所 操作権所		П	12.グッズ売店	グッズ表 内臓 単丸(コンコース) 0重数 (単元) (電景	
\vdash	_			<u></u>	L		3	
1		(1)一般用	数本の合計を数 ()合 ()合 () () () () ()		⊚t.x:	#Teri		
		(2)車椅子用	2R 08 08 02 02 08 08 08 08 08			場可能設] ・ゲーム関係時に使用可能な数を指し、 人場帯が発音できる返復の数		
		(3)団体パス用			4 1	見切り度、電数の記号度、変投放改賞で 転数の乗び乗り禁止エリアの蓄象法会 ホームクラブトビジタークラブの報答師	等の原準は含まない。 本学は、大作人最終エリアが成落可能な場合は終いませた。 の機能性後の原準的ではままなませんが、常数の接触が整め場合は含まない。 2. 人名可敦也全げる。 大名英国文化会社の主人、共同政党会社を	
		(4)チーム用	対象	1	- 1	立ち見エリアは、意致管理者と知識の。 立ち見エリアの収容数は、施設管理者	上、人場可能な数とする。 そは謎の上、人場可能な意とする。	
	1	(5)緊急車両用			(2) T	関号な外の直定の数 取扱のVP性。 単サポータ・・エリアの第の単等分乗さ	はカウントする。 スルエある国宝の色とする。福富サウング内の国産党は含まない。 名、そのエアラの国宝を含ない)	
IV	ı EE	(6)VIP用	注)上の表は、クラブの管理下にある最地内のあを記入してください。	-	0 6	国当ラウンジ付きの観測エリアは、チラ 新規を導が常投で設けられている場合	なアノント も。 大スにある重要の抱とする。 無電サウンジ内の重要指は含まない。 き、そのエリアの悪は含まない)	
7	*		象が「推動情所への記載も可能」となっています。		(3) II	事場子度の表 車機子被数エリアは事業がないが、A	単編子 台がにつきr波と性える。 が投資され、かつ実際に使えされている場合のみ数に含める。	
クセフ		(7)メディア用				草青子のヘルバー書は、常数の椅子	が日置され。かつ実際に使用されている場合のみ数に含める。	
セス関係	- 1	(8)テレビ中観用	サンドの機 大利な事的 発力 発力	1 1	[68:	果報告その他		
1"	1	(9)大型トラック用	大部分の	1			検査実施日 年 月 日 年 月 5	
	ı	(10)売店用	41	\vdash				
	[(11)シャトルバス用	Colari (137-a SERSOR S	\vdash			検査得島者所属	
	_	(12)その包貫係者用	128 curulus 12 12 12 12 12 12 12 1				執筆担当者名	
	2.駐車 3.シャ	II項 トルバス乗降所	2007 000 000 000 000 000 000 000 000 000	1				
Ш			メディア間 VP用 質味を用 一般用				検査実施日 ※ 月 5 年 月 5	
ľ			表現				検査樹島看所属	
概容用数	大人! *1次 *1次		Y-ブル 美子 牧原 エアコン SWATES	1			 	
設備			第22 TVE-5- 異様か 兵衛記載 対計				块奎坦自有名	
					_			

トレーニング施設調査票

クラブ名			 数字または質問に対する回答を記述してください セルをケルケルてもらい、回答をご選択下さい
トレーニング施設名		傷者	 補足情報がある場合記入

	内容	F19/A											催考	
	立地状況	①ホームタウン内 / ②ホームタウン外												
	クラブハウス併設状況					077	プハウスあり /	②クラブハウ	スなし	-				
	所有者	土地						施設						
	施設管理者	管理会	社名	-										
	主な施設利用者	カデゴ		(ha74-)	のみ/アカデ	ニーのみがっ	ブンアカデミー	オマチーム	一般市民彩	用) など				
	Z-GARRATURES		カテゴリー (トゥブチームのみ/アガデミーのみ/トゥブレアガデミー/女子チーム/一般市民利用) など 専用 / 電先 / 一般利用											
	施設利用状況						976 / 1805	/ - BX+W						
1		優先の場合の利用方法												自治体との取極の等、優先利用条件その色を整
框			時期											
要	芝生の養生期間	養生期間中の		あり/なし 代替利用地			練習堪歌地内 / 敷地外							
	Mental	代替利用先 年国		В		時間(時間貸しの場合)								
	使用料	トップラ		1-	-		ı-z ''	女子		ecializa,		₹0		
	利用頻度	選	<u> </u>	選	•		-^- @	<u> </u>	<u> </u>	<u>a</u>	···		9	利用スケジュール等、活動実態・
	41/GIPUM	-8	特間	-8		B	時間	-8	時間	~8	時間	8	時間	利用頻度が分かる資料を添付
	施設の主な使用目的													
	ピッチ	ビッチA【名	48 1	ピッチ8[名	548s]	L'atci	28 I	Ľ y≯ D[4	549 I	ピッチE【名	S 1	ピッチF[を	48 J	ピッチに名称がある場合は記入
	L37	サッカー/フット		サッカー/フット				ופכ/-מפע		サッカー/フット		サッカー/フット		
	ピッチの用途	その他の場合は		その他の場合は			以知识名4至 面	その他の確定は		その他の場合は		その他の場合は		
	ピッチサイズ	m x m		m x		m x m		m x	-	m x	m	m x	m	
	H25	天然芝/人		天然芝/人			エ芝/グレー	天然芝/人	エ芝/ケレー	天然芝/人	エ芝/ケレー	天然芝/人	エ党/ケレー	
	天然芝の芝生の種類	7 4												
	直近の天然芝思普教設時期								-					
	放水胶瘤	8D /	なし	850 /	なし	80	/ なし	80 /	なし	80 /	ಬ	න ව /	なし	
	人工芝の場合	JFA23E	/その他	JFA2XE	/その他	JFA2N	図/その他	JFAZYE	3/その他	JFA23E2	/ { ob	JFA2\Y	₹0®	-
	人工芝のメーカー													
11	直近の人工芝張僧敷設時期													· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	屋根付きチームベンチ	න ව /	' &L	න ව /	なし	ක්ව	/ \$ab	8D /	なし	න ව /	なし	850 /	なし	
9						4-D / 4-V							0187	
	照明	890 / なし	01/72	あり / なし	03/72	あり/ない	UMA	あり / なし	OMYX	あり / なし	03/97	あり / なし	01/72	
タラウ	選問針	800 / ೮೩ 800 / ೮೩		80 / BU		80) / SQL		80 / 8U 80 / 8U		80 / ಫಒ		ಹ್ರು ಚಾಗ ಜ್ಯಾ / ಚಾಗ	U#/X	
ラウン				_				80 / BU		-				
ラウンド	遊園針		0本	あり / なし		807 / SQL	0本	80 / 3U / 3U		-	024		0*	
ラウン	遊園針 フェンスの有無 ゴール	あり / なし 埋め込み3 一般 ((本 (/多胎式 () 対	あり / なし 埋め込み: 一般	0本 次 多助式 () 対	あり / なし 埋め込み 一般	()対	85 / なし / なし 埋め込み: 一般	0本 式/移動式 () 対	あり / なし 埋め込み: 一般 (0本 (/移動式)対	あり / なし埋め込みの一般 (0本 式/移動式 () 対	
ラウンド数	遊園針 フェンスの有類	あり / なし 埋め込み3	(本 (/多胎式 () 対	歩り / なし 埋め込み	0本 次 多助式 () 対	あり / なし 埋め込み 一般	の本 あり 式/移動式	80 / なし / なし 理め込み:	0本 式/移動式 () 対	あり / なし 埋め込み	0本 (/移動式)対	あり / なし 埋め込み	0本 式/移動式 () 対	
ラウント放	遊園針 フェンスの有無 ゴール	あり / なし 埋め込み3 一般 ((本 (/多胎式 () 対	あり / なし 埋め込み: 一般	0本 次 多助式 () 対	あり / なし 埋め込み 一般	0本 80 / 式/移動式 ()対 ()対	80 / なし / なし 型め込み: 一般 ジュニア	0本 式/移動式 () 対	あり / なし 埋め込み: 一般 (0本 (/移動式)対	あり / なし埋め込みの一般 (0本 式/移動式 () 対	
ラウンド数	選重計 フェンスの有額 ゴール ゴール保有数 その他グラウント数値(参導等) クラブ専用金庫	あり / なし 埋め込みま 一般 (ジュニア	() 対 ()対	参り / なし 埋め込み: 一般 ジュニア	0本 3(移動式 () 対 () 対	あり / なし 埋め込み 一般 ジュニフ	() 対 () 対 () 対 () 対	あり / なし / なし 理め込み: 一般 ジェニア	0本 式/移動式 () 対 () 対	80 / なし 理め込み 一般 (ジュニア	() 対	参り / なし 埋め込み3 一般 (ジュニア	0本 式/移動式 () 対 () 対	
ラウンド数	選責計 フェンスの有額 ゴール ゴール保有数 その他グラウンド政権(砂場等) クラブ専用倉庫 時計(45分計)	参り / なし 理妨込み3 一般 (ジュニア	()対 ()対	参り / なし 埋め込み: 一般 ジュニア	()対 ()対 ()対	あり / なし 埋め込み 一般 ジュニン	0本 80 / 式/移動式 ()対 ()対	あり / なし / なし 理め込み: 一般 ジェニア	()対 ()対 ()対	80 / なし 埋め込み7 一般 (ジュニア	() 対 ()対	あり / なし埋め込みの一般 (0本 式/移動式 () 対 () 対	
ラウンド酸	選責計 フェンスの有額 ゴール ゴール保育数 その他グラウンド数額(砂場等) クラブ等用金庫 時計 (45分計) AED	参り / なし 理跡込みま 一般 (ジュニア 参り / 参り /	() 対(() 対(() 対(() 対() 対(() 対(() 対() () 対(() 対(() () () () () 対(() () () () () () () () () () () () ()	参り / なし 埋め込み3 一般 ジュニア	C本 2/移動式 () 対 () 対 () 対	あり / 以 埋め込み 一般 ジュニン あり 増所	の本 あり、 式(移動式 ()対 ()対 あり、 ()対 ()対	あり / なし / なし 埋め込み: 一般 ジュニア / なし あり	() 对 () 对 () 对 () 对	数)/ なし 理め込み2 一般 (ジュニア あり / がパス内/ピャ	0本 (/移動式) 対 () 対 () 対	あり / なし 埋め込みが 一般 ・ ジュニア	0本 () 對 ()對	
ラウント数	選責計 フェンスの有額 ゴール ゴール保育数 その他グラウンド際種(砂場等) クラブ等用金庫 時計(45分計) AED 観観用スタンド	参り / なし 理妨込み3 一般 (ジュニア	(本) (本) (大) (本) (本) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	参り / なし 埋め込み3 一般 ジュニア	() 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () 対	あり / 以 埋め込み 一般 ジュニン あり 増所	の本 あり / な式移動式 () 対 あり / なし / なし	あり / なし / なし 埋め込み: 一般 ジュニア / なし あり	()対 ()対 ()対 ()対 ()対 ()が ()が ()が ()が ()が ()が ()が ()が ()が ()が	80 / なし 埋め込み7 一般 (ジュニア	()対()対()対()対()が必要である。	あり / なし 埋め込みが 一般 ・ ジュニア	0本 () 対 () 対 () 対	
ラウント数	遊童計 フェンスの有額 ゴール ゴール保育数 その他グラウンド際種(砂場等) クラブ等用金庫 時計(45分計) AED 観覧相スタンド 観覧相スタンド・高数	参り / なし 理跡込みま 一般 (ジュニア 参り / 参り /	(本 文)等數式 () 対 () が () の路	参り / なし 埋め込み3 一般 ジュニア	() 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () なし (なし (なし	あり / 以 埋め込み 一般 ジュニン あり 増所	の本 あり、 な大移動式 () 対 あり、 がは、)対 あり、 がは、 がは、 の路	あり / なし / なし 埋め込み: 一般 ジュニア / なし あり	(少本 () 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () 対	数)/ なし 理め込み2 一般 (ジュニア あり / がパス内/ピャ	0本 (/移動式) 対 () 対 / なし / なし 0 席	あり / なし 埋め込みが 一般 ・ ジュニア	0本 式/容動式 () 対 () 対 () 対 (なし (なし 0 席	
ラウント数	選責計 フェンスの有額 ゴール ゴール保育数 その他グラウント数額(参填等) クラブ等用金庫 時計 (45分計) AED 観覧相スタント 観覧相スタント 観覧相スタント 源数 (75) 最根付き席数	参り / なし 理跡込みま 一般 (ジュニア 参り / 参り /	(本 大/修動式 ()対 ()対 ()対 (な) (な) (な) (な) (な) (の席	参り / なし 埋め込み3 一般 ジュニア	0本	あり / 以 埋め込み 一般 ジュニン あり 増所	の あり が 大学動式 () 対 あり / なし)対 あり / なし) クロ の席	あり / なし / なし 埋め込み: 一般 ジュニア / なし あり	() 対 () () () () () () () () () ()	数)/ なし 理め込み2 一般 (ジュニア あり / がパス内/ピャ	0本 (/移動式)対 ()対 / なし / なし の席 0席	80 / なし 埋め込が 一般 (ジュニア あり ,	0本 () 対 () 対 / なし 0席	
ラウンド酸	選責計 フェンスの有額 ゴール ゴール保有数 その他グラウント設備(砂場等) クラブ等用金庫 時計 (45分計) AED 観覧日スタント 観覧日スタント 観覧日スタント 観覧日スタント 観覧日スタント の方式を対した。	参り / なし 理的込み式 一般 ((ジュニア あり / あり /	() 対 () 対 () 対 () 対 () 対 (なし (なし (なし (なし (なし (なし (なん (なん) (なん) (なん) (なん) (なん) (なん) (なん)	参り / なし (理が込み) 一般 ジュニア 参り が	() 対 () 対 () 対 () 対 () 対 (なし (なし (なし (なし (の席 (の席	あり / なし 埋め込み 一般 ジュニン あり 増所 あり	の (本)	80 / なし (なし 理が込み: 一般 ジュニア (なし 80)	0本 次/移動式 () 対 () 対 () 対 (なし 例) ケラ (なし 0席 0席	8の / なし 埋め込み2 一般 (ジュニア 8の / がパス内/ピッ	0本 () 対 () が (80 / なし 埋か込が 一般 (ジュニア あり)	0本	
ラウント数	選責計 フェンスの有機 ゴール ゴール保有数 その他グラウント設備(砂填等) クラブ専用倉庫 時計 (45分計) AED 観観相スタント 観観相スタント (75) 最短付き路数 (75) 最近時候者用スタントを 観索スタントの椅子の複類	参り / なし 理的込み式 一般 ((ジュニア あり // あり //	(本 な) 対 () 対 () 対 () 対 (なし (なし (なし (の席 (の席 (の序 (の序) (参り / なし (理念込みが) 一般 : ジュニア 参り / 参り /	() 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () だ () 位 () 位 () 位 () の () の () の () の () が () が	あり / なし 埋め込み ・一般 ジュニン あり 場所 あり	の (本)	80 / なし (なし (なし (なし) ジュニア (なし 80)	0本	数の / なし 環的込みが 一般 (ジュニア あり / がパス内/どっ あり /	0本 (/等動式)対 ()対 が以 が必 の席 の席	80 / なし 埋め込みが 一般 (ジュニア 80 / 80 /	() 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () なし (なし (の席 (の席 (の席 (所称)))	
・ラウント設備	選責計 フェンスの有額 ゴール ゴール保有数 その他グラウンド設備(砂場等) クラブ専用倉庫 時計(45分計) AED 観覧用スタンド 観覧用表	80 / なし 理め込みは 一般 (ジュニア 80 / 80 / 80 /	(本)	参り / なし (理念込みが) 一般 : ジュニア 参り / 参り /	() 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () 位 (なし () の窓 () の窓 () の窓 () の窓	あり / なし 埋め込み ・一般 ジュニン あり 場所 あり	の本 あり ()対 ()対 あり ()対 ()対 ()対 ()対 ()が ()が ()が ()が ()が ()が ()が ()が	8D / なし (() 対 () 対 () 対 () 対 (なし の席 (なし の席 の席 の第 の第 の第 の第	800 / なし 「現め込みだ 一般 (ジュニア 800 / がバウス内/ピュ 800 /	() 対	80 / なし 埋か込かが 一般 (ジュニア あり)	() 対 () 対 () 対 () 対 (なし (なし (なし (の席 (の席 (の序 (の序)	
ラウント数	選査計 フェンスの有額 ゴール ゴール保有数 その他グラウンド設備(砂場等) クラブ専用倉庫 時計(45分計) AED 観視用スタンド 観覧用スタンド に 変数・スタンド・ の表別・の表別・の表別・の表別・の表別・の表別・の表別・の表別・の表別・の表別・	参り / なし 理妨込み3 一般 (ジュニア 参り / 参り / をり /	(本)	参り / 移し ・	0本 よ/移動式 () 対 () 対 () 対 () 対 () が ()	あり / なし 埋め込み ・一般 ジュニコ あり 塩所 あり コニスキャン	の本 あり ()対 ()対 あり /なし 0席 0席 0席 1-ス 人分	8D / なし 「空山とか」 一般 ジュニア / なし 8D / 8D / 8D / 9D / 9D / 9D / 9D / 9D / 9D / 9D / 9	() 対 () 対 () 対 () 対 (なし 例) ケラ (なし の席 の席 の席 の席 かった。	800 / なし 「現め込みだ 一般(ジュニア 800 / がバウス内/ピュ 800 / ピック ピック	(本)	 おり/なし 埋め込みが 一般(ジュニア あり, おり, (62/5897/立 (62/5897/立 	の本 な/移動式 () 対 / なし の席 の席 の席 の席 の席 の席 の席	
・ラウンド設備 エ 選	選責計 フェンスの有額 ゴール ゴール保育数 その他グラウンド政権(砂場等) クラブ等用治療 時計 (45分計) AED 観取用スタンド 観取用スタンド 観取用スタンド 観取用スタンド のち) 最初付き施数 (つち) 難選即侵者用スタンド 利利用者 ロッカー数 シャワー数	参り / なし 理的込みま 一般 (ジュニア 参り / 参り /	(本)	参り / 移し (理念込み: 一般 : ジュニア : 参り : を3 : の : の :	() 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () が () が () が () の窓 () の窓 () の窓 () の窓 () の窓 () の窓	あり / なし 埋め込み。 一般 ジュニコ あり 塩所 あり コース ロース ロース ロース ロース ロース ロース ロース ロース ロース ロ	の本 あり / まり / ない / 対 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	8D / なし 「空山上か」 一般 ジュニア / なし 8D / 8D / 8D / 9D / 9D / 9D / 9D / 9D / 9D / 9D / 9	(水) 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () が ()	80 / なし 「理め込みラー 一般 (ジュニア 80 / ガバフス内/ピ・ 80 / 80	(本)	 200 / なし 理め込みが 一般(ジュニア あり , おり , の人のの の人の の人の 	() 対 () が ()	クラブハウス付款のグラウントの場合に
・ラウンド 設備 エ	選査計 フェンスの有額 ゴール ゴール保有数 その他グラウンド設備(砂場等) クラブ専用倉庫 時計(45分計) AED 観視用スタンド 観覧用スタンド に 変数・スタンド・ の表別・の表別・の表別・の表別・の表別・の表別・の表別・の表別・の表別・の表別・	参り / なし 理妨込みま 一般 (ジュニア 参り / 参り / をり /	(本人) 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () 対 () が () の席 () の席 () の席 () の席 () が	あり / おし (理念込み:: 一般 : ジュニア あり : あり : の : の : の : の : の : の : の : の	0本 よ/移動式 () 対 () 対 () 対 () 対 () が ()	あり / 以 環防込み 一般 ジュニン あり 運所 あり ロ の に に の の の の の の の の の の の の の の の の	の本 あり ()対 ()対 あり /なし 0席 0席 0席 1-ス 人分	8D / なし 「理が込み! 一般 ジュニア / なし 8D / なし 8D / なり (なし 8D / な子 0 / な子	() 対 () 対 () 対 () 対 (なし 例) ケラ (なし の席 の席 の席 の席 かった。	800 / なし 「現め込みだ 一般(ジュニア 800 / がバウス内/ピュ 800 / ピック ピック	の本 () 対 () 対 () 対 () 対 の の の の の の の の の の の の の の の	89 / なし 埋め込みが 一般 (ジュニア あり , 825/2887/カ の) 0)	() 対 () が ()	クラブハウス(計数のグラウンドの場合に 記入不要

7	クラブハウス
4.	クフノ ハソス

-	内容	<u> </u>					fi	95個						優考	
I	強内もしくは重視付き練製機(ビッチ)					×m		ピッチ				190-18			
室		施設2	付法	ł m		×m		ピッチ 人工芝 / 床板 /ターケン / グルー /その他					の他	1	
内	トレーニングルーム	ಹ ೨ / ಚ∪		0部選 利用者②				トゥブ/ユース/トゥブ・ユース使用トゥブ/ユース/トゥブ・ユース使用							
レーニ	トレーニング部具 (主な器材を記載)	例) 5ンニ	ングマシン:	5台 ベンチプレス: 3台 1アロバイク: 3台 など											
צ	プール等	80 / tsl		広さ		m × m									************
5		ジャグシー		あり/なし		サウナ		あり / なし		<u> </u>	1				
	主な使用者	トップ		1-2		Jr1-2		女子チーム		ピタター用		書利用			
_	ロッカー数	0,59		0,5%		0人分		0A 9		0人分			(3		
I	シャワー数	OSS		0基 温水対応/冷水のみ		08			基	0		·	*	ļ	
更	シャワーの温度 バスタブの有難	選水対応/冷水のみ あり / なし		80 /		温水対応/			/殆水のみ / なし	387XXXIII	冷水のみ		/殆水のみ / なし		
衣室	冷浴機催	850 /		80 /		80 / 80 /			/ \$U	80 / 80 /			/ &U / &U		
_	洗面台	0,7		03 7		08			, 450 B	0			¥	1	
	Mr	80 /		857 /		80 /		<u> </u>	 / \$U	80 /		<u> </u>			
, A.	マッサージ査の有無	80 /				,						80 / til			
, • n	マッサージベット数	Q:		1											
BE ,		^79	酸	O:	台	趣	4	0	台	<u> </u>				†	
# Y	医酶室付帶酸價	202	以接	80 /	なし	AE	D	あり	/ なし	その他 (X練等)	あり	/ なし		
١.	踏盛名	252	コーチングス	(タッフルーム	ミーディ	ングルーム	リラック	スルーム	エキップメ	ムールイベ	ランドリ-	・乾燥室	応接度		
ש עז	部屋の有無	あり / なし	න ්ව ,	/ なし	あり	/ tab	あり	/ なし	あり	/ なし	あり	/ なし	850 / tal		
7	その他の諸窟	使用													
wal	チーム用食堂	න ව /		収容.	人数	0)									
Ř "	厨房設備	80 /										_			
7	クラブ事務所併設	全部 / 一										_			
9		-	↓「一部」併設の場合は以下に併設の署及び在路人数を記載してぐさい。												
5	Z ISTREE	###D			在席人数										
-	SE HERBERT					-	ᅅ	郵酬 ④				在席人数	ᅅ	.	
整	在席部署	部署②				在席人数	ᅅ	65 46 (3)				在席人数	0.L		
8 5	在席部署		1位	インタビュー	-24-2	-	ᅅ	67463 6746	(ゾーン	その他		在席人数 在席人数 その他	ᅅ		
8 5	路窗名	部署(3)	植	インタビュー	-2<2	在席人数	ᅅ	67463 6746	(ゾーン	その他 ()		在席人数	ᅅ	情劳心脏阻下结组: T. 以唯会社	Z.05043 1
務 IX 概	謝査名 主な使用用途	部署② 部署③ 記者				在席人数 在席人数 ラウン	0人 0人 が	67463 6746	(ゾーン	()		在席人数 在席人数 その他 ()	ᅅ	故窓を被用で使用している場合は	その旨記入
数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数	諸玄名 主な使用用途 溶数 (部曜数)	部署② 部署③ 配律	8	01	is .	在席人数 在席人数 ラウン	0人 0人 パダ	67463 6746	(ゾーン	()	8	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人	旅店を傾用で使用している場合は	その旨記入
数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	謝査名 主な使用用途	部署② 部署③ 記者	なし		is .	在席人数 在席人数 ラウン	0人 0人 パダ	67463 6746	パゲーン	()	8	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人	諸富を専用で使用している場合は	その旨促入
(A)	甜煎名 主な使用用途 溶数(舒服数) 無線LAN	部署② 部署③ 記章 0; あり /	を なし なし	01	雪 なし	在席人数 在席人数 ラウン	O人 O人 パダ ぎ なし	67463 6746	ぴーン	()	第 / なし	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 8 8 7 なし	旅高を幾所で使用している場合は	その旨記入
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	路商名 主な使用用途 席数(你是級) 毎歳LAN インフォメーションボード	部署② 部署③ 記律 の。 あり / あり /	客 なし なし き	89 /	ない	在席人数 在席人数 ラウン の派 あり /	0人 0人 ッタ が なし	67463 6746		() 38-9 /	おし	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 席 / なし	旗富を離用で使用している場合は	その旨記入
おお 以 報道関係管用スペ	部面名 主な使用用途 常数(部種数) 無線LAN インフォメーションボード TVモニター ビッチの視距性 練習グラウンドへの	部署② 部署③ 記律 の; あり / あり /	数 数 対 対	03 89 /	ない	在席人数 在席人数 ラウン の派 あり /	0人 0人 ッタ が なし	部署® 部署® ミックフ		() 389 / 890 /	おし	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 席 / なし	旗富を離用で使用している場合は	その旨記入
一部 以 報道関係費用スペー	財政名 主な使用用途 溶放(砂理例) 無線LAN インフォメーションボード TVモニター ビッチの収退性 接触グラウンドへの 根道映像被要用散練	部署② 部署③ ロ: おり / おり /	客 なし なし さし なし なし	03 89 /	ない	在席人数 在席人数 ラウン の派 あり /	0人 0人 ッタ が なし	部署® 部署® ミックフ		() 389 / 890 /	おし	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 席 / なし	描画を製用で使用している場合は	その旨紀入
一部 以 報道関係費用スペース	部面名 主な使用用途 常数(部種数) 無線LAN インフォメーションボード TVモニター ビッチの視距性 練習グラウンドへの	部署② 部署③ 0; 50 / 50 / 0; 50 / 50 /	客 なし なし さし なし なし	03 89 /	ない	在席人数 在席人数 ラウン の派 あり /	0人 0人 ッタ ば なし	部署® 部署® ミックフ	/ tstu	() 389 / 890 /	おし	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 席 / なし	旅客を展開で使用している場合は	その旨記入
一部 以 報道関係費用スペース	財商名 主な使用用途 定数(砂理税) 無数(砂理税) 無額LAN インフォメーションボード TVモニター ビッチの視路性 経過遊吸経管視形放線 報道関係管専用トポル	部署② 部署③ 0; 50 / 50 / 0; 50 / 50 /	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	03 89 /	をし なし	在席人数 在席人数 ラウン の派 あり /	0人 0人 プラ なし 計 なし	部署(3) 部署(3) ミックフ	/ til.	() 389 / 890 /	名 ' 私, 台	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 席 / なし	語音を観用で使用している場合は	その旨記入
一部 以 報道関係者用スペース	財富名 主な使用用途	部署② 部署③ に対 のは あり / のり あり / のり あり /	数 数 数 数 数 数 数	01 859 / 01 859 /	を ない。 ない。 ない。 人数	在球人数 在席人数 990 0所 890 /	0人 0人 7 なし 7 なし	部報(3) 部報(3) を表(3) をか(4) をか(4) をか(4) をか(4) をあ(4) を表(4) を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	/ 私	890 / 890 /	第 放	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 席 / なし	部高を観用で使用している場合は	その旨起入
路 以 報道関係者用スペース メ	対象を 主な使用用途 溶数(部屋数) 無線LAN インフォメーションボード TVモニター ビッチの視距性 練習グラウンドへの 根端旋即保着専用シが こマクスゾーンの原根 一般用飲食機器	部署② 部署③ 记者 03 あり / 04 あり / 05 あり /	\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	01 あり / 06 あり /	を ない。 ない。 ない。 人数	在席人数 在席人数 993 05 89 / 06 80 /	0人 0人 7 なし 7 なし	部報(3) 部報(3) ミックン あり 。 とツチの	/ 私	() ab) / oi ab) /	第 放	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 席 / なし	諸富を展用で使用している場合は	その旨記入
路 以 報道関係者用スペース メー	財商名 主な使用用途 原数(舒理段) 無線LAN インフォメーションボード TVモニター ビッチの規則性 機関グラウンドへの 根道関係者専用計解 根域関係者専用トイレ ミックスプーンの歴程 一般用飲食権数 ラウンジ トロフィー等展示スペース 自動販売機	部職② 部職③ ()()	\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	の記 あり / の記 あり / 収容.	京 なし けん なし 人数 人数	在席人数 を	0A 0A 77 81 81 81	影響(3)影響(3)ミックスあり 。とッチのピッチの	/ なし / なし / なし / 投版性	() 80) / Oth 80) / 80)/ 80)/	· 本人	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 席 / なし	諸富を緩用で使用している場合は	その旨記入
粉 以 報道関係者用スペース メ 一般関	財富名 主な使用用途	部署② 部署③ (3) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	01 あり / 06 あり /	京 なし けん なし 人数 人数	在席人数 在席人数 993 05 89 / 06 80 /	0A 0A 77 81 81 81	影響(3)影響(3)ミックスあり 。とッチのピッチの	/ なし / なし / なし / 投版性	() 80) / 00 80) / 80)/ 80)/	· 本人	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 席 / なし	語高を破消で使用している場合は	その旨記入
粉 以 報道関係者用スペース メ 一般関	財商名 主な使用用途 原数(舒理段) 無線LAN インフォメーションボード TVモニター ビッチの規則性 機関グラウンドへの 根道関係者専用計解 根域関係者専用トイレ ミックスプーンの歴程 一般用飲食権数 ラウンジ トロフィー等展示スペース 自動販売機	影響② 影響③ (2) (3) (3) (4) (5) (5) (7) (8) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	8 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	の記 あり / の記 あり / 収容.	京 なし けん なし 人数 人数	在席人数 を	0A 0A 77 81 81 81	影響(3)影響(3)ミックスあり 。とッチのピッチの	/ なし / なし / なし / 投版性	() 80) / 00 80) / 80)/ 80)/	· 本人	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 席 / なし	諸富を観用で使用している場合は	その旨足入
粉 以 級益関係者用スペース メ 一般関放	財富名 主な使用用途	新聞② 「新聞③ 「お問③ 「おり」 「もり」 「もり」 「もり」 「もり」 「もり」 「もり」 「もり」 「もり」 「もり」 「もり」 「もり」 「もり」 「もり」 「もり」 「もり 「もり 「もり 「もり 「もり 「もり 「もり 「もり	数し 数し 数し 数し 数し 数し 数し 数し 数し 数し 数し 数し 数し 数	の記 あり / の記 あり / 収容.	京 なし けん なし 人数 人数	在席人数 を	0A 0A 77 81 81 81	影響(3)影響(3)ミックスあり 。とッチのピッチの	/ なし / なし / なし / 投版性	() 80) / 00 80) / 80)/ 80)/	· 本人	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 席 / なし	語言を破用で使用している場合は	eeo Biz A
一部 以 報道関係者用スペース メ 一般関放 × T	対象を 主な使用用途	部職② 部職③ (3) (3) (4) (5) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	数し 数し 数し 数し 数し 数し 数し 数し 数し 数し 数し 数し 数し 数	01 あり / 06 あり / 収容 収容	空 なし おし 大数 人数 入数 ハアクセス	在席人数 を	0A 0A 77 81 81 81	影響(3)影響(3)ミックスあり 。とッチのピッチの	/ なし / なし / なし / 投版性	() 80) / 00 80) / 80)/ 80)/	· 本人	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 席 / なし	加高を制用で参加している場合は	tonic
一部 以 報道関係者用スペース メ 一般関放 XI	対象を を 主な使用用途 定数 (舒強数) 無線LAN インフォメーションボード TVモニター ビッチの視路性 練習グラウンドへの 根端波剛保管機再用的 を がある施数 ラウンジ トロフィー等展示スペース 自動販売機 一般用ドサレル 練習グラウンドへの 一般用・大人 一般性 一般性 一般性 一般性 一般性 一般性 一般性 一般性	部職② 部職③ (5) (5) (5) (5) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	01 あり / 06 あり / 収容 1-イレへの	度 なし なし 台 なし 人数 人数 人数	在席人数 を	0人 0人 7 なし 3 なし 0 6 0 6	影響(3)影響(3)ミックスあり 。とッチのピッチの	/ なし / なし / なし / 投版性	() 80) / 00 80) / 80)/ 80)/	· 本人	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 席 / なし	部高を観用で使用している場合は	その旨記入
一般は関係者用スペース × 一般関放 × I む	部面名 主な使用用途 形数(部種数) 無線LAN インフォン・ランボード TVモンター ビッチの視距性 接質グラウンドへの 根磁速関係を関連が を受けるのを ・一般用数 食権取 ・一般用数 食権取 ・一般用数 食権取 ・一般の一般である。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新報② ・	等 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	(2) おり / (2) おり / (2) ので (2)	富ない。台ない人数人数	在席人数 を	0人 0人 0人 0人 6 0台 0台	影響(3)影響(3)ミックスあり 。とッチのピッチの	/ なし / なし / なし / 投版性	() 80) / 00 80) / 80)/ 80)/	· 本人	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 席 / なし	部富を観用で使用している場合は	10000000000000000000000000000000000000
一般は関係者用スペース メ 一般開放 XI 動態を	財商名 主な使用用途 原数(部建設) 無線LAN インフォメーションボード TVモニター ビッチの視距性 接管グラウンドへの 根道遊師保有専用レレ ニックスソーショの配包 一般用放放施数 ラウン等 トロフィー等展示スペース 自動を開発 ・	部職② 部職③ (3) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8		01 おり / 06 おり / 双音 収容 1-イレへの	室 ない はい	在席人数 を	0人 0人 0人 0人 0人 0日 0日 </td <td>影響(3)影響(3)ミックスあり 。とッチのピッチの</td> <td>/ なし / なし / なし / 投版性</td> <td>() 80) / 00 80) / 80)/ 80)/</td> <td>· 本人</td> <td>在席人数 在席人数 その他 ()</td> <td>0人 0人 席 / なし</td> <td>語音を観用で使用している場合は</td> <td>で</td>	影響(3)影響(3)ミックスあり 。とッチのピッチの	/ なし / なし / なし / 投版性	() 80) / 00 80) / 80)/ 80)/	· 本人	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 席 / なし	語音を観用で使用している場合は	で
一般は関係者用スペース メー般関放 メエ かほきほ	部面名 主な使用用途 形数(部種数) 無線LAN インフォン・ランボード TVモンター ビッチの視距性 接質グラウンドへの 根磁速関係を関連が を受けるのを ・一般用数 食権取 ・一般用数 食権取 ・一般用数 食権取 ・一般の一般である。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新報② ・		(2) おり / (2) おり / (2) ので (2)	電 なし とし とし はし とし なし とし なし とし なし とし なし とし なし とし なし とし ない とし	在席人数 を	0人 0人 0人 0人 6 0台 0台	影響(3)影響(3)ミックスあり 。とッチのピッチの	/ なし / なし / なし / 投版性	() 80) / 00 80) / 80)/ 80)/	· 本人	在席人数 在席人数 その他 ()	0人 0人 席 / なし	部高を観用で使用している場合は	その旨記入

3. 選手寮

	内容			7199				個考
	選手寮併設状況	トップチーム用	ユース用	その他	その他	その他	その他	
	寮の有無	あり / なし	859 / \$5U	あり / なし				
	立地状况	練習堪撒地內 / 影地外	吃內 / 包括外 練習福祉地內 / 最低外 練習複数地內 / 是					
1	入居可能人数	DJ. S)	0人分	0人分				
	食事設備	あり / なし	あり / なし	85 / 12U				
選手			寮の名称		•	住所		
寮		1						
	所在地	2			•			
		3						
		4				_		
		5						

トップチームの練習場に関する確認書

		(以下「施討	と所有	者」という)	_ح_	(以下「	ライセンス			
申請者」	という)は、	クラブが		<u>(</u> لا)	以下「当練習場」	という)を	トップチー			
					丿であることを 確					
				記						
	所有者は、3 を認めている		ライセ	ンス申請者の	りトップチーム の	の練習場とし	で使用する			
			⋾請者	·のトップチー	-ムの練習環境研	確保に協力し	ん、クラブが			
希望	 施設所有者は、ライセンス申請者のトップチームの練習環境確保に協力し、クラブが 希望する日時に当練習場を使用できるよう配慮しています。 									
							以上			
							22			
	年	月 日								
				施設所有者						
							ro			
							印			
				クラブ						
							印			
【リリーク	ブ使用欄】									
提出日	担当者	CLA統括		現地ヒア	リング	L.M				
/				実施する						
				実施しない						
	1	4				L	ı			

人事·組織体制基準 会社概要表

年 月 日現在

クラブ名							-		<u>-</u>	•	
社名							設立年	: A D			
代表者氏名	-				() 歳	決算				
1022124	 					/ Jask	人子	FH	土地	: / # !	有or賃借)
本社所在地	TEL	- 1			FAX	1			建物		有or質借)
クラブハウス	=				1 17/4	· .		-	土地		有or質借)
) クランハ・ノス 所在地	TEL				FAX				建物		有or負泪)
メイン練習場	7				1 1700				土地		有or質借)
パイン麻首場 所在地	TEL				FAX						有or質借)
選手寮	7				117				土地		有or質借)
医子宗 所在地	TEL	<u> </u>			FAX			_	建物	_	有or質值/ 有or質借)
その他事務所	7				1 177				土地		有or質借)
住所	TEL				FAX				<u></u> 建物		有or賃借)
資本金	166		円(う	 ち資本金)	117/		m (5±			(173	円
ホームタウン			<u> </u>	つ貝本亚)			D ()	貝本华州亚	<u> </u>		
- A A / / /	1							7 45	可能数	()人
ホームスタジフ	₹/. ·	所有者				***************************************			HJ RESEX		
* 4///	′ *	指定管理者									
	12.18.07			合計	名	*********				合計	名
常勤役員	1.04.95	The state of the s	名	HRI	79	正社員·出向			(うち、出		
非常勤役員			名			契約・派遣			(75, 1		
	765	(罪手)住除(4)		合計	名	トップチームス					口 名
ユース監督			名	MBI	74	ユースコー		···			" 名
Jrユース監督	<u> </u>		名			Jrユースコ・	-				12 名
ジュニア監督・コーチ			名			スクールコ・					卫 名
取締役·監査	 役一階		<u>H</u>			株主上位		発行済株	寸丝数		株
① (役職)	(氏:	名)		(常勤・	非常勸)	① (株主名)		Tours		(小数第一	-位まで:%
2					<i>y</i> 1 ·11·24 <i>y</i> ,	2					%
3				+		3			•		%
4						4)					%
<u>5</u>				<u> </u>		5					%
6						6					%
<u> </u>				-		0					%
8				_+		8			·- -		%
9				i		9					%
<u></u>				-†		10					%
10						10					%
12				-		12			•		%
13						13				-	%
14	1					140					%
15						15					%
上記以外の取締	命役・監査	査役がある場合	きは、下記3	空欄に記入	する			上記以夕	の株主		先
会計監査人						上記以外に自治	体からの	D出資があれば	ま以下に 翫	시	
7.11 424 m 4013											

リーグ使用欄】

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			□ 実施する □ 実施しない	

人事・組織体制基準 担当者一覧表

		クラブ名 :		
ライセンス基準	クラブ役職	資格・ライセンス	氏名	前年から
D00 体束联结机			(英語)	変更なし
P.02 代表取締役			(氏名)	変更あり
P.03 ファイナンス			(英語)	変更なし
オフィサー			(氏名)	変更あり
P.04 オペレーション			(英語)	変更なし
オフィサー			(氏名)	変更あり
P.05 セキュリティ			(英語)	変更なし
^{P.05} オフィサー			(氏名)	変更あり
P.06 メディア			(英語)	変更なし
オフィサー			(氏名)	変更あり
P.07 マーケティング			(英語)	変更なし
担当			(氏名)	変更あり
P.08 / / 医師			(英語)	変更なし
P.08 (メディカルドクター)			(氏名)	変更あり
P.09 理学療法士			(英語)	変更なし
1.00 至于派丛工			(氏名)	変更あり
P.10 トップチーム監督			(英語)	変更なし
1:10 インノン 八皿目			(氏名)	変更あり
P.11 トップチームコーチ			(英語)	変更なし
1:11 1:227 AB 7			(氏名)	変更あり
P.12 アカデミー ダイレクター		アカデミー	申請書(書式S-01)で確認	
P.13 アカデミーチーム 監督	アカデミ―申請書(書式S-01)で確認			
P.14 アカデミーチーム コーチ		アカデミー	申請書(書式S-01)で確認	
			(英語)	変更なし
P.15 警備員	I	1		

(氏名)

【Jリーグ使用欄】

警備員

P.15

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			□ 実施する □ 実施しない	

変更あり

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名] [会社名] [代表者名]

囙

通知書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 P.16 に関して)

Jリーグクラブライセンス交付規則における基準 P.16 につき、前年度に提出した書類の内容に変更がないことから、当該書類を今年度の提出書類に代えることを、本書をもって通知いたします。

以上

Ī	提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
	/			□ 実施する □ 実施しない	

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

通知書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 P.16 に関して)

Jリーグクラブライセンス交付規則における基準 P.16 につき、前年度に提出した書類の 内容から下記の点について変更いたしますので、本書を添えて、変更部分についてライセ ンス申請に必要な書類を提出いたします。

(変更前と変更後について記入。具体的に記入し、資料もあわせて提出すること)

公益社団法人日本プロサッカーリーグ御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名] 「代表者名]

印

通知書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 P.17 に関して)

当クラブが J リーグに対し 2015 シーズンについてのライセンス交付申請を提出した後、ライセンス申請書類に記載した内容に変更が生じましたので、その内容を本通知書 $\underline{別紙(書</u>式 P-17 別紙) 記載のとおり通知いたします。$

以上

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			実施する 実施しない	

(別紙)

ライセンス申請者

[クラブ名] [会社名] [代表者名]

1. 変更の発生日 2. 変更内容(具体的に記入し、資料もあわせて提出すること)

公益社団法人日本プロサッカーリーグ御中

ライセンス申請者

[クラブ名] [会社名] [代表者名]

印

人員の交代に関する通知書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 P.18 に関して)

当クラブが J リーグに対し 2015 シーズンについてのライセンス交付申請を提出した後、ライセンス申請書類に記載した内容に変更が生じましたので、その内容を下記のとおり通知いたします。

記

1. 交代	の決定日					
	全	Ē	月	日		
-						
2. 交代	 内容		,			
【交代前	7					
担当	羊務	(番号) P.		(名称)		
j	氏名					
氏名(。	よみがな)					
氏名	(英語)					
【交代後]					
担当業務		(番号) P.		(名称)		
J	氏名					
氏名(よみがな)					
氏名	(英語)					
職務に相	当する基準	満たし	している	満たして	ていない	
						以上
【リリーク	が使用欄】					
提出日	担当者	CLA統括	現	地ヒアリング	LM	
/			□ 実施す □ 実施し			

玍	月	日
	σ	-

公益社団法人日本プロサッカーリーグ御中

ライセンス申請者

[クラブ名] [会社名] [代表者名]

印

【 】担当適正証 発行申請

以下の者を【 】担当として任命し、Jリーグに登録するにあたり、【 】担当 の適正証を発行いただきたく、対象者の経歴書を添えて申請いたします。

記

適正証発行を 申請する役職	P. ●●		
当該役職に 必要な資格・経験			
(ふりがな) 対象者氏名			
クラブでの役職			
主な職務経歴			
※上記資格・経験に対応			
する範囲のみで可			

以上

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			□ 実施する □ 実施しない	

○○○○年○○月○○日

[クラブ名] [会 社 名] [代表者名]

様

公益社団法人日本プロサッカーリーグ ライセンスマネージャー ○○ ○○

【 】オフィサー適正証

期クラブより提出された【 】オフィサー適正証発行申請に基づき、Jリーグクラブライセンス事務局にて審査した結果、下記の方を【 】オフィサーとしての資格を満たすものと認めます。

記

適正証の対象 となる役職	P. ••					
クラブ名						
(ふりがな) 対象者氏名						
適正証発効日		年	月	日	より	

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			□ 実施する□ 実施しない	

公益社団法人日本プロサッカーリーグ御中

ライセンス申請者

[クラブ名] [会社名] [代表者名]

印

宜言書

当クラブは、**2015** シーズンのライセンス申請(以下「本ライセンス申請」という)に関連して、以下のとおり宣言いたします。

1. はじめに

- (1) 当クラブは公益財団法人日本サッカー協会(以下「JFA」という)の理念およびビジョン、公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「Jリーグ」という)の理念、活動方針に賛同し、それらに従って活動する。
- (2) 当クラブは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、これらの勢力に対して毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わない。
- (3) 当クラブは人権を尊重し、人種、民族、国籍、宗教、思想、性別、年齢、信条等による、いかなる差別も認めない。

2. L.01 基準について

当クラブは、本宣言書をもって以下の各事項を確認し、約束しまたは了承する。

- (1) 国際サッカー連盟(以下「FIFA」という)、アジアサッカー連盟(以下「AFC」という)、JFAおよびJリーグの規約、規程、規則および決定が当クラブに対して法的拘束力を有し、当クラブはこれらを遵守しなければならないこと。
- (2) 当クラブが関係する国際的な次元の紛争、とりわけFIFAおよび/またはAFCが関与している紛争については、Court of Arbitration for Sports (以下「CAS」という)が専属的管轄を有すること。
- (3) FIFA、AFC及びJリーグ規約に基づき、普通裁判所への提訴はできないこと。
- (4) 国内レベルにおいてはJFAまたはJリーグに公認されている競技会で競技すること。
- (5) 大陸レベルにおいては、親善試合を除き、AFCに公認されている競技会に出場する こと。

- (6) 「Jリーグクラブライセンス交付規則」の条項および条件を遵守すること。
- (7) 「本ライセンス申請」に関連して J リーグに提出済みのすべての文書は完全かつ 正確であること。
- (8) Jリーグ、第一審機関及び上訴機関に対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、上訴手続の際には、日本の適用法令に従って関連する公的機関または民間団体から情報を求める権限を与えること。
- (9) AFCが評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるスポットチェック(抜き打ち検査)を実施する権利を留保していること。
- (10) AFCが国内レベルにおけるスポットチェック手続を行わない場合、FIFAが評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるスポットチェック(抜き打ち検査)を実施する権利を留保していること。
- (11) 本宣言書を含むライセンス申請書類の提出後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的事象について、「Jリーグクラブライセンス交付規則」で定められた期限までにライセンサーに通知すること。

3. L.02 基準について

- (1) 本基準に基づいて提出する<u>当クラブの定款</u>は、当クラブの最新の定款の真正、正確かつ完全な写しであって、当該定款は本宣言書日現在完全な効力を有する。
- (2) 本基準に基づいて提出する<u>履歴事項全部証明書</u>は、当クラブの[**]年**[**]月**[**] 日付**履歴事項全部証明書であって、本宣言書日現在の当クラブの状況を正確に反映している。
- (3) 本基準に基づいて提出する<u>印鑑登録証明書</u>は、当クラブの**[代表取締役 or 理事長]である[氏名]の[]年[]月[]日付**印鑑登録証明書であって、本宣言書日現在において、当該印鑑登録は何らの変更も取消もされておらず、有効に登録されている。

4. L.03 基準について

- (1) 当クラブの [株主 or 社員] 及びその [持株数 or 出資口数] ・ [持株比率 or 出資 割合] 並びに組織体制は<u>別紙にて添付する株主一覧およびクラブ組織図</u>記載のとお りである。
- (2) また、当クラブの経営、管理運営および/または競技活動にかかわるいかなる自然人も法人も、直接的または間接的に、以下のいずれにも該当していない。
 - (i) 同じ競技会に出場している他のクラブの証券、株式又は社員権を保有するか または取引すること。
 - (ii) 同じ競技会に出場している他のクラブの株主又は社員の議決権の過半数を有 すること。
 - (iii) 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構

成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること。

- (iv) 同じ競技会に出場している他のクラブの株主又は社員であり、かつ、そのクラブのその他の株主又は社員と締結した契約に従って、当該クラブの株主又は社員議決権の過半数を単独で有していること。
- (v) 同じ競技会に出場している他のクラブの株主、社員又はメンバーであること。
- (vi) 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理および/または競技 活動に何らかの地位において関与していること。
- (vii) 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理および/または競技 活動について何らかの権原を有していること。

5. F.03 基準について

当クラブは、昨年12月31日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金(FIFA選手資格委員会、FIFA紛争解決室およびCAS等による最終的で拘束力のある決定によるもの)を負っていない。ただし、本年3月31日までに完全に和解している場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当しない場合を除く。

6. F.04 基準について

当クラブは、昨年12月31日の時点で、現在および過去の従業員(適用される「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」に従ったすべてのプロ選手、ゼネラルマネージャー、ファイナンスオフィサー、セキュリティオフィサー、メディカルドクター、理学療法士、トップチームのヘッドコーチおよびアシスタントコーチ、ユース育成責任者ならびにユースコーチを含む)との間の契約上のおよび法律上の義務に関して、当該従業員、社会保険当局及び税務当局に対して、期限経過未払金を負っていない。ただし、本年3月31日までに完全に和解している場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当しない場合を除く。

以上

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
			□ 実施する	
/			□ 実施しない	

年	月	Я

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名] [会社名]

[代表者名]

印

通知書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 L.02 に関して)

Jリーグクラブライセンス交付規則における基準 L.02 の提出書類のうち、当クラブの定 款原本につきましては、[] 年度に提出した書類の内容に変更がないことから、当該 書類を今年度の提出書類に代えることを、本書をもって通知いたします。

以上

提出日	担当者	CLA統括		現地ヒアリング	LM
/			i	実施する	

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

通知書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 L.04 に関して)

Jリーグクラブライセンス交付規則における基準 L.04 につき、前年度に提出した書類の 内容から下記の点について変更いたしますので、本書を添えて、変更部分についてライセ ンス申請に必要な書類を提出いたします。

以上

変更内容
(変更前と変更後について記入。具体的に記入し、資料もあわせて提出すること)

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			□ 実施する □ 実施しない	

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名] [会社名] [代表者名]

囙

表明書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 F.05 に関して)

当クラブは、2015シーズンのライセンス申請に関連して、以下のとおり表明します。

記

当クラブの直近の監査済財務諸表の基準日である[]年[]月[]日以降に発生した、当クラブの財務状況に悪影響を及ぼし得る主要な経済的重要性のある事象または状況は、本表明書別紙(書式 F-05 別紙)記載のとおりである。

以上

提出日	担当者 CLA統括 現地ヒアリング		現地ヒアリング	LM
/			□ 実施する □ 実施しない	

(別紙)

1. 当クラブの直近の監査	済財務諸表の	基準日	
年		目	
2. 当クラブの財務状況に	悪影響を及ぼ	し得る主要	な経済的重要性のある事象または状況
			_
[記載すべき事項が	ある・	なし	
ツょっほんいけつこり仕む	-≓nati Yordel	1 + 1- 11-m	· 相 山 - カ マ テ 1.
※ある場合は以下に具体的	記入し、資料	もめわせて	佐田すること

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名] [会社名] [代表者名]

印

通知書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 F.07 に関して)

当クラブが J リーグから 2015 シーズンについてのライセンスの交付を受けた後、ライセンス申請書類に記載した事項についての重大な変更または当クラブの財務状況に悪影響を及ぼし得る主要な経済的重要性のある事象又は状況が発生したことが判明したので、本通知書別紙(書式 F-07 別紙)記載のとおり通知いたします。

以上

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			□ 実施する □ 実施しない	

(別紙)

ライセンス申請者

[クラブ名][会社名][代表者名]

1.	通知対象の種類	(いずれかに〇)		
(① ライセンス申 詞	清書類に記載した	と事項について	の重大な変更
(② 当クラブの財教	努状況に悪影響る	を及ぼし得る主	要な経済的重要性のある事象または
	状況			
2.	通知対象事項の多	発生日		
	4	年 月	1	日
3.	当該事項の内容	(具体的に記入し	ン、資料もあわ	せて提出すること)

© 2014 公益社団法人 日本プロサッカーリーグ 〒113-0033 東京都文京区本郷 3-10-15 JFAハウス9階 TEL 03 (3830) 2006 発行者∕村井 満

印刷/株式会社 TONEGAWA

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ